

行橋市地域防災計画(案)

第1編 風水害等災害対策編

令和6年5月

行橋市防災会議

計画書の改訂か所：追加・変更を下線で示す。

第1編 風水害等災害対策編

目次

第1部 総則（各編共通）

第1章 計画の目的・性格等	1
第1節 計画の目的等	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	2
第4節 用語	4
第2章 防災面から見た行橋市の特性	5
第1節 市の概況	5
第2節 行橋市の気象災害の特色	12
第3節 行橋市の地震・津波災害の特色	15
第3章 災害の想定	16
第1節 風水害等災害の想定	16
第2節 地震災害の想定	17
第3節 津波災害の想定	21
第4章 重点的に取り組むべき地震・津波対策	23
第5章 防災関係機関等の業務大綱	25
第1節 実施責任	25
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	26
第3節 市民及び企業等の基本的責務	38
第6章 計画の運用等	39
第1節 平常時の運用	39
第2節 災害時の運用	41
第3節 計画の周知	41
第7章 災害に関する調査研究の推進	42

第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化	43
第1節 治水治山の対策	43
第2節 土砂災害の防止	48
第3節 高潮等の対策	54
第4節 火災の予防	56
第5節 都市構造の防災化	61
第6節 建築物及び文化財等の災害予防	64
第7節 中高層建築物の災害予防	67
第8節 一般通信施設の災害予防	70
第9節 電気施設、ガス施設の災害予防	71
第10節 上水道・下水道施設の災害予防	73
第11節 交通施設の災害予防	76
第2章 市民等の防災力の向上	78
第1節 市民が行う防災対策	78
第2節 自主防災体制の整備計画	79
第3節 企業等防災対策の促進計画	84
第4節 防災知識の普及	87
第5節 防災訓練の充実	93
第6節 市民の心得	97
第3章 効果的な応急活動のための事前対策	99
第1節 広域応援・受援体制の整備	99
第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	101
第3節 災害救助法等の運用体制の整備	106
第4節 気象等観測体制の整備	107
第5節 情報管理体制の整備	108
第6節 広報・広聴体制の整備	112
第7節 二次災害の防止体制の整備	114
第8節 避難体制の整備	116
第9節 交通・輸送体制の整備	126
第10節 帰宅困難者支援体制の整備	128
第11節 医療救護体制の整備	131
第12節 要配慮者安全確保体制の整備	134
第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備	140
第14節 災害備蓄物資等の整備・供給	142
第15節 住宅の確保体制の整備	146
第16節 保健衛生・防疫体制の整備	147
第17節 災害廃棄物処理体制の整備	148
第18節 農林水産業の災害予防	150
第19節 複合災害の予防	153
第20節 防災関係機関における業務継続計画	154

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立	155
第1節 市の組織体制の確立	155
第2節 自衛隊の災害派遣要請	168
第3節 応援要請	172
第4節 災害救助法の適用	175
第5節 要員の確保	178
第6節 災害ボランティアの受入・支援	181
第2章 災害応急対策活動	185
第1節 防災気象情報等の伝達	185
第2節 被害情報等の収集伝達	196
第3節 広報・広聴	203
第4節 避難対策の実施	206
第5節 水防対策の実施	224
第6節 消防活動	227
第7節 警備対策の実施	230
第8節 救出活動	232
第9節 医療救護	235
第10節 飲料水の供給	240
第11節 食料の供給	243
第12節 生活必需品等の供給	248
第13節 交通対策の実施	252
第14節 緊急輸送の実施	256
第15節 保健衛生、防疫、環境対策	260
第16節 要配慮者の支援	266
第17節 安否情報の提供	269
第18節 遺体の捜索、収容及び火葬	271
第19節 障害物の除去	275
第20節 文教対策の実施	278
第21節 住宅の確保	282
第22節 災害廃棄物等の処理	287
第23節 一般通信施設の災害応急対策	291
第24節 電気施設、ガス施設の災害応急対策	293
第25節 上水道、下水道施設の災害応急対策	295
第26節 交通施設の災害応急対策	297
第27節 土砂災害の応急対策	298
第28節 中高層建築物の災害応急対策	300
第29節 二次災害の防止	302
第30節 農林水産施設等の災害応急対策	304

第4部 災害復旧・復興計画（各編共通）

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	309
第1節 基本方針	309
第2節 災害復旧・復興計画の構成	310
第3節 行橋市災害復旧・復興推進本部の設置	310
第2章 災害復旧事業の推進	311
第1節 復旧事業計画	311
第2節 激甚災害の指定	313
第3章 被災者等の生活再建等の支援	316
第1節 罹災証明の発行	316
第2節 被災者台帳の整備	318
第3節 生活相談	320
第4節 女性のための相談	320
第5節 雇用機会の確保	321
第6節 義援金品の受付及び配分等	322
第7節 生活資金の確保	324
第8節 郵便事業の特例措置	327
第9節 租税の徴収猶予、減免等	328
第10節 災害弔慰金等の支給等	330
第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	332
第4章 経済復興の支援	333
第1節 金融措置	333
第2節 流通機能の回復	336
第5章 復興計画	337
第1節 復興計画作成の体制づくり	337
第2節 復興に対する合意形成	337
第3節 復興計画の推進	337

第1部 総則（各編共通）

第1章 計画の目的・性格等

第1節 計画の目的等

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、行橋市防災会議が作成する計画であり、市の地域に係わる防災（災害の予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興）に関し、行橋市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、防災活動を総合的かつ効率的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保の万全を期することを目的とする。

1 基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、計画の実施にあたっては災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

なお、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが求められている。そのためには、行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、防災協働社会の実現を目指す。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行う。

- (1) 市の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 市、県、国及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること、並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障

がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。

（6）災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

2 計画の推進

計画の推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行う。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

防災会議における委員は、性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

第2節 計画の性格

この計画は、市の防災に関する基本計画であり、国・県の防災基本計画に基づいて策定したものであって、国・県等が策定する防災業務計画に抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。

また、市の防災に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任の所在を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていく。なお、計画の立案並びに推進にあたっては、行橋市総合計画に示される政策展開方針を基本とする。

第3節 計画の構成

第1 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

第1部 総則（各編共通）

- 第1章 計画の目的・性格等
- 第2章 防災面からみた行橋市の特性
- 第3章 災害の想定
- 第4章 重点的に取り組むべき地震・津波対策
- 第5章 防災関係機関等の業務大綱
- 第6章 計画の運用等
- 第7章 災害に関する調査研究の推進

第2部 災害予防計画

- 第1章 防災基盤の強化
- 第2章 市民等の防災力の向上
- 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

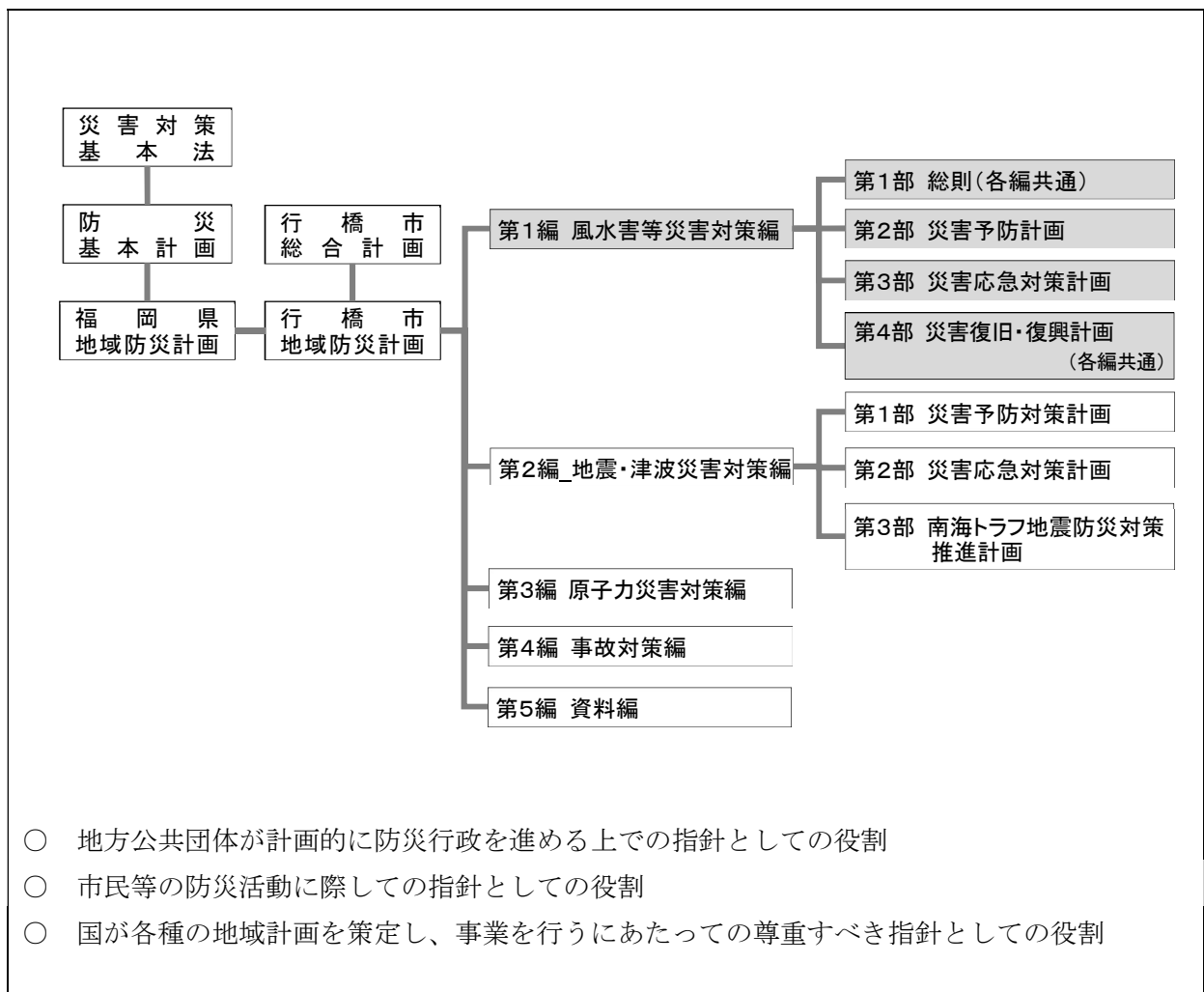
第3部 災害応急対策計画

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 災害応急対策活動

第4部 災害復旧・復興計画（各編共通）

- 第1章 災害復旧・災害復興の基本方針
- 第2章 災害復旧事業の推進
- 第3章 被災者等の生活再建等の支援
- 第4章 経済復興の支援
- 第5章 復興計画

◆計画の位置づけ及び構成



- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 市民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針としての役割

第2 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第4節 用語

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

市 : 行橋市

県 : 福岡県

- 1 基本法……………災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法……………災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 防災計画………災害対策基本法第42条に基づき、行橋市防災会議が策定する行橋市地域防災計画をいう。
- 4 県地域防災計画………災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。
- 5 災害対策本部……………災害対策基本法第23条に基づき、設置する行橋市災害対策本部をいう。
- 6 県災害対策本部………災害対策基本法第23条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
- 7 県地方本部………地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。
- 8 本部長……………行橋市災害対策本部長をいう。
- 9 県本部長……………福岡県災害対策本部長をいう。
- 10 県地方本部長…福岡県災害対策地方本部長をいう。
- 11 消防本部……………行橋市消防本部をいう。
- 12 消防団……………行橋市消防団をいう。
- 13 要配慮者……………高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要する人をいう。
- 14 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
- 15 水防計画……………水防法（昭和24年法律第193号）第32条に基づき、行橋市防災会議が作成する行橋市水防計画をいう。
- 16 教育施設等………校区公民館、学習等供用施設、小・中学校、及びその他の附属施設等をいう。
- 17 災害……………暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）をいう。

第2章 防災面から見た行橋市の特性

第1節 市の概況

第1 地理的条件

1 位置・地勢

行橋市は、福岡県の北東部、周防灘に面し、面積70.06km²である。市の経度・緯度は、東経130度54分～131度3分、北緯33度40分20秒～33度45分の区域である。行橋市は、昭和29年10月10日、行橋町、蓑島村、今元村、仲津村、泉村、今川村、稗田村、延永村、椿市村の9ヵ町村が合併、市制を施行して成立した。

立地としては、長峽川、今川、そして祓川の河口部一帯、東は周防灘に面し、南は築上郡築上町、西は京都郡みやこ町、北は北九州市小倉南区、京都郡苅田町に接する。

行橋市の北西部境界は北九州市小倉南区に属する天然記念物、平尾台カルスト(石灰岩地帯、標高400～680m)に接しており、市の西部周辺には周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が広く分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面上には第四紀更新統の河川堆積層が段丘地形を形成して広く分布している。

市の南部には、御所ヶ岳(246.9m)、馬ヶ岳(215.1m)、矢留岳(93.9m)とほぼ東西に連なる山地に沿って南より、真崎花崗岩類、周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面の上には更新統の段丘堆積層が分布している。

市の東端部には、ほぼ南北に蓑島、杳尾、元永の東へと続く丘陵部に周防変成岩類が分布している。また、杳尾の西半には平尾花崗閃緑岩類が、南部の靉山(121.7m)には真崎花崗岩類がそれぞれ周防変成岩類に貫入して分布している。さらに、これらの丘陵部を取り巻くように、更新統の砂礫堆積層が段丘を形成して分布している。また、長井から稲童浜にかけては、北北西から南南東方向に周防灘からの海風による砂丘としての海岸段丘(更新統)がよく発達している。この海岸段丘上には古く旧石器時代より人々が生活しており、各時代の遺跡が多く分布している。

市の北側、苅田町には、高城山(419m)を中心に広く周防変成岩類が分布しており、その山麓部には、更新統の砂礫層が段丘地形を形成して分布している。また、市の北側、平尾台カルストの東、苅田町には広く平尾花崗閃緑岩類が貫入分布している。

周防灘に面した蓑島、杳尾、長井、そして稲童浜にはそれぞれ漁港がある。海岸は遠浅で、潮干狩りのほか、海水浴場としても賑わいを見せている。行橋市の南端、周防灘に面した位置には、航空自衛隊築城基地があり、地形は大きく改変されている。

2 校区・行政区区分

市は11学校区に分けられており、基本的にはこれらの校区が防災単位となる。

【資料編 1-1】校区別の行政区区分

第2 自然的条件

1 地形

行橋市は、東側に周防灘を望む臨海平野である。市の北側には苅田町の中核を形成している中起伏山地で、古期岩類が分布する高城山(標高419m)の山塊があり、また市の西端部には古期岩類よりなる

塔ヶ峰(標高 396m)を始めとする山塊が連なっている。市の南端部には、古期岩類や花崗岩類等からなる山並み、即ち西より飯岳山(標高 573m)を最高峰として、ほぼ東西に御所ヶ岳(標高 247m)、馬ヶ岳(標高 215m)が連なっている。

これらの山塊に囲まれた市内には、山側を中心に丘陵地や台地が広がっており、また臨海部には標高 10m 以下の低平地が広がっている。

防災面において、市における要注意の地形としては、旧河道・埋立地・三角州平野・微高地が上げられるが、これらの地形が見られる校区としては、行橋・行橋南・行橋北・葦島・今元・延永東半部が挙げられる。このほかに、仲津・泉・今川校区では局部的に旧河道地形が認められる。

【資料編 1-2】行橋市の地形分類図

【資料編 1-3】地形区分と想定される災害との一般的な関係

2 地質

市には次表に示す地層が分布する。各層の性状等は表中に記載しているとおりであるが、防災の面から見ての留意事項は以下のとおりである。

- (1) 沖積層のうち、三角州平野や埋立地、旧河道、微高地に分布する地層は特に軟弱な砂や粘土から構成されていることが多く、地震災害に対して要注意の地層である。
- (2) 段丘層は、防災の面から見て全般に安定した地層として評価される。
- (3) 花崗岩類や変成岩は、新鮮岩は安定した地層として評価されるが、風化の進んだ岩盤が分布する急斜面や溪流では豪雨時に崩壊や土石流等を起こしやすい。

地質時代		地層名	記号	摘 要
新生代	完新統	沖積層	al	平地部に分布する地層で、未固結の砂・粘土・砂礫等よりなる。とくに、市域東半部の本層は軟弱な地層で構成されていると考えられる。
	更新統	砂丘	s	稲童浜を中心とした海岸沿いに見られる地層で、比較的密に締まった砂よりなる。いわゆる周防灘からの風によって形成された古砂丘である。
		段丘層	tr	市西側の塔ヶ峰や南側の馬ヶ岳の山麓部や、泉校区や延永校区、仲津工区南半部に広く分布する地層で、比較的密に締まった砂礫層や砂層からなる。
中生代	白亜紀	真崎花崗岩	Mg	市南部の馬ヶ岳山塊を構成する地層で、粗粒・塊状の黒雲母花崗岩よりなる。平尾花崗閃緑岩や周防変成岩中に貫入してきた地層である。新鮮岩は、堅硬・緻密な岩盤であるが、地表では真砂化していることが多い。
		平尾花崗岩類	Hg	椿市校区の観音山や塔ヶ峰の山麓部、沓尾の丘陵地を構成する地層で、中粒・塊状の花崗岩類である。本花崗閃緑岩は中国地方に分布する花崗岩と同系統のものと考えられている。新鮮岩は堅硬・緻密な岩盤であるが、地表では褐色の真砂になっていることが多い。
	三畳紀	周防変成岩	Sm	塔ヶ峰や馬ヶ岳山地山麓部、今元校区～仲津校区にかけての丘陵地等を構成する地層で、市域を取り巻くように分布している。黒色の泥質片岩を主体とし、砂質片岩や緑色の塩基性片岩を伴っている。花崗岩の貫入により広くホルンフェルス化(熱変成に伴う珪化作用)されており、新鮮岩は極めて堅硬・緻密である。

【資料編 1-4】行橋市の地質図

3 行橋市周辺の活断層

（1）行橋市に関する活断層の情報

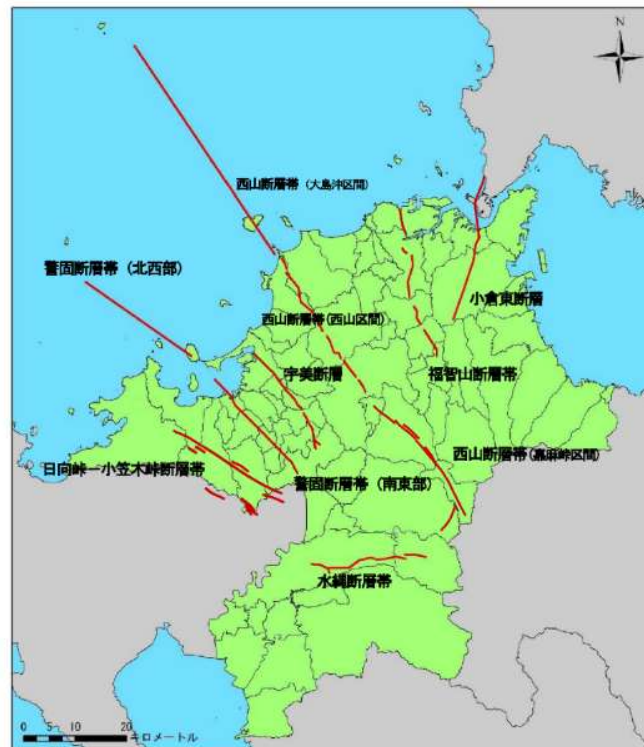
福岡県内の活断層は「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日発表）」の結果等によると、主なものとしては次の7断層(系)があげられている。

- (1)小倉東断層、(2)福智山断層、(3)西山断層系、(4)警固断層系、(5)水縄断層系、(6)宇美断層、(7)日向峠—小笠木峠断層。

これらの断層はいずれも(4)(5)を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。

市は、これらの活断層のうち、北部に(1)小倉東断層、西縁に(2)福智山断層が近接している。

◆ 福岡県に存在する活断層の位置図



4 河川

市内を流れる二級河川は、北から小波瀬川、長峡川、今川、江尻川、祓川等があるが、これらはすべて周防灘に注いでいる。これらの河川は、市北側及び西側の山塊を水源とする小波瀬川・長峡川の水系列と、英彦山を水源とする今川・祓川の二系列に分けられる。前者は比較的河川勾配が緩く、支流に富んでいるという特徴を有している。

（1）小波瀬川水系

小波瀬川水系は、苅田町との境界付近を西側より東流して、最下流において長峡川に合流し、蓑島の北で周防灘に注いでいる。しかしながら、本来の小波瀬川は直接周防灘に注いでいたが、江戸期以降の干拓・埋立により現在は最下流が長峡川に合流した形になっている。

（2）長峡川水系

長峡川水系は、市西側の山塊を水源とし、また平尾花崗閃緑岩よりなる丘陵地の水を集め、井尻川等の支流を発達させて市の中央部を東流して、蓑島の北側で周防灘に注いでいる。

（3）今川水系

今川水系は、市の南方に位置する火山岩類より形成される英彦山(標高1,200m)や犬ヶ岳(標高

1,131m)の山塊を源流としている河川である。今川は、市南方の犀川を経て、下流部が市の南より流入し、行橋平野を経て長峽川と同じく蓑島の北に開口している。

（４）祓川水系

祓川水系は、今川と同じく英彦山や犬ヶ岳山塊を源流とする、火山岩地帯の水を集水して発達する水系である。この祓川は南から北へほぼ直線的に流れ下っている。したがって、支流も少なく、河川勾配も他の河川に比べ急である。下流部が南側より市に流入して、蓑島の南で周防灘に注いでいる。

本川は、河川勾配の急な直線的な川であることから、粗粒な火山岩の砂・礫を多量に市内に運び込み、今川と祓川の間到低位段丘を発達させている。

（５）江尻川水系

江尻川水系は、今川と祓川に挟まれた市内の水を水源として発達した小水系である。平野内に小支流を発達させており、本川も蓑島の北で今川に沿って開口している。

以上の河川の他に、二級河川として長峽川水系の初代川と周防灘に直接注ぐ音無川があるが、初代川の流域はそのほとんどがみやこ町に属しており、また仲津校区南端部の台地中を流れる音無川も流域面積 8km² 弱の小河川である。

【資料編 1-5】 行橋市内の水系図

【資料編 1-6】 行橋市の内の河川一覧表

第3 気 象

1 降水量

「行橋観測局」(福岡管区气象台 (アメダス))における年間降水量等の過去 20 年間の推移を示す。

市の年間降水量は約 1,100～2,300mm と年によりかなり変化するが、平均的には 1,800mm 前後と九州内の平均的な数値とほぼ同じである。

一方、降水量の日最大雨量は 292mm (2018 年)で、最大時間雨量は 65mm (2009 年)、10 分間最大雨量は 19.5mm (2016 年) を記録している。

逆に冬季は北西の強い季節風の影響が少ないため、降水量が少なく、天気の良い日が多いという特徴を有している。このことから、市の気候区分は瀬戸内海型として区分されている。

◆市の気象（平年値）

行橋（福岡県）年ごとの値 主要要素

年	降水量				気温			風向・風速					日照時間(h)
	合計 (mm)	日最大 (mm)	最大		平均 日平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)	平均 風速 (m/s)	最大風速		最大瞬間風速		日照 時間 (h)
			1時間 (mm)	10分間 (mm)					風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	
2003	1969.0	140.0	57.0	-	15.7	34.1	-3.0	1.6	9.0	西	-	-	1802.6
2004	2113.0	160.0	57.0	-	16.3	36	-6.1	1.6	13.0	西南西	-	-	2105.5
2005	1128.0	144.0	44.0	-	15.8	35.8	-3.8	1.8	12.0	東	-	-	1974.8
2006	2330.0	130.0	50.0	-	15.8	35.4	-4.2	1.5	13.0	東南東	-	-	1843.6
2007	1170.0	113.0	33.0	-	16.5	36.0	-2.1	1.6	9.0	西	-	-	1963.5
2008	1802.5	177.5	53.5	17.0	16.0	37.6	-2.9	1.5	8.9	西	14.6	西北西	1943.7
2009	1721.5	160.0	65.0	15.5	16.0	34.9	-3.0	1.5	9.3	西	19.3	西南西	1904.2
2010	2081.5	208.5	43.0	15.0	16.0	3.05	-3.9	1.9	12.2	西南西	24.8	南西	1872.6
2011	1876.5	104.0	42.5	16.0	15.6	35.3	-3.9	2.0	9.3	西	19.4	北北西	1799.1
2012	1930.0	165.0	60.0	19.0	15.5	34.9	-4.2	2.0	13.7	西南西	24.2	西南西	1780.5
2013	1891.5	205.5	51.0	15.0	16.2	38.5	-2.9	.02	10.5	西南西	19.6	西	2072.6
2014	1848.0	156.0	4.00	15.0	15.5	35.9	-3.0	1.9	10.3	北西	18.2	北西	1764.3
2015	1842.0	97.0	33.0	17.5	16.0	35.6	-2.4	1.8	18.2	東北東	34.5	東北東	1781.1
2016	2179.5	132.0	38.5	19.5	16.7	36.8	-5.1	1.8	11.2	西	23.1	西北西	1813.2
2017	1740.5	130.0	41.5	18.5	16.1	35.9	-3.2	2.0	9.8	西	20.1	西	2023.7
2018	1815.0	292.0	58.5	16.5	16.1	36.5	-4.1	2.0	15.1	西南西	25.8	西	2092.0
2019	1486.5	110.0	40.5	14.5	16.6	34.1	-.02	1.9	12.4	東北東	23.6	南西	1938.9
2020	2066.5	158.0	34.5	14.5	17.2	37.3	-2.2	1.9	13.5	東	25.1	東	2031.5
2021	1833.0	177.0	33.0	11.0	16.6	35.2	-4.1	2.1	10.9	西南西	19.4	西	1718.2
2022	1111.5	88.0	36.5	12.0	16.4	36.5	-3	2.0	13.8	東北東	25.2	東	2081.3
年最大	2330.0	292.0	65.0	19.5	17.2	38.5	-2.0	2.1	18.2	-	34.5	-	2105.5
年最低	1111.5	88	33.0	11	15.5	34.1	-6.1	1.5	8.9	-	-	-	1718.2

資料：気象庁「気象庁観測統計」行橋観測所（アメダス）

（注）統計期間は2003～2022の20年

2 気温

市の年間平均気温は約15～17℃と比較的温暖であることを示しているが、最高気温は38.5℃、最低気温は-6.1℃と厳しい気温が記録されている。

3 風向・風速

市の平均風速は1.5～2.1m/sと比較的穏やかで、かつ風向も西～西南西方向が最も多くなっている。また、冬に風速が強くなるなどの季節による大きな変化も認められず、瀬戸内海型としての特徴を示していると考えられる。

4 台風

台風の平年値（気象庁「気象庁観測統計」による過去30年（1991年～2020年）における、台風の発生、北部九州への接近、上陸数）について次表に示す。

◆台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
うち、九州北部地方接近数				0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8
上陸数					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象庁観測統計」

（注1）平年値は、1991年～2020年の30年平均

（注2）日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

（注3）値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示す。

（注4）「発生」は協定世界時(UTC)を基準にしている。

（注5）「接近」は台風が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指す。

（注6）「上陸」は台風が中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を指す。

1年間に発生する台風は平均25.1個であり、台風の発生・接近は7月～10月の間が多くなっている。また、九州北部に接近する台風の数も平均3.8個、上陸数は3.0個と、奄美・沖縄地方等を除けば全国的に見ても多い方に属している。

なお、2015年8月25日に福岡県を縦断した台風15号で、市での最大瞬間風速34.5mが記録されている。

【資料編 1-7】北部九州に接近した台風の経路図

第4 社会的条件

1 人口・世帯数

令和2年の国勢調査によると、市の総人口は71,426人、世帯数は30,477世帯である。平成27年の国勢調査に比べると、人口総数は840人（1.2%）増加、一般世帯数は1,823（6.4%）世帯増加している。

令和2年10月1日現在の外国人人口を推計した結果によれば、市の外国人は640人で平成27年の調査に比べほぼ倍増（323人増）となっている。

（1）高齢化の進行

市の老年人口（65歳以上）は、平成27年の構成比28.1%から30.6%と2.5%増加し、高齢化が進んでいる。特に、65歳以上の単独世帯は4,132（13.6%）世帯を占め年々増加してきている。

（2）昼夜流入流出人口

従業地・通学地による人口は、市への流入人口は11,514人であるが北九州市などのへの流出人口は18,621人で7,107人の流出超過し、昼夜人口比率は90%となる。

【資料編 1-8】行橋市の人口・世帯数等（国政調査）

2 経済・産業の状況

令和2年の国勢調査によると、市の15歳以上の就業者数は34,696人で、産業別割合は第1次産業2.3%、第2次産業31.5%、第3次産業66.1%で、前回平成27年の調査とほぼ変化は見られない。

第3次産業の就業者数は、平成12年頃まではその数が徐々に増加傾向にあったが、最近はほぼ横ばいである。

3 土地利用状況

市では田畑としての利用が約1/3と最も多くなっている。しかしながら、田畑の利用面積は徐々に減りつつあり、一方で人口増に伴う宅地としての利用が増えている。一部では、ミニ開発による無秩序な農用地の転用が進み、宅地開発による市街地のスプロール化が進行するなど、商業地を取り巻く形で住宅地が広がっている。

そのため、市では「行橋市国土利用計画」に基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる、調和ある土地利用を進めていくこととしている。

令和5年3月の土地利用区分面積（令和4年度 土地利用動向調査 福岡県）は、総面積70.06km²に対して28.2%にあたる19.73km²が農地となっている。次いで、宅地22.3%（15.64km²）、森林18.1%（12.66km²）、その他14.5%（10.15km²）、道路12.2%（8.52km²）、河川・水路・水面4.8%（3.36km²）、となっている。

なお、平成29年3月に比べてみると、農地が1.5%、森林が0.3%減少したのに対し、宅地0.6%、道路0.1%、その他1.1%増加しており、最近においても市街化の進展は進んでいるといえる。

【資料編 1-9】行橋市の土地利用状況

【資料編 1-10】土地利用変遷図

4 都市公園

市の都市公園は、総合公園・都市緑地・街区公園の3種類があるが、街区公園や都市緑地にはその面積が2,000m²以下のものが半数以上存在し、地震災害時の避難所としてはあまり適していないと考えられるものも多い。地震時の避難所として適していると考えられる公園としては、行橋総合公園・長浜公園・長井浜公園・行事さくら公園・野鳥公園等が挙げられるが、行橋総合公園は地震時に津波の被害を受けるおそれがあるとともに、最も被害の出やすい行橋校区周辺の市街地部に適当な公園が見あたらないといった問題もある。

【資料編 1-11】行橋市の都市公園一覧表

第2節 行橋市の気象災害の特色

第1 台風による風水害及び高潮、高波害

市に大きな被害を及ぼした気象災害の特徴をみると、主因は台風や低気圧によるもので、大雨によつての洪水が発生すると被害が大きくなっている。

1 台風による強風害

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。このため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、鉄道の運航等交通機関に著しい影響を与えるおそれがある。一般に台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。

このため、市が台風の進路の右側にあたる場合は特に注意を要する。また、台風が市の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風が目に入った場合は一旦風が弱まるが、その後必ず強い吹き返しの風があることを忘れてはならない。

2 台風による水害

台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。

なお、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、福岡県で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。

3 台風による高潮害、高波害

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は上昇する（吸い上げ効果）。また、台風や低気圧に伴う強い風が沖から海岸に向かって長時間吹き付けると海水は海岸に吹き寄せられ海岸付近の海面はさらに上昇する（吹き寄せ効果）。

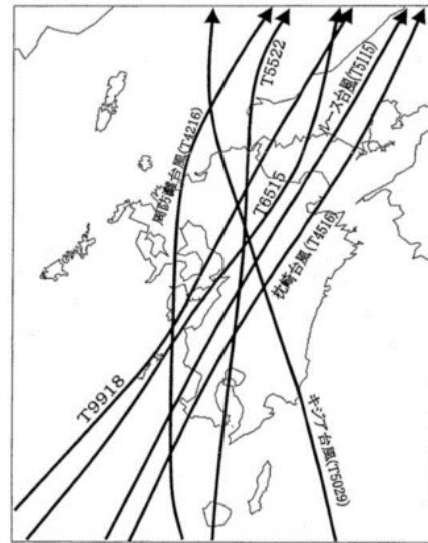
高潮災害とはこれらの効果により海面が上昇し、陸地に浸水して被害を発生させることをいう。

市では、周防灘に東よりの風が吹くときは、高潮の発生するおそれがあり、平成7年9月には市内の稲童浜で高潮による浸水被害が発生している。

周防灘西岸の最大潮位偏差(cm)

年月日	台風名	地名		
		青浜	苅田	宇ノ島
1942. 8. 27	周防灘台風	166	150	76
1945. 9. 17	枕崎台風		129	
1950. 9. 13	ギジア台風	131		
1951. 10. 15	ルース台風	124	115	103
1955. 9. 30	台風第22号		147	121
1965. 8. 6	台風第15号	134		
1999. 9. 24	台風第18号	201	219	

周防灘に高潮害が発生したときの台風経路



(T×××は、19××年台風××号を示す)

周防灘で高潮被害が発生した時の台風経路及び潮位
(R5.3 福岡県地域防災計画より)

第2 大雨による災害

行橋市を始めとする福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、次のようなときに大雨が降ることが多い。

- 1 梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあって、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
- 2 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返し、特に福岡県を南下するとき
- 3 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

一般に降り始めからの降水量が100mmを超えるときや1時間に30mmを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低平地の浸水などが発生して、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。

また、地盤の弱い急傾斜地や溪床の勾配が大きい危険溪流などでは降り始めからの降雨量が200mmを超えたときや1時間に50mmを超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、降雨の状況には災害を回避する意味でも厳重に警戒する必要がある。特に、近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進んだことで市の雨水排水機能は全体に向上したものの、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

1 浸水害

市では台風や集中豪雨に伴う浸水害が多発している。特に、昭和54年6月30日には、小波瀬川や長峽川のはん濫により、市の中心部など市の約1/3の範囲が浸水するという大洪水が起きている。昭和45年以前にも、市全域で度々浸水害が発生している。

近年は河川整備に伴い大きな洪水はん濫は発生していないが、集中豪雨では道路冠水、床上床下浸水等の浸水被害が発生している。

2 土砂災害

土砂災害は、昭和25年9月のキジア台風の時に家屋全半壊を伴うような土砂災害が発生しているようであるが、正確な記録は残っていない。なお、令和4年には、新たな地すべり防止区域として「元永」が指定され対策が進められている。

【資料編 1-12】平成10年以降に北部九州地域に被害を与えた気象

【資料編 1-13】主な既往災害一覧表

【資料編 1-14】近年の土砂災害特性総括図

【資料編 1-15】昭和54年6月30日の水害

第3 竜巻による被害

福岡県では、1961年以降23回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては、台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。なお、市では竜巻の被害は発生していない。

【資料編 1-16】福岡県の1961年以降の竜巻被害

第4 火災の特色

行橋市における大きな火災としては、町村合併前に発生した「今元村沓尾の大火」が挙げられる。この火災は、昭和26年4月23日午後2時40分頃、沓尾の中央部付近から出火し、折からの北風にあおられて密集地帯の56棟が焼失したものである。

近年の火災状況を見ると、通常の出火で街区が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、建物火災は過去と比較すると減少傾向であり、それに反しその他火災（雑草やごみなどが燃えた火災）が増加傾向にある。

第3節 行橋市の地震・津波災害の特色

第1 地震災害の特色

1 地震動による被害

1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、ほかの地域と比べると地震の少ない地域であると言われてきた。

2005年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強の地震（深さ14km、マグニチュード5.8）が発生した。なお、市における地震動による大きな被害はこれまで確認されていない。

2 液状化による被害

2005年福岡県西方沖地震では、近年、埋め立て造成された福岡市早良区百道浜地区等の博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。過去の被害では、1898年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた亀裂から水や砂、塩水が噴出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。液状化は大きな地震動に伴って発生するが、市では大きな被害地震は記録されておらず、有史以来液状化が発生した可能性は少ないと考えられる。

なお、市の防災アセスメント調査により、構成地盤が脆弱と判定される行橋・行橋南・行橋北校区では地盤の液状化現象を含めた被害が生じる可能性が高いものと推測される。

3 津波による被害

市の沿岸では、近年大きな津波は観測されていない。周防灘に到達する津波の発生域としてはそれぞれ、南海トラフ・日向灘が考えられる。

なお、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。

【資料編 1-17】福岡県付近において発生した地震の概要

【資料編 1-18】福岡県近傍で発生した地震の分布状況

【資料編 1-19】福岡県西方沖地震による震度分布

第3章 災害の想定

市内で発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林水産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川のはん濫等の風水害と、地震・津波や火災あるいは市を通る大交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。

毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居等が浸水している。また、豪雨に伴い地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害も発生している。

市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、市周辺には小倉東断層や福智山断層、さらには最近活動度等の評価がなされた周防灘断層群などの活断層がある。

したがって、市の災害の想定にあたっては、このような既往災害履歴や県並びに市の防災アセスメント情報にくわえて地勢、地質、気象等の自然的条件並びに人口、都市化状況、産業の集中等の社会的条件等を総合的に勘案しつつ、次の災害を想定する。

第1節 風水害等災害の想定

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急斜面での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

この計画の作成の基礎として想定する主な風水害等災害は、次のとおりである。

1 台風による災害

- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 台風に伴う大雨による土砂災害
等

2 高潮による災害

3 集中豪雨等異常降雨及び竜巻による災害

- 豪雨（想定最大規模の降雨【1,000 確率規模相当】）に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
- 集中豪雨や大雨による土砂災害
- 竜巻災害
等

4 上記の他、市防災計画の他の編において想定していない災害

- 道路災害
- 火災による広範囲にわたる林野の焼失 等

第2節 地震災害の想定

市は、地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

なお、この計画の策定にあたっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）の結果を基礎とする。

第1 国等における活断層の評価

現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の国等における評価は次のとおりである。

◆福岡県に存在する活断層の国等における評価

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (大島沖区間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠－ 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	(1) 25	(1) 27	(1) 13	(1) 28	(1) 38	(1) 43	(1) 29	(1) 26	(1) 13	(1) 28
マグニチュード	(1) 7.0	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2	(1) 7.5	(1) 7.6	(1) 7.3	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2
平均的な 活動間隔	(1) 不明	(1) 3,100年～ 5,500年	(1) 不明	(1) 9,400年～ 32,000年	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 14,000年	(1) 20,000年～ 30,000年	(1) 不明
最新の 活動時期	(1) 2005年 福岡県西方沖の 地震	(1) 4,300年前以後、 3,400年以前	(1) 4,600年前以後、 2,400年以前	(1) 28,000年前以後、 13,000年以前	(1) 20,000年前以後	(1) 13,000年前以後、 概ね 2,000年以前	(1) 不明	(1) 679年 筑紫地震	(1) 4,500年前以降	(1) 不明
今後30年以内に 地震が発生する確率	(1) 不明	(1) 0.3～6%	(2) 0.005%	(1) 1.1～3%	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) ほぼ0%	(1) ほぼ0%	(1) 不明
(1) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価 (2) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図										

◆周防灘断層群の国等における評価

福岡県以外の活断層で行橋市に関係すると考えられる活断層として、「周防灘断層群」の長期評価結果が公表されている。「周防灘断層群主部は今後30年間に地震が発生する確率は我が国では高い方に属する」という評価がなされている。

周防灘断層群の特性

起震断層帯名	周防灘断層群主部		秋穂冲断層帯		宇部南方冲断層帯	
項目	特性	信頼度	特性	信頼度	特性	信頼度
長さ	約 44 km	○	約 23 km	○	約 22 km	○
地震の規模 (M)	7.6 程度	△	7.1 程度	△	7.1 程度	△
1 回の ずれの量	上下成分	1 - 2 m 程度	△	不明	不明	
	横ずれ成分	3 - 4 m 程度	△	2 m 程度	△	2 m 程度
最新活動時期	約 11000 年前以後、 約 10000 年前以前	○	不明		不明	
平均活動間隔	概ね 5800 - 7500 年	△	不明		不明	
地震発生確率 (30 年) (2008 年 1 月 1 日時点)	2 - 4 %	b	不明		不明	
地震後経過率	1.3 - 1.9		不明		不明	

(資料：文部科学省地震調査研究推進本部)

【資料編 1-20】周防灘断層群の位置

第2 想定地震による被害等の概要

1 被害等総括表

想定地震の震源断層のうち、活動した場合には県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層について、予測被害を算出している。

市では、もし活動すれば重大な被害を及ぼすと考えられる小倉東断層、西山断層と基盤一定地震に関する被害は次のとおりである。

算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

地震被害想定の結果

想定地震	被害想定		小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (北西下部)	基盤一定
震度	-		6強	6弱	6強
液状化 危険度	-		河口部の一部地 域で極めて高い	河口部の一部地 域で高い	河口部の一部地 域で極めて高い
建物被害	木造被害数 (棟)	全壊	211	11	504
		半壊	460	116	848
	非木造被害数 (棟)	大破	12	6	31
		中破	32	11	54
	木造被害率 (%)	全壊	0.7%	0.0%	1.8%
		半壊	1.6%	0.4%	3.0%
非木造被害率 (%)	大破	0.25%	0.0%	0.4%	
	中破	0.4%	0.1%	0.7%	
地震火災 被害	出火件数		21	0	1
	焼失棟数		0	0	1
人的被害	死者数		14	1	31
	負傷者数		514	84	867
	要救出現場数		90	4	214
	要救出者数		75	3	178
	要後方医療搬送者数		51	8	87

想定地震	被害想定	小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (北西下部)	基盤一定
	避難者数	439	22	1,050
	食料供給対象人口	29,888	2,440	35,968
	給水対象世帯	12,142	991	14,620
	生活物資供給対象人口	439	22	1,050
斜面崩壊	崩壊危険度の高い斜面被害箇所数	1	0	2
ライフライン被害	上水道管被害箇所数	98	8	118
	下水道管被害箇所数	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数	0	0	0
	電力（電柱）被害本数	2	0	3
	電話（電話柱）被害本数	2	0	2
道路被害	国道10号被害箇所数（全区間）	5	4	1
	国道201号被害箇所数（全区間）	4	7	6
	国道496号被害箇所数（全区間）	3	3	6
	福岡県道25号門司行橋線（全区間）	4	3	5
	福岡県道34号行橋添田線（全区間）	3	3	4
	福岡県道58号椎田勝山線（全区間）	1	1	1
	福岡県道64号苅田採銅所線（全区間）	1	1	1
鉄道被害	日豊本線被害箇所数（全区間）	27	17	38
	平成筑豊鉄道被害箇所数（全区間）	16	14	23
重要施設被害	災害対策本部制約施設数	0	0	0
	警察・消防活動拠点制約施設数	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数	18	1	22
	医療活動拠点制約施設数	(54.0%)	(4.4%)	(65.1%)
生活支障	住居制約世帯数	15,997	1,309	19,322
	食料・飲料水制約世帯数	15,898	1,298	19,142
	電気制約世帯数	0	0	0
	情報通信制約世帯数	0	0	0
	エレベーター閉じ込め者数	96	17	102
	帰宅困難者数	6,300	6,300	6,300

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書 福岡県（平成24年3月）

2 行橋市での地震動

市にて最も影響を与える地震断層は、小倉東断層の北東下部で、最大震度「6強」という結果となる。

また、未知の活断層の存在を考慮し、基盤地震動を一定とした想定地震モデルの場合も、震度「6強」との想定規模となっている。

なお、周防灘断層帯を震源とする想定震度についてはM7.1～7.6の地震が発生した場合に市における震度の目安は「5強」程度という資料が発表されている。

以上から、市における想定震度や地表加速度としては最大で震度「6強」程度の地震が想定される。

なお、地震時の被害はその地盤条件にも左右される。資料編に行橋市内の地形区分と地盤区分の関係を示す。

【資料編 1-21】地震被害からみた地盤の判定基準

【資料編 1-22】行橋市内の地形区分と地盤区分の関係

3 液状化

液状化による被害想定は、原則として福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用する。

小倉東断層の想定では、北九州市や行橋市付近のやや広い範囲で液状化危険度が高いと予測される。

4 建物被害、地震火災被害、人的被害、ライフライン被害、道路被害

前記、被害等総括表に示す予測値を想定的前提とする。

第3節 津波災害の想定

第1 津波の想定計算の概要

福岡県は、県域に來襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される5つの津波断層モデルを選定し、津波シミュレーションを実施した。

- 1 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のケース4・ケース11の2つの断層モデル
- 2 国土交通省・内閣府・文部科学省「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成26年8月公表）におけるF60（西山断層）の1つの断層モデル
- 3 福岡県の独自断層「対馬海峡東の断層」、「周防灘断層群主部」の2つの断層モデル

福岡県津波浸水想定（平成28年2月公表）

これらの津波は、市で「南海トラフの巨大地震モデル」、「周防灘断層群主部」の2つのモデルで被害が想定されている。

津波による被害は、南海トラフの断層を波源とした場合が最も多いと予測されるが、津波の到達まで時間があることから、避難が迅速に行われれば被害は大きくならないと考えられる。

第2 南海トラフの巨大地震（海洋型プレート地震）による影響

本津波は、内閣府が想定する駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする南海トラフの巨大地震により発生するものである。全部で11ケースが想定されるもののうち、福岡県ではケース4、5、11で津波水位が高くなると予測される。

市での最大津波高は、2.0m以上5.0m未満となり、長峽川河口域、今川河口域、祓川河口域一帯は、津波浸水が高いと評価されている。

1 津波の到達時間

地震の位置が他の津波よりも離れているため到達時間は長く、豊前豊後沿岸では最も早い豊前市で177分と予測され、市の津波の到達時間については、津波高が+1mとなるまでの最短時間が「205分」という結果が得られている。

2 最高津波水位

最高津波水位は、豊前豊後沿岸では北九州市で最も高く3.5m、行橋市では3.0mである。

3 最高津波水位の到達時間

最高津波水位の到達時間は、豊前豊後沿岸では豊前市で最も早く196分となる。

4 浸水範囲

豊前豊後沿岸では、地震によって堤防が沈下するため河川や海岸沿いの低平地が浸水する他、背後の土地が低い一部の漁港や浜辺等での浸水が予測され、市では、浸水深2m以上5m未満の浸水範囲が最大で20ha程度と想定されている。

第3 周防灘断層群主部

本津波は、大分県沖の周防灘にある断層の地震により発生するものである。主に、豊前豊後沿岸の関門海峡の南側（周防灘に面する）で、津波水位が高く、また到達時間も早くなる。

1 津波の到達時間

断層が大分県沖にあるため、到達時間は、大分県に近い豊前市で27分、吉富町で28分となるほか、その他の豊前豊後沿岸の地域でもおおむね50分以内には到達すると予測される。

2 最高津波水位

最高津波水位は、苧田町で最も高く 4.0m、行橋市で最高津波水位が 3m以上となると予測される。

3 最高津波水位の到達時間

最高津波水位の到達時間は、最も速い行橋市で 52 分と予測される。

4 浸水範囲

地震によって堤防が沈下するため河川や海岸沿いの低平地が浸水する他、背後の土地が低い一部の漁港や浜辺等での浸水が予測される。

【資料編 1-23】液状化危険区域内の想定被害状況(地表加速度 150gal：危険度 1

【資料編 1-24】行橋市のボーリングデータに基づく液状化危険度判定結果図

【資料編 1-25】橋市付近の最大津波高分布図

【資料編 1-26】行橋市付近における最大浸水深想定区域図

第4章 重点的に取り組むべき地震・津波対策

市は災害に強い街を目指し、第3章「災害の想定」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。

ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える、「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、市民との迅速な防災情報の共有化や市民運動展開の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ、市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 地域の防災力を向上させるための市民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、市民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- 市民の防災意識の高揚・地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進
- 地域・企業の防災力の向上

第2 地域特性を考慮した防災対策の確立

被災による経済的機能を麻痺させないため、都市型防災対策の取り組みや人的被害の軽減を図る必要がある。

- 都市型防災対策の推進

第3 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や、被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- 適切な医療供給体制の構築
- 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化
- 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

第4 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことが必要である。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、市民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

- 住宅、公共施設等の耐震化の推進
- ライフライン施設の耐震化の推進

第5 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

- 高齢者などの要配慮者対策の充実

第6 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童・生徒の育成に努める必要がある。

- 防災に関する知識の習得
- 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- 防災管理・組織活動の充実・徹底

第5章 防災関係機関等の業務大綱

行橋市は、その施策が直接的なもの、あるいは間接的なものであるかを問わず、防災関係機関等と一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から市及び関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

市及び各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 実施責任

第1 行橋市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関する各機関の処理すべき事務又は、業務の概要はおおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
行橋市	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に係る事務に関する事 2 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 3 防災施設の整備に関する事 4 防災に係る教育、訓練に関する事 5 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 6 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事 7 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 8 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 8 給水体制の整備に関する事 9 市内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事 10 住民の自発的な防災活動の促進に関する事 11 災害危険区域の把握に関する事 12 各種災害予防事業の推進に関する事 13 防災知識の普及に関する事 14 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 15 企業等の防災対策の促進に関する事 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事 18 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防・消防等応急対策に関する事 2 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 3 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事 4 災害時における文教、保健衛生に関する事 5 災害広報及び被災者からの相談に関する事 6 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 7 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事 8 復旧資機材の確保に関する事 9 災害対策要員の確保・動員に関する事 10 災害時における交通、輸送の確保に関する事 11 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事 12 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 13 災害ボランティアの活動支援に関する事 14 市所管施設の被災状況調査に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること 3 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること 4 義援金品の受領、配分に関すること

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に係る事務に関すること 2 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3 防災施設の整備に関すること 4 防災に係る教育、訓練に関すること 5 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること 7 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 8 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 9 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関すること 10 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること 11 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること 12 防災知識の普及に関すること 13 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 14 消防応援活動調整本部に関すること 15 企業等の防災対策の促進に関すること 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 18 保健衛生・防疫体制の整備に関すること 19 帰宅困難者対策の推進に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること 2 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 3 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること 4 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 5 災害時の防疫その他保健衛生に関すること 6 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること 7 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること 8 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 9 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること 11 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること 12 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援・調整に関すること 13 災害ボランティアの活動支援に関すること 14 県所管施設の被災状況調査に関すること <p>（災害復旧）</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する こと 2 物価の安定に関すること 3 義援金品の受領、配分に関すること 4 災害復旧資材の確保に関すること 5 災害融資等に関すること

3 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 行橋警察署	（災害予防） 1 災害警備計画に関すること 2 警察通信確保に関すること 3 関係機関との連絡協調に関すること 4 災害装備資機材の整備に関すること 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること 6 防災知識の普及に関すること （災害応急対策） 1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 被害実態の把握に関すること 3 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること 4 行方不明者の調査に関すること 5 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること 6 不法事案等の予防及び取締りに関すること 7 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること 8 避難路及び緊急交通路の確保に関すること 9 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること 10 広報活動に関すること 11 遺体の死因・身元の調査等に関すること

4 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
行橋市 消防本部	行橋市消防本部 （災害予防） 1 消防施設、消防体制に関すること 2 救助及び救援施設体制に関すること 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督及び立入検査に関すること 4 災害危険箇所や危険区域の把握に関すること 5 消防知識の啓発・普及に関すること 6 応急手当知識の啓発・普及に関すること （災害応急対策） 1 災害に関する情報収集、伝達に関すること 2 風水害、火災等の警戒、防御に関すること 3 消防活動に関すること 4 救急・救助活動に関すること 5 避難活動に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>6 行方不明者の調査、捜索に関すること</p> <p>7 その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること</p> <p>行橋市消防団</p> <p>（災害予防）</p> <p>1 火災、水害及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること</p> <p>2 団員の能力の維持・向上に関すること</p> <p>3 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>1 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>2 消防活動に関すること</p> <p>3 救急・救助活動に関すること</p> <p>4 避難活動に関すること</p> <p>5 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>6 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p>

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区 警察 局	<p>（災害予防）</p> <p>1 警備計画等の指導に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>1 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</p> <p>2 広域的な交通規制の指導調整に関すること</p> <p>3 他の管区警察局との連携に関すること</p> <p>4 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること</p> <p>5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること</p> <p>6 警察通信の運用に関すること</p> <p>7 津波警報等の伝達に関すること</p>
福岡財務支局	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること</p> <p>2 国有財産の無償貸付等の措置に関すること</p> <p>（災害復旧）</p> <p>1 地方公共団体に対する災害融資に関すること</p> <p>2 災害復旧事業の査定立会い等に関すること</p>
九州厚生局	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 災害状況の情報収集、通報に関すること</p> <p>2 関係職員の現地派遣に関すること</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること</p>
九州農政局	<p>（災害予防）</p> <p>1 米穀の備蓄に関すること</p> <p>2 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>3 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p>（災害応急対策）</p> <p>1 応急用食料の調達・供給に関すること</p> <p>2 農業関係被害の調査・報告に関すること</p> <p>3 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること</p> <p>4 種子及び飼料の調達・供給に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>（災害復旧）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害農業者等に対する融資等に関する事 2 農地・施設の復旧対策の指導に関する事 3 農地・施設の復旧対策の査定に関する事 4 土地改良機械の緊急貸付に関する事 5 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 6 技術者の緊急派遣等に関する事
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林・治山施設の整備に関する事 2 林野火災予防体制の整備に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林野火災対策の実施に関する事 2 災害対策用材の供給に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 復旧対策用材の供給に関する事
九州経済産業局	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 2 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 3 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関する事 2 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 2 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設及び設備の整備に関する事 2 宿泊施設等の防災設備に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 2 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関する事 3 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 4 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関する事 5 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 2 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 <p>（災害応急対策）</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
第七管区海上保安本部 （門司海上保安部、苅田海上保安署）	（災害予防） 1 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること 2 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること （災害応急対策） 1 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること 2 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること 3 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること 4 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること 5 海上の流出油等に対する防除措置に関すること
福岡管区気象台	（風水害災害予防・災害応急対策） 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること （地震・津浪災害予防） 1 地震・津波に関する観測施設を整備すること 2 地震・津波等に関する防災知識の普及に努めること 3 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること （地震・津浪災害応急対策） 1 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること 2 二次災害防止のため、気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること 3 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること
九州総合通信局	（災害予防） 1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関すること （災害応急対策） 1 災害時における電気通信の確保に関すること 2 非常通信の統制、管理に関すること 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局 （行橋労働基準監督署）	（災害予防） 1 事業所における災害防止のための指導監督に関すること 2 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること （災害応急対策） 1 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること （災害復旧）

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事
九州地方整備局 （北九州国道事務所、苅田港湾事務所）	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく適切な緊急対応を実施する。 （災害予防） 1 気象観測通報についての協力に関する事 2 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 3 災害危険区域の選定又は指導に関する事 4 防災資機材の備蓄、整備に関する事 5 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関する事 6 道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 7 水防警報等の発表及び伝達に関する事 8 港湾施設の整備と防災管理に関する事 （災害応急対策） 1 洪水予警報の発表及び伝達に関する事 2 水防活動の指導に関する事 3 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 4 災害広報に関する事 5 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 6 緊急物資及び人員輸送活動に関する事 7 海上の流出油等に対する防除措置に関する事 8 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 9 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事 10 国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 11 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事 12 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事 （災害復旧） 1 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 2 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事
九州防衛局	（災害応急対策） 1 災害時における防衛省（本省）との連携調整 2 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院 九州地方測量部	（災害応急対策） 1 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 （災害復旧） 1 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
九州地方環境事務所	（災害予防） 1 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関する事 2 環境監視体制の支援に関する事 （災害復旧） 1 災害廃棄物等の処理対策に関する事

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第四師団 （小倉駐屯地） 航空自衛隊築城基地	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣計画の策定に関すること 2 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社（行橋駅）	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防火管理に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <p>（災害復旧）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式会社 （九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ （九州支店）、ソフトバンク株式会社	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧通信施設の整備に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報、気象警報の伝達に関すること 2 災害時における重要通信に関すること 3 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行 （福岡支店、北九州支店）	<p>（災害予防・災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 （福岡県支部）	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療体制の整備に関すること 2 災害医療用薬品等の備蓄に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること 2 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会 （福岡放送局）	<p>（災害予防）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送の確保対策に関すること <p>（災害応急対策）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等の放送周知に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること 3 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4 災害時における広報に関すること （災害復旧） 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）	（災害予防） 1 管理道路の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） 1 管理道路の疎通の確保に関すること （災害復旧） 1 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運（株）（福岡支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	（災害予防） 1 緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること （災害復旧） 1 復旧資機材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社	（災害予防） 1 電力施設の整備と防災管理に関すること （災害応急対策） 1 災害時における電力の供給確保に関すること （災害復旧） 1 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
日本郵便株式会社（九州支社）	（災害応急対策） 1 災害時における郵便事業運営の確保に関すること 2 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取、援護対策及びその窓口業務の確保に関すること

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社 平成筑豊鉄道株式会社	（災害予防） 1 鉄道施設の防火管理に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること （災害復旧） 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県トラック協会	（災害予防） 1 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること （災害応急対策） 1 緊急・救援物資の輸送協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害予防) 1 LPガス施設の整備と防災管理に関すること 2 LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) 1 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧) 1 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県医師会	(災害予防)・(災害応急対策) 1 災害時における医療救護の活動に関すること 2 負傷者に対する医療活動に関すること 3 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること。
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害予防) 1 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) 1 災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 福岡県獣医師会	(災害予防)・(災害応急対策) 1 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害予防) 1 災害看護についての研修や訓練に関すること (災害応急対策) 1 要配慮者への支援に関すること 2 避難所等における看護活動に関すること 3 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害予防) 1 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること (災害応急対策) 1 災害医療救護活動に関すること 2 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること 3 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること 4 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること 5 その他公衆衛生活動に関すること
(株)西日本新聞社 (株)朝日新聞西部本社 (株)毎日新聞西部本社 (株)読売新聞西部本社 (株)時事通信社福岡支社 一般社団法人共同通信社福岡支社 (株)熊本日日新聞福岡支社 (株)日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) 1 気象予警報等の報道周知に関すること 2 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 3 災害時における広報に関すること (災害復旧) 1 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株	(災害予防) 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策)

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社、東九州コミュニティ放送株式会社	1 気象予警報等の放送周知に関すること 2 指定避難所等への受信機の貸与に関すること 3 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4 災害時における広報に関すること （災害復旧） 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	（災害予防） 1 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること 2 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること （災害応急対策） 1 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関すること 2 災害ボランティアの活動体制強化に関すること 3 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関すること
公益社団法人福岡県水難救済会	（災害応急対策） 1 水難等による人命及び船舶の救助に関すること

9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
行 橋 市 社会福祉協議会	（災害予防） 1 在宅要援護者対策に関すること 2 市が行う災害対策への協力に関すること （災害応急対策） 1 市災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2 在宅要援護者の応急対策に関すること 3 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること 4 その他市が行う避難及び応急対策への協力に関すること 5 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること
福岡県防犯協会 行橋京都地区防犯協会	（災害応急対策） 1 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること 2 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること 3 その他災害応急対策の業務の協力に関すること
農業協同組合	（災害応急対策） 1 農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること 3 被災農業者に対する融資及びその斡旋に関すること 4 被災農業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること
漁業協同組合	（災害応急対策） 1 水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>こと</p> <p>2 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること</p> <p>3 被災水産業者に対する融資及びその斡旋に関すること</p> <p>4 被災水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること</p>
行橋商工会議所	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 災害知識の普及・啓発に関すること</p> <p>2 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等に関すること</p> <p>3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力・斡旋に関すること</p> <p>4 災害時における物価安定についての協力に関すること</p> <p>5 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること</p>
京都森林組合	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること</p> <p>2 農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること</p> <p>3 被災農林業者に対する融資及びその斡旋に関すること</p> <p>4 被災農林業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること</p>
行橋市管工事協同組合・行橋市上・下水道工事業協力会（水工会）	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 水道管施設の復旧についての協力に関すること</p> <p>1 管工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関すること</p>
高圧ガス、危険物関係施設の管理者	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 災害時における危険物等の保安処置及び燃料の供給に関すること</p> <p>1 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・老人クラブ連合会・婦人会の団体、行政区等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 市の行う防災活動に対して公共的業務に応じたの協力に関すること</p>
病院等医療施設の管理者	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護に関すること</p> <p>2 災害時における負傷者等の医療・助産救助に関すること</p>
学校法人等	<p>（災害応急対策）</p> <p>1 被災時における教育対策に関すること</p>

第3節 市民及び企業等の基本的責務

第1 市民の基本的責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」との観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害に備える。

第2 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を平常時から認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練・研修の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、市、県、国との物資・役務の供給協定の締結に努める。

注）サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。

第6章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

市は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- (1) 当該地域の地形地盤条件の考慮
- (2) 災害危険への影響
- (3) 施策・事業計画における防災上の効果等

2 施策・事業の総合調整

市は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

特に、応急活動のための市職員初動マニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

なお、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことがないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行うことに留意する。

第3 業務継続性の確保

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努める。

第4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して地震防災緊急事業五箇年計画で定められた事項の着実な推進を図る。

第5 地震防災アクションプログラムの推進

国の地震防災戦略に準じ、地震被害想定を基にした減災目標の着実な推進を図ることにより、効果的かつ効率的な地震対策の推進を図る。

第6 南海トラフ地震防災対策の推進

行橋市は、南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）に指定されている。

市及び県は、南海トラフ地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3節 計画の周知

この計画は、市の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第7章 災害に関する調査研究の推進

第1 災害に関する調査研究

市並びに防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調整研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

第2 大学・学会・防災研究機関等との連携

災害対策の推進にあたっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等の防災研究機関との緊密な連携が重要であり、特に東日本大震災のような大規模災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

市は、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害・防災に関する調査研究において大学等の防災研究機関との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山の対策

市は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、県、関係機関と連携して危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、市、県、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるとともに、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

県の盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、地域防災計画や避難時基準等の見直し等、適切な助言や支援を受け対策を実施する。

山林は保水性の保持等、防災の面で大きな役割を果たすことから、その森林保全に努めていく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 治水計画	防災危機管理室	・水防体制の強化 ・洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知
	土木課	・水害（河川）予防対策
	農林水産課	・水害（ため池、保安林）予防対策
第2 治山計画	農林水産課	・治山施設の整備

第1 治水計画

1 河川対策

（1）現況

市の主要な河川としては、長峽川や今川、小波瀬川等の二級河川が8河川、準用河川が1河川、普通河川が18河川あり、また堤防高不足や河道断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川や海岸等が重要水防箇所(15箇所)や災害危険河川区域(19箇所)として指定されている。

市は、中心市街地及び住宅地内を、長峽川、小波瀬川、今川、祓川等の河川が流れているため、河

川はん濫等による浸水被害を受けやすい立地条件となっている。これまでの主要な浸水被害実績としては、昭和54年6月出水があり、市の約1/3が浸水する被害が発生している。その他、近年の土地利用や降雨特性の変化等に伴い局部的な内水はん濫がしばしば発生している。

長峽川や小波瀬川、井尻川は、昭和54年6月の浸水被害を契機として、河川激甚災害対策特別緊急事業を実施しており、昭和61年の事業完了後も引き続き河川整備を進めている。また、海拔ゼロメートル地帯ともいわれる排水の悪い市の中心部における浸水対策として、昭和36年から都市下水路及び雨水ポンプ場の整備が進められ、現在までに4箇所の雨水ポンプ場と5箇所の都市下水路が整備されている。その他、今川水系上流部では多目的ダムである油木ダムが昭和46年に完成し、また祓川水系の上流部では、多目的ダムである伊良原ダムが平成30年に完成した。

なお、市内の主要河川については、県により浸水想定区域図が作成・公表されているが、台地が多い泉校区や仲津校区、また大きな河川が無い椿市校区の西側を除くと、平野部のほとんどが浸水想定区域となっている。特に、人口や住宅が集中している行橋・行橋南・行橋北校区はほぼ全域が浸水想定区域内になっており、かつ浸水深も1m以上の範囲が多い。その他、今元校区の北部は浸水深が2m以上と深くなっている。

(2) 河川の改修

- 1) 主要河川の改修については、県事業として計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに、開発の進行が著しい地区、重要水防箇所、改修未計画区間等における河川改修の積極的な推進を関係機関に要請する。
- 2) 宅地開発等の進行や短時間豪雨の頻発にともなう雨水流出量の増加を考慮した主要河川及び小河川の整備、並びに都市下水路の整備等の計画の立案や見直しの必要性等について検討する。
- 3) 護岸や橋脚の残存流木や塵芥排除及び施設の老朽化部に対する補修、橋台・石積護岸基礎の洗掘箇所の補強等、河川施設管理の充実を図る。
- 4) 道路側溝の整備及び機能維持のための日常点検等、災害誘発の未然防止に努める。
- 5) 河川の水質汚染の防止を図るほか、河川の清掃や河川浄化に対する全市的な活動を通じ、住民参加による水辺環境、景観形成等の環境に配慮した河川整備・計画を推進する。
- 6) 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を未然に抑制又は防止する環境づくりを推進する。
- 7) 災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。
- 8) 山地から流出する土砂により河川区間に異常な土砂堆積を誘発し、河川のはん濫洪水を起こす危険性の高い溪流や山地斜面などにおいて、土砂の流出を抑制することを目的とした砂防事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 9) 公共下水道や都市下水路の施設整備を計画的に推進し、市全体として雨水排水機能を向上させる。
- 10) 海岸部や河川沿いの低平地など豪雨や高潮により宅地等の浸水、田畑・道路等の冠水が懸念される地区並びに内水はん濫の常態化が著しい地区に対しては排水機場（ポンプ場）や調整池の整備等を計画的に検討していく。
- 11) 地区防災訓練等で自主防災組織による土のう作りや土のう積みの訓練等を計画・実施し、浸水を未然に防止するための地域の緊急初動体制を確立する。

(3) 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

1) 洪水浸水想定区域の指定

市は、水防法（一部改正（H27.5））第14条の規定に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、

市防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次にかかる事項の施設の名称及び所在地について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水に係る避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難所等の確保を図るために必要な事項

オ 洪水浸水想定区域内の洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）

カ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものなお、名称及び所在地を定めた施設については、市は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2) 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市長は、次にかかる事項について住民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水に係る避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

なお、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

3) 本防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市長に報告する。

(ア) 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

(イ) 避難誘導に関する事項

(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(エ) 防災教育・訓練に関する事項、

(ウ) 水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市長に報告する。

(ア) 防災体制に関する事項

(イ) 浸水の防止のための活動に関する事項

(ウ) 防災教育・訓練に関する事項

(エ) 水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項

【資料編2-1】行橋市における浸水想定区域の告示状況

【資料編2-2】重要水防区域一覧表（県知事管理区間）

【資料編2-3】災害危険河川区域（県知事管理区間）

2 ため池対策

(1) 現況

市には、大小の農業用ため池があり、これらの大半は江戸時代や明治時代に築造された古いものがほとんどで、防災的には要注意であると言える。特に、重要水防箇所として指定されている高瀬地区の小迫池及び前田地区の前田大池は溢水や漏水についての注意が必要である。

(2) ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊による被災を未然に防止するため、防災重点農業用ため池に指定されているため池の現況調査や劣化、地震、豪雨による決壊の危険性を評価するとともに、同調査・評価に基づき、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業の申請を行い、防災工事や排水施設の改良工事を進める。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条の規定に基づき、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

さらに、農業用途がなくなったため池について、地域住民と協議し貯水機能を廃止するための工事を進める。

※ 防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

(3) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

市は、ため池の安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備のため、ため池ハザードマップについて、防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

【資料編2-4】防災上重要な農業水利施設

【資料編2- 】防災重点農業用ため池

第2 治山計画

1 現況

市の森林の現況については、森林面積 1,288ha のうち人工林が 465ha、自然林が 614ha (森林整備計画より) となっている。このうちのほとんどが民有林で、また保安林は天生田、稲童、大谷、沓尾、津積、長井、西谷、入覚、福丸、簗島、矢山地区で 266ha 指定されている。

2 治山施設整備の実施方針

- 1) 市の森林整備計画に沿って、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な森林整備の推進に努める。
- 2) 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林等において、水土保持機能の発揮及び山地に起因する災害を防止するための治山事業の推進を関係機関に要請するとともに、円滑な実施について協力する。
- 3) 山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり等の対策については、本章第3節に準じる。

第2節 土砂災害の防止

市は、土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、市はそれに基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 土石流対策	防災危機管理室	・土石流災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・土石流災害対策事業の推進
第2 地すべり対策	防災危機管理室	・地すべり災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・地すべり災害対策事業の推進
第3 急傾斜地崩壊対策	防災危機管理室	・急傾斜地災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・急傾斜地災害対策事業の推進
第4 土砂災害防止対策	防災危機管理室	・土砂災害防止の啓発活動、警戒避難体制の構築
第5 山地災害対策	農林水産課	・山地災害対策の推進
第6 宅地防災対策	建築政策課	・宅地開発における防災指導の強化

第1 土石流対策

1 土石流危険渓流の定義

この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流で、資料編（土砂災害危険箇所一覧）に掲げるものをいう。

【資料編2-5】土石流危険渓流一覧表

2 対策

(1) 避難体制等の整備

1) 土石流危険渓流の周知

市は、防災計画に、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、市関係機関に危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等に関する事項その他、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をホームページへの掲載や印刷物(ハザードマップ等)の配布により住民への周知を図る。

2) 警戒避難雨量の設定

市は、関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう、警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、もしくは地域ごとに設定する。

3) 警報装置等の整備

市は、関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

(2) 避難路の整備等

避難路の整備等については本編 第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制の整備」による。

(3) 情報の収集及び伝達体制の整備

1) 情報の収集

市は、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊や土石流発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

2) 情報の伝達

ア 市は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。

イ 市は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。

ウ 市は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急伝達方法についてもその整備に配慮する。

(4) 防災知識の普及

市は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

1) 土石流災害の特性

2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)

(エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

3) 災害時の心得

(ア) 気象予警報等の聴取方法

(イ) 避難の時期、方法、場所

(ウ) 飲料水、非常食料の準備

(エ) その他災害特性に応じた措置

(5) 砂防事業の実施

土砂災害のおそれのある区域内に避難行動要支援者関連施設が存在するなど、緊急度の高い箇所等について、砂防工事の実施を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。

【資料編 2-6】 砂防指定地箇所

第2 地すべり対策

1 地すべり防止区域の指定

県は、「地すべり等防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止

区域を指定する。

2 現況

現在、防止区域に指定されている区域及び地すべり危険箇所は、資料編に示す「元永」の1箇所である。

3 対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、助長し、もしくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、市防災計画に、地すべり危険箇所を掲載し、また関係機関に危険箇所マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(3) 地すべり防止工事の実施

市は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況においては、地すべり対策事業を県に要請するとともに、地すべり対策工事に協力し地すべり防止に努める。

第3 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

(1) 災害危険区域の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法39条に基づき、災害危険区域として指定する。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。

がけ崩れ危険箇所については、福岡県県土整備部により土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）及び急傾斜地崩壊危険区域が指定され、農林水産部により山腹崩壊危険箇所・区域が公表されている。なお、土砂災害警戒区域等と急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険箇所とは重複しているものもある。

2 現況

現在、急傾斜地崩壊危険区域として指定、また危険箇所として選定している区域は資料編に示すとおりである。

【資料編 2-7】急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

【資料編 2-8】急傾斜地危険箇所（①自然斜面 ②人工斜面）

3 対策

(1) 規制

県は、崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、法律に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。

また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資の斡旋等を行い、移転を促進する制度がある。市はこれらの規制実施にあたって連携協力する。

(2) 避難体制等の整備

1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

本防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所を掲載するとともに、関係機関に危険箇所マップを常設

し、関係住民に危険箇所を周知する。

2) 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の市内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

3) 避難に係る警報装置等の整備

市は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等の整備に努める。

4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

市は、警察署等と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

5) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

市は、日頃から過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

イ 情報の伝達

市は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者への夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事

土砂災害のおそれのある区域内に避難行動要支援者関連施設が存在するなど、緊急度の高い箇所等について、急傾斜地崩壊防止工事の実施を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。

第4 土砂災害防止対策

1 土砂災害の定義

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

2 対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある未指定の区域の有無について、県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以降、「土砂災害防止法」という。）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。

市長は、土砂災害警戒区域等の指定を受けたときは、次の事項を定める。

- 1) 警戒区域ごとに情報伝達
- 2) 予警報の発表・伝達に関する事項
- 3) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

- 4) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 5) 避難、救助その他必要な措置

また、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称、及び所在地について定める。

さらに、名称及び所在地を定めた施設については、本防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市長は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定された場合は、警戒区域毎に次の必要事項について、印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

- 1) 土砂災害に関する情報の伝達方法、
- 2) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、新たな基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、同様の措置を講ずる。

【資料編2-9】土砂災害特別警戒区域指定一覧表（土石流）

【資料編2-10】砂災害特別警戒区域指定一覧表（地すべり）

【資料編2-11】土砂災害特別警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊）

第5 山地災害対策

1 山地災害危険地の定義

「山地災害危険地」とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

市には、県により公表された山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区(民有林)が24箇所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が17箇所、沓尾地区において地すべり危険地区が1箇所、計42箇所の危険地区が存在する。これらは市西部及び南部の山地、さらには東部の周防灘に面した丘陵性山地部に集中しているが、前項でまとめた急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流と重複しているものも多い。

【資料編 2-12】山腹崩壊危険地区（山地災害危険箇所）

【資料編 2-13】崩壊土砂流出危険地区（山地災害危険箇所）

【資料編 2-14】地すべり危険地区（山地災害危険箇所）

2 対策

(1) 山地災害危険地区の周知

本計画に山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区などの山地災害危険地区を掲載し、災害危険箇所とあわせて地域住民への周知を図る。

(2) 防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布、及び市と関係機関による危険箇所のパトロールや施設の点検等を行い、地域住民の防災意識の普及に努める。

(3) 山地災害対策治山事業の実施

山地の荒廃進行あるいは台風、集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所に

については、山地災害の実態や対策の緊急性、必要性等を踏まえ、治山事業の促進を県に要請するとともに、その実施に際しては地元調整等に協力し事業の円滑な推進を図る。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第6 宅地防災対策

斜面崩壊や土石流が発生しやすい地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、建築基準法、都市計画法等により災害防止の処置についての指導や監督を強化する。

第3節 高潮等の対策

市は、洪水、高潮等による災害を防止するため、高潮対策事業や侵食対策事業等の保全事業を県や関係機関と協力して実施し、市の保全を図る。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、環境や景観へも配慮する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 海岸高潮対策	防災危機管理室	・海岸高潮災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	土木課	・海岸高潮対策事業の推進
	農林水産課	

第1 海岸高潮対策

1 現況

市の東部は、約7.5kmにわたって周防灘に面しており、この海岸部には蓑島、杵尾、長井、稲童漁港が存在しており、台風時等には高潮による被害が発生するおそれがある。洪水はん濫等に比べると、高潮は低頻度災害であるが、大きな被害をもたらす危険性は高く、実際稲童などでは高潮による浸水被害が生じたことがある。

上記の4漁港付近や、長峡川・今川・江尻川・祓川の河口部の海岸線が市・県により重要水防箇所として9箇所指定されている。これらの重要水防箇所では、越波や堤防決壊、侵食等の災害が起きることが予想されている。

これに対する高潮対策事業としては、杵尾及び長井の海岸保全地区内において水産庁所管の堤防工事がなされている。なお、国土交通省所管の海岸高潮対策事業が、隣接する苅田町の白石海岸で実施されている。

2 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

（1）浸水想定区域の指定

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、本防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

- 1) 高潮情報等の伝達方法
- 2) 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) 高潮に係る避難訓練に関する事項
- 4) その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 5) 要配慮者利用施設で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
- 6) 大規模工場などの所有者又は管理者から申し出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるもの

名称及び所在地を定めた施設については、本防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮予報等の伝達方法を定める。

(2) 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市は、本防災計画において定められた上記指定について、その名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

(3) 本防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(3)洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」に準ずる。

3 対策

- (1) 海岸堤防や護岸等の海岸保全施設におけるパトロールを平常時より行い、漏水や破損箇所の発見及び応急対策工の実施に努める。
- (2) 台風の通過に満潮が重なると予測されるときには、危険が予想される地区の住民等に対して適切な情報を伝達し、通行の規制や避難等の措置を講ずる。
- (3) 住民に対しては平常時において広報活動等を行い、高潮災害に対する知識を普及し、高潮来襲時に心理的及び集団パニックがおきないようなソフト対策を講ずる。また、災害時に適切な行動がとれるよう、住民の防災意識の向上に努める。
- (4) 備蓄倉庫等は高台に設置する。
- (5) 海岸堤防や河川堤防、護岸等の整備は、県や市の事業として計画的に改修が進められているが、改修未計画区間も含めた積極的な事業推進を関係機関に要請するとともに、その円滑な実施に協力する。

【資料編2-15】 県知事管理区間重要水防箇所（海岸）

第4節 火災の予防

市は、企業誘致等に伴う人口増加により市街地周辺での宅地開発が進むとともに、大規模な住宅団地開発もなされている。一方で、旧市街地や古くからの集落等では木造家屋が密集し、火災に対して要注意の地区も残っている。また、建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。

消防本部は、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 消防力の強化	消防本部	・消防力の強化の推進
第2 火災予防対策	消防本部	・火災予防指導・査察対策
第3 危険箇所等の防火対策	消防本部	・火災危険箇所等の防火対策

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、年次計画により消防施設の拡充強化を図る。

- (1) 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防ポンプ自動車を配置する。
- (2) 多様化する火災形態に対応するため、地域の実情に応じて、はしご付消防自動車及び消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備を推進する。
- (3) 初動及び活動体制を確保するため、消防署所等の整備、無線通信情報システムのデジタル化及び個人装備等の整備を進める。

【資料編 2-16】消防組織、施設・設備一覧

2 消防水利の強化

消防本部は、次の消防水利の強化に努める

- (1) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、「消防水利の基準」に基づき消防水利を年次計画により整備していく。
- (2) 消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震性貯水槽の充実を図る。
- (3) 火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。
- (4) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防施設等の保全

消防本部・消防署は、火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

4 総合的な消防計画の策定

消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について総合的な計画を定めておく。

5 避難道路周辺等の防護

消防本部は、避難計画の実施に当り、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

6 消防団の体制整備

(1) 消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。
(2) 消防団員の確保については、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。
(3) 基本団員(全ての活動に参加)の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

(4) 消防団活性化対策の推進

- 1) 消防団拠点施設、安全装備(防火衣等)の整備拡充
- 2) 報酬、出勤手当の適正な引き上げ
- 3) 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望
- 4) 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- 5) 教養研修、レクリエーション活動の整備充実
- 6) 地域毎の女性消防団等の設置に向けた検討に向けた検討

7 消防団員の教育訓練

(1) 消防本部は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校等に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練計画等を策定し実施する。
(2) 召集伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。
(3) 消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。したがって、消防団員や消防団OBは地域の自主防災組織の牽引的存在となり、その立場を生かした消防訓練等を指導する。

8 市町村相互の応援体制の強化

消防本部は、隣接市町との災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

(1) 予防査察の実施

消防本部・消防署は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 立ち入り検査

消防本部・消防署は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立ち入り検査を実施するとともに、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。また、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

(3) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(4) 火災警報発令中には、火気使用施設、設備に対する指導・査察を重点的に実施する。

(5) 消防業務計画の見直し

消防本部・消防署は、火災の予防に関する事項、火災以外の防御、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の見直しについて検討する。

2 防火管理者制度の推進

消防本部・消防署は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の策定、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

4 火災予防条例の運用

消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した「火災予防条例」の効果的な運用により、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

5 住民に対する啓発

消防本部・消防署は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器(住警器)の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

6 船舶火災予防の推進

市は、第七管区海上保安本部、その他関係機関と緊密な連携を保ち、埠頭、係留中の船舶の火災予防について計画を策定する。

7 車両火災予防の推進

消防本部は、車両火災における一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

8 火災予防運動の推進

消防本部は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 報道機関による防火思想の普及
- (3) 講習会、講演会等による一般啓発

10 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、市は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るた

め、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

また、コミュニティ(小学校区)単位で地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの整備を検討する。

第3 危険箇所等の防火対策

1 現況

市には火災危険区域として指定されている地域はないが、行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い蓑島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっており、火災に対して注意が必要な地域として挙げられる。

また、建築物が密集する用途地域(準住居、近隣商業、商業)では、火災の危険を防ぐため準防火地域として指定されている。

2 危険箇所火災予防対策

(1) 防火対策

- 1) 火災危険箇所を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- 2) 火災危険箇所における延焼を防止するため、消防本部と連携した都市計画道路の整備や市街地の再開発について、延焼遮断帯や延焼危険区域を含めた検討を行うとともに、建築物の不燃化を検討する。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域については、消防本部と連携した避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 4) 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的に火災危険箇所や延焼危険区域を想定し、防災対策を検討する。
- 5) 消防車の進入が困難な地区においては、特に初期消火が重要となるので、自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防意識の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実するとともに、自主防災組織の編成を推進する。

(2) 住民への啓発

1) 地域防災体制の確立

講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

2) 火災予防意識の普及

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防意識の普及向上に努める。

3) 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を指導する。

4) 住宅用防災機器の設置

住宅における火災の発生を未然に防止、あるいは早期に感知・報告するため、住宅用防災機器(住警器)の設置を推進する。

3 特殊建築物火災予防対策

特殊建築物とは、学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途

に供する建築物である。

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、併せて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用について指導し、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

第5節 都市構造の防災化

市は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化、及び防災まちづくりの推進に当っては災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物不燃化の推進	建築政策課	・建築物不燃化の推進
第2 防災空間の確保、整備、拡大	都市政策課	・都市公園、緑地等の整備推進
第3 市街地再開発事業の推進	都市政策課	・市街地再開発事業の推進
第4 無電柱化事業の推進	土木課	・無電柱化事業の推進
第5 土地区画整理事業の推進	都市政策課	・土地区画整理事業の推進
第6 造成地の災害予防対策	都市政策課	・工事の施工において、指導、監督

第1 建築物不燃化の推進

1 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 対策

（1）準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、現在も指定がなされているが、今後用途地域の変更等があった場合には準防火地域として追加指定する。

（2）建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

用途地域のうち、準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として、今後用途地域の変更等があった場合には追加指定等を行う。

（3）市営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、市営住宅については、5年毎に計画を見直しながら、逐次解体及び耐火構造に建替えを推進する。

また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

（4）住環境整備事業の推進

市は、住環境整備事業による不良住宅が密集している地区等において、建築物の不燃化、中心市街地の再生等による緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等の整備を推進する。

第2 防災空間の確保、整備、拡大

1 計画方針

都市公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

2 対策 — 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき、積極的に推進する。

- (1) 規模や立地場所を勘案した中核的な公園、施設等の整備を推進し、住民の憩いの場、自然との接触機会の充実を図れるオープンスペースの確保を推進する。さらに、1人当たりの面積を行橋市都市公園条例の目標に近づくよう努め、特に公園等が無い行政区については用地の確保に努める。
- (2) 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有するため、災害時の緊急避難地として利用できるよう維持・管理を行う。
- (3) 公園の未整備地区では、その整備促進に努める。
- (4) 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。

第3 市街地再開発事業の推進

1 計画方針

近年における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において、環境の悪化、災害の危険の増大、住宅の不足等の事態が深刻化している。

これらの事態に対処するため、市街地再開発事業を推進し、建築物の不燃化、構造強化、共同化等を行うとともに、道路、公園、広場等のオープンスペースを整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新をすすめ、併せて都市の防災構造化を図る。

2 対策

都市防災、公共施設の緊急な整備の必要と住宅施設、商業施設の整備を考慮し、総合的な都市再開発を推進する。また、事業推進のため施行者に対して、技術面、財政面等において指導助成を行う。

第4 無電柱化事業の推進

市は、緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。

第5 土地区画整理事業の推進

1 計画方針

既成市街地及びその周辺の地域において、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業を推進し、道路・公園・上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止に努める。

2 対策

- (1) 公共団体等土地区画整理事業については、地区ごとの事業計画を推進するとともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。
- (2) 権利者の自発的な意思により組合を設立して行う組合土地区画整理事業については、無秩序な開発によるスプロール化の防止等のため今後とも推進していく。

第6 造成地の災害予防対策

市は、県と連携して、造成地で発生する災害の防止を図るため、開発許可基準に則り、開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合等は、各々、地盤沈下、がけ崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられるよう当該工事の申請・許可において、指導、監督を行う。

第6節 建築物及び文化財等の災害予防

市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、木造の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設について更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の災害予防対策	建築政策課	・建築物等に対する指導 ・公共建築物の堅牢化
	学校管理課	・公共建築物の堅牢化
第2 文化財災害予防対策	文化課	・文化財災害予防対策

第1 建築物等の災害予防対策

近年の著しい都市化現象は市街地の高密度化を促し、建造物は高層化・大型化され、その用途や設備も多様化しているため、災害発生時には被害が拡大することが予想される。一般建築物は多種多様であり、建築基準には適合しているものの、その詳細な防災性については不明な点も多いのが実情である。市は、県等と協力して一般建築物に対して以下のような予防対策の実施や指導、防災知識の普及に努める。

1 建築物等に対する指導

（1）老朽建築物対策

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

また、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

（2）災害危険区域の指定等

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条や土砂災害防止法の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

（3）既存建築物の耐震性の向上の促進

1) 一般建築物

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制整備を図る。

2) その他の建造物

ブロック塀等の倒壊、煙突の折損等の防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

（4）ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強・改修指導等関係機関と連携のうえ推進する。安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。

2 公共建築物の堅牢化

(1) 重要建築物の指定

施設の中で災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定するよう努める。

(2) 耐震診断

防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を図る。

(3) 既存建築物の耐震性の向上の促進

1) 庁舎等

ア 対象建築物の特性に応じて耐震性の強化を検討する。

イ 既存の木造建物の不燃堅牢化を検討する。

2) 公営住宅

老朽化した住宅について、行橋市営住宅長寿命化計画に基づき、建替・改修・解体等を検討し、防災、土地の高度利用及び生活環境改善の推進に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

市は、県との協力のもと、特殊建築物等に対し以下のような予防対策の実施について検討する。

(1) 特殊建築物の調査・指導

学校、病院、興業場、公衆浴場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(2) 不特定多数が使用する特殊建築物の査察

特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、消防機関と協力して査察等を実施し、その結果に応じて改修等必要な助言や勧告を行う。

(3) 特定建築設備等の調査

一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調(検)査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

第2 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚を図るとともに、施設の防災対策を進める。また、国・県の指定する文化財については、必要に応じて防災対策整備に関する要請を行う。

- 1 文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー(毎年1月26日)」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火気の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練

(6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

4 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

(1) 消火施設

(2) 警報設備

(3) その他の設備

5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

6 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

【資料編 2-17】 行橋市内の文化財一覧表

第7節 中高層建築物の災害予防

中高層建築物の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって高層建築物等における災害を未然に防止する。

なお、高層建築物とは高さが31mを超える建築物をいう(消防法第8条の2)。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 災害予防対策	建築政策課 消防本部	・中高層建築物等における災害予防対策

第1 災害予防対策

1 関係機関の対策

(1) 市

市は、県が主体となって行う以下の予防対策に協力することによって、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

- 1) 防火避難施設の点検整備や内装等建築材料の不燃化等に関する所有者への指導の強化
- 2) 建築基準法の規定に基づく査察により、中高層建築物の構造設備等の設置及び維持状況を点検するとともに、違法な状態にあるものについては、その所有者に対し、必要な改善を行わせ、又はその設備の使用禁止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

(2) 消防本部

1) 所有者等に対する指導の強化

次に掲げる事項について、重点的な指導を行う。

ア 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- (ア) 消防計画の整備充実
- (イ) 自衛消防組織の整備充実
- (ロ) 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- (ハ) 共同防火管理体制の確立
- (ニ) 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- (ホ) 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- (ヘ) 収容人員の管理
- (ヘ) 非常用進入口の確保
- (コ) 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- (ク) その他防災上必要な事項

イ 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

ウ 管理者の責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

2) 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否につい

て検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、又はその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

3) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

4) 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき消防施設の整備、充実に努める。

(3) 警察

中高層建築物等の災害の特殊性に鑑み、消防機関と緊密な連携を図り、災害防止の観点から所有者等に対し指導助言を行う。

(4) ガス事業者

中高層建築物等には、次の安全設備の普及促進を図る。

- 1) 緊急時には操作が容易な位置に、ガス遮断装置を設置する。
- 2) ガスメーターは、異常時自動遮断機能を有するマイコンメーターを取り付ける。
- 3) ガス栓は、ヒューズガス栓又はねじガス栓を使用する。
- 4) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

(5) 所有者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

1) 防火避難施設の点検整備

ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備

イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限

ウ 避難施設等(階段、通路、避難橋、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口)の点検整備

エ 非常用昇降機の点検整備

2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

ア 消防計画の整備充実

イ 自衛消防組織の整備充実

ウ 防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上

エ 共同防火管理体制の確立

オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備

カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議

キ 収容人員の管理

ク 非常用進入口の確保

ケ 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底

コ その他防災上必要な事項

3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努める。また、従業員に対し

て消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

5) 安全性の確保

中高層建築物の特殊性、危険性に鑑み、次のような構造の改善、規模の適正化等施設自体の安全性の向上に努める。

- ア バルコニーの設置
- イ 防火区画の適正化
- ウ 全体規模の限定
- エ 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置
- オ その他安全性を高める措置

2 各種研究の実施

市、消防機関、警察及びその他防災関係機関並びに所有者等は、中高層建築物の災害発生の防止及び被害の軽減を図るため、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、中高層建築物の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

- 1) 建築防災技術、建築構造設備に関すること。
- 2) 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること。
- 3) 避難計画及び誘導體制に関すること。
- 4) 災害時における群集心理に関すること。
- 5) 排煙技術その他災害の防止に関すること。

第8節 一般通信施設の災害予防

一般通信サービスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害により施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急を要する。そのため通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、通信設備の浸水防止対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 国内通信施設災害 予防対策	財政課	・ 一般通信施設の災害予防対策の調整

第1 国内通信施設災害予防対策

西日本電信電話株式会社九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

1 市の対策

市は、必要に応じて西日本電信電話(株)九州支店が実施する災害予防対策の実施に対して協力、調整する。

2 災害予防対策

電信・電話施設の災害予防は、西日本電信電話(株)九州支店の災害予防計画の定めによる。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化
- (2) 電気通信システムの高信頼化
- (3) 災害時措置計画
- (4) 通信の利用制限
- (5) 災害対策用機器及び車両の配備
- (6) 災害対策用資機材の確保と整備
- (7) 防災訓練
- (8) 防災に関する防災機関との協調

第9節 電気施設、ガス施設の災害予防

電気、ガス、石油・石油ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、住民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス、電気通信サービス事業者は、これらの供給を円滑に実施するため浸水防止対策等の措置を講ずる。

また、施設の機能の確保等を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 電気施設災害予防対策	防災危機管理室	・電気事業者が実施する対策等に対して協力、調整、及び市民への電気事故防止の周知
第2 ガス施設災害予防対策	防災危機管理室	・ガス事業者が実施する対策等に対して協力、調整

第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。なお、電力施設の災害予防は、九州電力(株)、九州電力送配電(株)の災害予防計画の定めによる。

1 市の対策

市は、必要に応じて電気事業者が実施する対策等に対して協力をするとともに、市民への電気事故防止の周知に努める。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当該事業所に通報すること
- (3) 断線垂下している電線には絶対触らないこと
- (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- (7) その他事故防止のため留意すべき事項

2 電気施設の災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

電気施設災害の災害対策は、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社の災害予防計画の定めによる。

- (1) 防災体制
- (2) 電力設備の災害予防措置に関する事項
- (3) 電気工作物の巡視、点検、調査等
- (4) 資機材の整備、点検
- (5) 防災訓練
- (6) 広報活動

(7) 防災に関する防災機関との連携

第2 ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

1 市の対策

ガス事業の管理者は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。市は、必要に応じてガス事業者が実施する対策等に対して協力、調整を行う。

2 ガス施設災害の災害予防対策（九福岡県LPガス協会）

エルピーガスの災害予防は、福岡県LPガス協会の災害予防計画の定めによる。

- (1) 防災体制
- (2) 予防に関する事項
- (3) 教育訓練計画
- (4) 広報活動計画

第10節 上水道、下水道施設の災害予防

市は上水道及び下水道、都市下水路等の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な浸水防止対策等の施策を実施する。

また、施設の機能の確保等を講ずるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 上水道施設災害予防対策	上水道課	・上水道施設災害予防対策
第2 下水道施設災害予防対策	下水道課	・下水道施設災害予防対策

第1 上水道施設災害予防対策

1 計画方針

市は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する

2 対策

水道施設は、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

また、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

(1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、減圧・断水のバルブ操作、あるいは矢留貯水池の貯水量の調整、各家庭における用水の確保、給水制限等の対策措置を実施する。

(2) 地下埋設物管理体制の確立

1) 現況の把握

道路管理者と地下埋設物管理者の連携のもと、地下埋設物の現況把握及び台帳作成を進める。

2) 共同溝の設置促進

度重なる地下工事による災害発生危険性を少なくするため、共同溝の設置を検討する。

3) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。

4) 施設の耐震性及び供給体制等について施設等の総合的な点検・検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を検討する。

5) 応急復旧工事に必要な資機材を整備点検し、その保管場所や方法について検討する。

6) 停電時の備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

(3) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

(4) 広域応援体制

震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

- 1) 水資源の確保・配給体制
- 2) 災害時の応急復旧体制
- 3) 資機材の確保体制
- 4) 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成
- 5) 広域的水源対策の活用

3 渇水対策

- 1) 渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を図る。
- 2) 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設の点検整備を推進する。
- 3) 給水ポリタンク・袋等の調達確保について検討しておく。

第2 下水道施設災害予防対策

1 計画方針

急激に進む市街化に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行なえるよう施設の整備増強を図るとともに、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

2 施設の整備増強

(1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成を進める。

(2) 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制を確立する。

(3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所や方法について検討する。

(4) 仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図っていく。

(5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を確立していく。

(6) 下水道工事計画にあわせての老朽施設・管路の更新を図る。

3 水害対策

(1) 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。

(2) 情報交換の迅速化

終末処理場においては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を専用回線で結び、瞬時に把握するとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(3) 動力源の確保

災害時における停電等による二次的災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(4) 施設機能の維持

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努める。

(5) 機動性のある支援・受援体制の確立

平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

第11節 交通施設の災害予防

道路（市：市道、県；県道、国：国道）、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、基幹的な交通施設については、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性及び大規模災害発生時の輸送手段の早期・確実な確保に努める。

さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 道路施設	土木課	・緊急交通路整備、緊急輸送道路ネットワーク計画 ・道路の防災点検、対策
第2 鉄道施設の災害 予防対策	防災危機管理室	・防災関係機関相互の応援体制の整備

第1 道路施設

1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画

（1）緊急交通路の選定・整備

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、安全性の強化に努める。

また、市に係る緊急交通路は資料編に示すとおりであるが、これらの道路整備に協力していくとともに、今後市独自の緊急交通路の指定もあわせて検討する。

（2）緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路又は防災拠点を相互に連携する道路網）については、その耐震性、安全性の強化に努める。

2 道路防災点検

市は、風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

（1）道路、橋梁等のパトロールを適宜実施し道路の維持補修に努める。

（2）台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。

2) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。

3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講ずる。

3 道路の防災工事

防災点検等で対応が必要とされた箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。

（1）関係機関への要請

県道等における現況の危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑

に進むよう地元調整等について協力する。

4 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、道路啓開用資機材の配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

5 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、信号機、情報板等の道路交通関連施設の整備を県に要請する。

6 道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

7 危険箇所の監視

パトロール（巡視点検）を集中豪雨や台風の降雨に前後して適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

【資料編 2-18】道路危険箇所

【資料編 2-19】行橋市の緊急輸送道路

第2 鉄道施設の災害予防対策（九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）九州支社、平成筑豊鉄道（株））

鉄道事業者は、台風等の非常災害時の鉄道施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

1 市の対策

市は、必要に応じて鉄道事業者が実施する対策等に対して協力をするとともに、市民への鉄道事故防止の周知に努める。

2 九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）九州支社、平成筑豊鉄道（株）

鉄道施設災害の災害対策は、九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）九州支社、平成筑豊鉄道（株）のそれぞれの災害予防計画の定めによる。

- (1) 防災訓練
- (2) 防災関係資材の点検整備
- (3) 避難誘導體制等の周知

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」精神による防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、「共助」の精神をもち、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。市は、住民に対する防災意識の高揚を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 市民が行う防災対策	防災危機管理室	・住民に対する防災意識の高揚

第1 市民が行う防災対策

市は、住民に対する防災意識の高揚を図るため、次の対策を実施する。

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識 あたる
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 近隣の災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動(初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等)

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難所・避難路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

市は市民の避難行動を迅速かつ円滑に完了し、救援物資が行き届くまでの間は、市民自らで生命確保をしてもらうよう、次のような非常備蓄品や非常持ち出し品について平常時から準備並びに備蓄品点検等を心がけるよう市民へ推奨していく。

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品（お薬手帳や健康保険証等も含む）、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水（ペットボトル）・食料・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等防災用資機材の整備
- (4) 乳幼児がいる家庭では、ほ乳瓶や粉ミルクなど

4 その他

- (1) 住宅等の安全点検、補強の実施(屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等)
- (2) 応急手当方法の習得(応急担架の作成方法やAED機器の操作習熟など)
- (3) 市又は地域(自治会、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (4) 地域(自治会、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- (5) 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第2節 自主防災体制の整備計画

住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成にもつながる。

そのため、市は、災害時において、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 自主防災体制の整備方針	防災危機管理室	・自主防災体制の整備方針の策定
第2 自主防災体制の整備	防災危機管理室 消防本部	・自主防災組織の育成・支援 ・自主防災組織活動の促進と消防団との連携 ・水防団、水防協力団体の育成強化

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 災害時においては、住民や企業等が「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 市は、地域ごとの住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、自主防災組織の設置及び育成に努める。
- 3 市は、防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。
 - (1) 初期消火活動や救出・救護活動の実施、
 - (2) 指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、
 - (3) 避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に関する主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

自治会、町内会等を母体に地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

(2) 施設、事業所等の防災組織

中高層建築物、スーパーマーケット等多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。

(3) 公共的団体等の防災組織

婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

2 自主防災活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

- 1) 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員毎の役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

ア 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の特定、危険箇所の巡視点検及びその結果報告と緊急対策に関すること。

イ 地域住民の任務分担に関すること。

ウ 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

エ 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

カ 指定緊急避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。

ク 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。

ケ その他自主防災組織間の相互支援や自主的な防災に関すること。

2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

3) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、消防団はもとより、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとる。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

市や防災関係機関等からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

オ 炊き出し訓練

災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自らが炊出しができるよう実施する。

カ 災害図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

キ その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行う。

5) 自主防災地図（地域独自の防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速・活発化、的確化を図る。

6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

ア 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、平日・昼間は従業地で生活を営む昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

イ 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会は、自治会や市内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

1) 初期消火の実施

ア 家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。

イ 火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2) 情報の収集・伝達

ア 地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告する。

イ 防災関係機関の提供する情報を住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3) 救出・救護の実施及び協力

ア がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。

イ 自主防災組織をもってして救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

ウ 負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域毎に災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておき、緊急時における連絡や搬送対応等について消防機関も含めて事前に調整しておく。

4) 避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

- (ア) 市街地……………火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
- イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度とする。
- ウ 避難行動要支援者に対しては、避難支援者や地域住民の協力のもとに安全かつ早期に避難させる。

5) 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

2 地域自主防災組織の育成・指導

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 自治会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における防災士等の防災人材の育成強化、自主防災活動の推進を図る。また、男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成を積極的に推進する。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 災害時に自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、市内で広報するとともに以下の自主防災組織の育成・指導に努める。
 - 1) 連絡・実働体制が整っているか
 - 2) 要支援者を的確に把握しているか
 - 3) 必要な防災資機材を確保しているか
 - 4) 指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか
 - 5) 日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰
 - 6) 地区内の住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地区防災計画を定める。
 - 7) 地区防災計画を定める場合、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により一体的な運用が図られるよう努める。

3 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

- (1) 市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努める。
- (2) 消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。
- (3) 市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

4 水防団、水防協力団体の育成強化

市は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

当該素案が市防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第3節 企業等防災対策の促進計画

企業等は災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第2 企業等の防災組織	防災危機管理室	企業等の防災組織の育成指導
第3 市の役割	防災危機管理室	・企業等との防災訓練
	商業観光課	・事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の普及啓発 ・商工会・商工会議所等との連携

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによる次のリスクマネジメントの実施に努める。

- 1 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定
- 2 防災体制の整備
- 3 防災訓練の実施
- 4 事業所の耐震化・耐浪化、
- 5 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、
- 6 予想被害からの復旧計画策定、
- 7 各計画の点検・見直し
- 8 燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、
- 9 取引先とのサプライチェーンの確保等

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与する。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が製品供給網寸断へと拡大進行し、世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながり(サプライチェーン)を確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画(BCP)の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画(BCP)の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する

専門調査会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン第三版(平成25年8月)」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

3 事業継続マネジメント(BCM)の取組

事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努める。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるとき、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるよう努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保(従業員の3日分以上が目安となる)
- 8 施設耐震化の推進
- 9 システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防団との連携・協力
- 12 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

第3 市の役割

1 防災訓練

市は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し訓練への参加等を呼びかける。

2 事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の普及啓発

市は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にし、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度－消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

4 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、各企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

5 商工会・商工会議所等との連携

第1編 第4部「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」により、支援を行う。

第4節 防災知識の普及

市は、災害に強いまちづくりを推進するため、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び関係機関と相互に密接な連携を保ちながら、単独又は共同して、公民館等の地域コミュニティにおける多様な主体の関る社会教育施設を活用するなどして、防災に関する知識の普及を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 市民等に対する防災知識の普及	防災危機管理室	・市民等に対する防災知識の普及
	教育総務課	・学校教育を通じての防災知識の普及
	生涯学習課	・社会教育を通じての防災知識の普及
第2 児童・生徒に対する防災教育	指導室 子ども支援課	・児童・生徒に対する防災教育
第3 市職員に対する防災教育	総務課	・市職員に対する防災教育
第4 防災上重要な施設の管理者等の教育	防災危機管理室 消防本部	・防災上重要な施設の管理者等の教育
第5 漁業者等の防災教育	農林水産課	・漁業地域への防災知識の普及
第6 防災知識の普及に際しての留意点等	防災危機管理室	・防災知識の普及に際しての留意点等知識の普及
第7 防災意識調査	防災危機管理室	・防災意識調査の実施
第8 災害教訓の伝承	市長公室秘書課	・災害教訓の整備及び伝承

第1 市民等に対する防災知識の普及

市は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、市民等に対する次の防災知識の普及啓発に努める。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- 1) 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル※、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的に取るべき行動に関する知識

※：5段階の警戒レベルは、本部 第3章 第8節 避難体制等の整備【避難情報と警戒レベル】参照

- 2) 過去に発生した災害被害に関する知識
- 3) 備蓄に関する知識
- 4) 住宅等における防災対策に関する知識
- 5) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- 6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動
- 8) 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- 9) 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難指示等に関する知識
- 10) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- 11) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 12) 避難生活に関する知識
- 13) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- 14) 応急手当方法等に関する知識
- 15) 早期自主避難の重要性に関する知識
- 16) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 17) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
- 18) 災害情報の正確な入手方法
- 19) 要配慮者への配慮
- 20) 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- 21) 出火の防止及び初期消火の心得
- 22) 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得
- 23) 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- 24) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 25) その他の必要な事項

(2) 啓発の方法

- 1) テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- 2) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- 3) 映画、DVD等の利用
- 4) 各種相談窓口の設置
- 5) 消防団、防災士*を通じた啓発
- 6) 講演会、講習会の実施
- 7) 防災訓練の実施
- 8) インターネット（ホームページ）、SNSの活用
- 9) 各種防災情報を掲載した各種ハザードマップ等の利用
- 10) 防災行政無線や広報車の巡回による普及
- 11) 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

* 防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・
を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

2 災害リスク情報の啓発

- (1) 過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。
- (2) 自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

3 警戒レベル等の提供

- (1) 警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。
- (2) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進す

る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

4 ハザードマップ等の活用

ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知し、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- 1) 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと
- 2) 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
- 3) 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと
- 4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等

5 災害発生後の啓発内容

市は、災害発生後に、指定避難所や応急仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

6 社会教育を通じての普及

市は、社会教育において、区や小地域での集会、PTA、女性学級等様々な機会を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

7 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。

また、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

さらに、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 市職員に対する防災教育

市は、市職員に対し、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により職員に対する防災教育の普及徹底を図る。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国、県、大学等の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

(1) 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。

(2) 職場研修

各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- 1) 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- 2) 各職場の初動時の活動要領の確認

(3) 研修会、講習会、講演会等の実施

(4) 見学、現地調査等の実施

(5) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する基礎知識
 - 1) 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - 2) 市の災害特性、災害別・地域別危険度
 - 3) 過去の主な被害事例
- (2) 県防災計画、市防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- (5) 防災知識と応急対策技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他の必要な事項

3 災害対策実施要領(活動マニュアル)の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた応急活動内容を基に初動マニュアルや避難所管理マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

市及び消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時における行動力（初期対応力や応急対策能力）を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災意識を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 漁業者等の防災教育

1 漁業者等への指導・啓発

市は、漁業者等に対し避泊港の所在地その他の状況を周知徹底させ、併せて安全運航を指導する。

2 漁業地域への防災知識の普及

市は、漁業地域の特性を踏まえた災害の防災対策を図るため、水産庁より示された「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考として、漁業地域における防災力の向上に向けた防災知識の普及を図る。

第6 防災知識の普及に際しての留意点等

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

また、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第7 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査等による防災意識調査を実施する。

第8 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の災害教訓の伝承に努める。

- 1 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。
- 2 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- 3 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。
- 4 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 防災訓練の充実

市は、基本法第48条及び水防法第32条の2等に基づき、地域防災計画や災害応急対策等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関や団体及び要配慮者も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 総合防災訓練	防災危機管理室	・総合防災訓練
第2 各種訓練	防災危機管理室	・各種訓練の実施
	土木課	・水防訓練
	地域福祉課	・医療救護訓練 ・要配慮者利用施設等の訓練
	指導室	・小、中学校避難訓練
	子ども支援課	・保育園等の避難訓練
	消防本部	・消防訓練
第3 住民の訓練	防災危機管理室	・住民の訓練
第4 防災訓練に際しての留意点等	防災危機管理室	・防災訓練に際しての留意点等の周知
第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映	防災危機管理室	・訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

第1 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震や津波、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

実施に当たっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。また、訓練への女性や若年層の積極的な参画を進める。

なお、総合訓練の計画内容は以下のとおりとする。

1 実施時期

毎年、防災週間等最も効果のある時期に行う。

2 訓練の種目

- (1) 動員訓練(消防団の動員、居住者の応援)
- (2) 災害による被害状況の把握
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 給水、炊出し訓練
- (5) 避難、立退訓練(危険区域居住者の避難)
- (6) 防疫訓練
- (7) 通信訓練(電話、無線、伝達)
- (8) 輸送訓練(資材、資機材、人員)
- (9) 消防訓練(初期消火等)

- (10)水防訓練
- (11)観測(水位、雨量等)、樋門等操作訓練
- (12)工法訓練(各水防工法)
- (13)その他

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

市は、応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は以下の要領で実施する。

- (1)市及び関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- (2)訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング(個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。
- (3)災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。
- (4)地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

2 職員動員訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

市及び関係機関は、災害時において有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合を想定して、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練の実施について検討する。なお、非常通信訓練とあわせた代替方法による災害情報伝達訓練を携帯電話やスマートフォンその他の通信手段を用いて試行するように努める。

4 水防訓練

水防管理団体(市長)は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、防潮扉等操作、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施し、水門の開閉に時間がかかるなど機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備を行う。

5 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

6 避難救助訓練

- (1)災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、行政区や地区町内会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動と複合で、又は単独で実施する。
- (2)危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施
地域の実情に応じて、夜間を想定した避難訓練も行う。

7 医療救護訓練

- (1)災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するよう、実践に即した訓練等の実施について検討する。
- (2)訓練実施の場合、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護部隊の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、

机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を計画する。

(3) 各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

8 要配慮者利用施設等の訓練

本防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、避避難誘導等の訓練を実施する。また、本防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

9 学校、幼稚園、保育園等の避難訓練

各学校、幼稚園、保育園等は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- (1) 災害態様や被害の形態等については、県や市防災アセスメント調査成果を踏まえつつ想定する。また発生時間も登校・園時、在校・園時、下校・園時、休日等と複数を想定するなどし、これに対応する避難訓練（休日においては緊急避難者の受入れ対応も加える）を検討する。
- (2) 想定される被害について、学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- (4) 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校・園において立地条件その他を勘案のうえ定める。

10 その他の訓練

消防本部等は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達の訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

1 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

- 2 市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 3 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- 4 訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。
- 5 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回訓練の際に有効に活用するものとする。
- 6 訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。
- 7 避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。
- 8 避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

市は、防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6節 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの命は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 家庭における心得	防災危機管理室	・家庭における心得の周知
第2 職場における心得	防災危機管理室	・職場における心得の周知

第1 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得

(1) 外出は必要最低限

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

(2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

(3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

(4) 子どもとはぐれないように

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

(5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

(6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

(7) 車での避難には注意

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

(8) 情報収集を怠らない

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

(9) お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

3 竜巻災害発生時の心得

- (1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4 土砂災害発生時の心得

- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

○土石流の前触れ	○がけ崩れの前触れ	○地すべりの前触れ
<ul style="list-style-type: none"> ・山鳴りがする。 ・川が濁り、流木が混ざり始める。 ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ・がけに割れ目ができる。 ・がけから濁った水がわき出る。 ・わき水が濁る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面がひび割れたり、陥没する。 ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。 ・家の戸が開かなくなる。 ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

- (2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

5 外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

第2 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること

2 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、市は、相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、市が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 市町村間の相互協力体制の整備	防災危機管理室	・市町村間の相互協力体制の整備
第2 市と県、自衛隊との連携体制の整備	防災危機管理室	・市と県、自衛隊との連携体制の整備
第3 防災関係機関の広域応援体制の整備	総務課	・緊急派遣要員の登録・研修
	地域福祉課	・医療の応援等相互協力体制を構築
	防災危機管理室	・警察署との災害時の支援体制の整備
	消防本部	・緊急消防援助隊を充実強化
第4 受援計画	防災危機管理室	・受援計画作成、体制の整備
第5 広域応援拠点等の整備	防災危機管理室	・広域応援拠点等の整備

第1 市町村間の相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第2 市と県、自衛隊との連携体制の整備

市、県及び自衛隊は、「航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定(昭和35年6月1日締結)」や、「福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱(平成7年8月設置)」における協議、防災訓練の実施等を通

じて、平常時から連携体制を構築し、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 防災関係機関の広域応援体制の整備

1 応援活動のための体制整備

市は、市外の大規模災害時に直ちに被災地に職員を派遣できるよう、あらかじめ応急対策に従事する職員を「緊急派遣要員」として登録し、対象職員に対し被災地での業務内容等に関する研修を実施する。

- (1) 被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。
- (2) 職員は派遣先の被災地において、被災市町村に負担をかけることのないよう、食料や衣料、情報伝達手段等について、各自での準備を心がける。

2 防災関係機関との連携体制

- (1) 市は、医療の応援について、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、ドクターヘリ等の救急医療活動等の災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておく。

また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の受入れ体制の充実に努める。

- (2) 市は、行橋警察署との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。
- (3) 市消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第4 受援計画

1 受援計画の作成

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

2 受援体制の整備

市は、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

第5 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

【資料編 2-20】協定等関連資料

第2節 防災体制・施設・資機材等の整備

災害は予期しないときに発生するものであり、市は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な防災施設及び設備、資機材等の整備、拡充に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 行橋市防災会議	防災危機管理室	・市防災会議
第2 災害対策本部等体制の整備	防災危機管理室	・災害対策本部等体制の整備
第3 警戒本部・特別警戒本部等の整備	防災危機管理室	・警戒本部・特別警戒本部等の整備
第4 水防本部等の整備	防災危機管理室 消防本部	・水防本部等の整備
第5 防災中枢機能等の確保充実	防災危機管理室	・防災中枢機能等の確保充実
第6 防災拠点施設の確保・充実	防災危機管理室	・防災拠点施設の確保・充実
第7 ヘリポートの整備	防災危機管理室 学校管理課 スポーツ振興課	・臨時ヘリポートの整備
第8 装備資機材等の整備充実	防災危機管理室	・水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充
第9 備蓄物資の整備	防災危機管理室	・備蓄物資の整備
第10 被害情報等の収集体制の整備	防災危機管理室	・被害情報等の収集体制の整備
第11 惨事ストレス対策	地域福祉課 消防本部	・救助・救急、医療又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策
第12 復興の円滑化のための各種データの整備保全	総合窓口課 情報政策課 地域福祉課 上水道課 下水道課	・復興の円滑化のための各種データの整備保全

第1 行橋市防災会議

行橋市防災会議は、災害対策基本法及び行橋市防災会議条例の規定に基づいて設置する機関で、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

【資料編 2-21】行橋市防災会議条例

第2 災害対策本部等体制の整備

市は、「行橋市災害対策本部条例」に基づき、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部等体制等の整備を図る。

その組織、編成については行橋市災害対策本部の規定の定めるところによる。

具体的な組織計画については、本編第3部 第1章 第1節「市の組織体制の確立」に記載する。

1 初動体制の整備

市は、次の職員の非常参集体制の整備を図り、災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平常時から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。

- (1) 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成
- (2) 参集基準及び参集対象者の明確化
- (3) 連絡手段の確保

- (4) 参集手段の確保
- (5) 参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保
- (6) 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行わなければならないことがある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

3 災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副市長が指揮を執る。ただしそれも困難な場合には総務部長とする。

(2) 災害対策本部の代替施設

災害対策本部の設置場所は本庁舎4階会議室とし、本庁舎が被害を受け、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の設置場所は、消防本部2階会議室とする。

なお、代替施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部等として有すべき機能を備えるよう努める。

(3) 自家発電機

エンジン発電式のみならず、その他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(4) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(5) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(6) 応急対策用地図

(7) 自家発電機能付携帯型ラジオ

4 関係機関等の参画

市は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

5 人材の確保

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

【資料編 2-22】行橋市災害対策本部条例

【資料編 2-23】行橋市災害対策本部設置規程

第3 警戒本部・特別警戒本部等の整備

市は、行橋市災害対策本部設置規程に基づいて、警戒段階において、効果的に災害に対応するため、警戒本部・特別警戒本部等の体制の整備を図る。

その組織、編成については行橋市災害対策本部の規定による。

第4 水防本部等の整備

市長は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき定めた水防計画により、洪水による水害を警戒し、防御するための水防本部を設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・水防・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

【資料編 2-24】行橋市消防団条例

【資料編 2-25】行橋市消防団規則

第5 防災中枢機能等の確保・充実

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、さらには総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

- 1 保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それをを超える十分な期間(想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。なお、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。
- 2 物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。
- 3 市は、特に、災害時に孤立するおそれのある集落で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 4 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し適切な防災対策が実施できるよう、引き続きシステムの多重化・高度化、クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

第6 防災拠点施設の確保・充実

市は、災害時に各地域の災害対策活動の拠点となり得る施設についても、防災拠点としての整備に努める。その際、施設の耐火・耐震(津波)対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。また、当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えることを考慮する。

なお、災害発生時には停電が予想されることから、市は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。

第7 ヘリポートの整備

市は、災害時の自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの発着場所として、臨時ヘリポート予定地を指定しておく。

予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める

【資料編 2-26】臨時ヘリポート

2 臨時ヘリポートの選定基準

臨時ヘリポートとして、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の基準に留意して選定する。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）であること。
- (2) 地面斜度3度以内とし、できる限り開けた空間面を確保できること。
- (3) おおむね100m以上×150m以上の面積を確保し無障害であること。
- (4) 風向・風速が著しく変化するような特殊な地形上にないこと。
- (5) 車両等の進入路があること。
- (6) 上空からは視認しがたい高圧線や常置索道線等が近接していないこと。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - 1) 水利水源に近いこと。
 - 2) 複数の駐機が可能なこと。
 - 3) 補給基地を設けられること。
 - 4) 気流が安定していること。
- (8) 医療施設を考慮した搬送体制が整備確立されている場所であること。

3 臨時ヘリポートの表示

- (1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- (2) 旗（吹き流し）又は発煙筒等で風の方向や風力の程度を表示する。

4 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、ローターの高回転や吹き下ろしの風圧等による危険を伴うため、ヘリコプター誘導員はもとより警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入と接近を規制する。
- (2) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。また、用地に近接する特に注意すべき障害物件には、航空法で定められた赤色障害灯等の衝突防止措置を臨時にとる。
- (4) 離着陸帯及び航空機の半径20m以内や燃料補給エリア周辺は火気厳禁とする。

5 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告(略図添付)する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積

- (5) 付近の障害物（航空法上の障害物件）等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

6 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平常時から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、ヘリコプターの計画進入面に障害物（物件）があらたに構築されていないかなど確認し、常に使用できるよう留意する。

第8 装備資機材等の整備充実

市は、速やかな水防活動が行えるよう、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。

- 1 整備目標期間を設定して、現有の水防資機材の整備又は拡充を図る。
- 2 災害発生の危険性の高い地区での水防倉庫の新設を検討する。ただし、整備に際しては河川の浸水想定範囲や災害危険区域は避ける形で検討する。
- 3 毎年、資機材の点検・整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等に努める。
- 4 資材の中で腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防活動に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- 5 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や保管場所を検討しておく。

【資料編 2-27】行橋市の水防資機材一覧表

第9 備蓄物資の整備

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性質に応じ、市、市民、企業等との役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

なお、詳細は本部第3章 「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「災害備蓄物資等の整備・供給」に準ずる。

第10 被害情報等の収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速・正確性を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

第11 惨事ストレス対策

市は、救助・救急、医療又は消火活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常災害救助法が適用されるが、市の担当者はその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法の適用条件や同法律の内容等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 災害救助法等の習熟	防災危機管理室	・災害救助法等の習熟
第2 運用マニュアルの整備	防災危機管理室	・運用マニュアルの整備

第1 災害救助法等の習熟

1 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2 災害救助法実務研修会等

市の担当者は、災害発生時の災害救助法に基づいた各業務について、これらを円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県の行う災害救助法実務研修会や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。また、市防災担当者は庁内会議や研修会を通じて習熟した内容について市職員へ周知し、市職員の災害救助法に関する知識の向上に努める。

3 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（災害救助実務研究会）、福岡県災害救助法施行細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。関係各課は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

第2 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用及び運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 気象等観測体制の整備

市は、福岡管区气象台、九州地方整備局、福岡県が実施する気象観測情報及び入手方法について、事前に把握しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 気象観測組織	気象観測機関	・気象等観測施設の設置、観測体制の整備充実
第2 市の気象観測体制	防災危機管理室	・気象データ監視体制を構築

第1 気象観測組織

気象観測組織の現状は、下記のとおりである。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 福岡管区气象台関係 | 気象等全般 |
| 2 福岡県 | 雨量、風速、潮位観測 |
| 3 九州地方整備局 | 雨量観測 |
| 4 その他防災関係機関 | 雨量観測 |

第2 市の気象観測体制

市における気象観測所は資料編に示すとおりであり、市は、災害発生の危険予知や適切な避難指示等ができるよう、新設する雨量観測所を含めて、テレメーター方式への切り替えを関係機関に要請し、リアルタイムでのデータ監視体制を構築する。

【資料編 2-28】行橋市内の気象観測所一覧表

第5節 情報管理体制の整備

市は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を推進する。

市の職員や要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 通信手段の種類・特徴	防災危機管理室	・通信手段の種類・特徴の習熟
第2 無線通信施設等の整備	防災危機管理室	・市防災行政無線等の整備拡充
	消防本部	・消防・救急無線の整備拡充
第3 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備	財政課	・災害時優先扱いの電話の有効な活用体制の整備
第4 防災相互通信用無線の整備	防災危機管理室 消防本部	・防災相互通信用無線の整備・増強
第5 各種防災情報システムの整備	防災危機管理室 消防本部	・福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用する体制の確立
第6 通信訓練の実施	防災危機管理室 消防本部	・通信訓練の実施
第7 情報通信設備の維持	防災危機管理室 消防本部	・観測機器の維持・整備

第1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は基本的に下表に示すようなものが考えられるが、各々の伝達手法には特徴があるため、市は機器整備に際してはそれらの通信特性等を十分に踏まえつつ整備を推進していく。

◆災害時に使用する主な通信手段と特徴

種 類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
N T T加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。
I P 電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
（災害時優先電話） N T T加入電話 携帯電話	・ 回線輻輳時の発信が優先的に接続。

※輻輳（ふくそう）：交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること

【資料編 2-29】行橋市の災害時優先電話

第2 無線通信施設等の整備

1 防災対策の推進等

市は、国、県及び電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

2. 市防災行政無線

市防災行政無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する緊急情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備であるが、今後下記によりその整備等を推進する。

- (1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間等の運用体制の確立を図る。
- (2) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備・充実、及び戸別系設備の整備を検討する。
- (3) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。

- (4) 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- (5) 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備、充実を図る。
- (6) 防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの充実を図る。
- (7) 避難所(小・中学校)等への半固定型無線機の設置を検討する。
- (8) 防災行政無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- (9) 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- (10) バッテリーの充電不足や停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。

【資料編 2-30】行橋市の防災行政無線通信施設

【資料編 2-31】行橋市の防災行政無線位置図

3 消防・救急無線

消防・救急無線とは、消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を図っていく。

- (1) 県内各消防本部と相互に通信することができる共通波の整備、充実を図る。
- (2) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。
- (3) 消防無線やデータ伝送等システムの充実を図る。また、消防団への通信手段の充実を図る。

第3 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

1 基本方針

市は、災害時優先扱いの電話の有効な活用体制の整備を行う。

2 整備項目

市は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、市内の回線、電話機の配置を的確に行う。

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が有線通信設備をさらに有効に活用できるよう、電話網運営体制の整備を進める。また、市内の使用回線は、優先順を考慮し的確な位置付けを行う。
- (2) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備・推進する。
- (3) 災害発生時の回線輻輳を考慮して、災害時優先扱い指定を受けた携帯電話の整備を進める。
- (4) 災害対策本部の初動時における対応を確実にするため、本部長、副本部長、班長等の対策指揮者に対して、災害時優先扱いの指定を受けた携帯電話を災害対応用専属通信機器として配備する等の運用面での検討を進める。

第4 防災相互通信用無線の整備

1 基本方針

市は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、その活用について検討する。

2 整備項目

- (1) 市は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の整備を県と連携して整備推進する。
- (2) 防災関係機関は無線局の整備、増強を行うとともに、迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備充実を行う。

第5 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

市は、災害時の電話回線輻輳時の連絡途絶(特に地震時)や、防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を考慮して、各種防災システムの整備及び充実に努める。

2 整備項目

情報の収集・連絡体制を組むに当たっては、災害に対応する各組織間で錯誤や漏れが生じたり、特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないように措置する。

(1) 市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、地理情報システム(GIS)をベースとした防災情報の一元化に資する必要なデータの整備を行う。(当該データの加除修正を含む。)

(2) 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。

第6 通信訓練の実施

市は、様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

第7 情報通信設備の維持

1 機器の維持管理

(1) 市及び消防本部は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(2) また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

(3) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

(4) 九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備している。市は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受ける体制を整備する。

第6節 広報・広聴体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備	市長公室秘書課	・被災者への情報伝達広報体制の整備
第2 関係機関の連絡体制の整備	関係各課	・関係機関の連絡体制の整備
第3 報道機関との連携体制の整備	市長公室秘書課	・報道機関との連携体制の整備
第4 要配慮者への情報提供体制の整備	地域福祉課 障がい支援室 介護保険課 地域包括ケア推進室 子ども支援課	・要配慮者への情報提供体制の整備

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

市は、災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報に当る。

1 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要支援者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の熟練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルート決定及び多ルート化

2 被災者への情報伝達

市は、下記により被災者への広報に当る。

- (1) 防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。
併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。
- (2) 防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- (3) 避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- (4) 通信事業者等が行う、被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- (5) 市、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制や施設・設備の整備を図る。

(6) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

(7) 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

3 多様な主体への情報伝達体制の整備

(1) 要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

(2) 障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

4 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進

障害の種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備・推進その他の必要な施策を講ずる。

第2 関係機関の連絡体制の整備

市は、広報活動及び広聴活動を行うにあたっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備

市は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は、要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。

このため、市は、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備について検討する。

また、市社会福祉協議会や各地区の民生委員・児童委員等と連携し、聴覚障がいのある人、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者あるいはボランティア組織をリストアップし、災害時に必要な体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制の整備

市は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など、体制強化のための施策を推進する。また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	関係各課	・降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備
第2 危険物施設等災害予防計画	防災危機管理室 消防本部	・危険物施設等災害予防対策の推進

第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

市は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住又は近隣市町に在住する専門技術者(コンサルタント、県・市町村職員OBなど)の登録等を推進する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

さらに、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要な資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等についての習熟に努める

第2 危険物施設等災害予防計画

1 消防法上の危険物

市消防本部及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下、「危険物施設」という）の関係者は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

（1）危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

（2）消防機関が実施する対策

- 1) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 2) 危険物施設の関係者に対し、施設の堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導・助言を行う。

2 火薬類

県及び九州経済産業局、警察、火薬類事業者等は、火薬類による災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

（1）火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

（2）防災体制等の整備強化

- 1) 福岡県火薬類保安協会の各支部単位の緊急出動体制、各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

- 2) 災害に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、県、消防、警察、火薬類保安協会、報道機関等と密接な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

3 高圧ガス

県及び九州経済産業局、高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するとともに、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。また、市及び関係機関はこれに協力する。

(1) 高圧ガス事業者が実施する対策

- 1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。
- 2) 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性の強化を図り、安全対策を推進する。
- 3) 多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2) 防災体制等の整備強化

- 1) 高圧ガス貯蔵施設等の堅牢性の強化、安全確保について、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置等の改善、移転等の指導、助言を行い耐震性、安全確保の向上を促進する。
- 2) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。
- 3) 災害に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、県、消防署、警察署、高圧ガス防災協議会、報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

4 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。また、市及び関係機関はこれに協力する。

5 その他の対策

本防災計画第4編（事故対策編）第5章「危険物等災害対策」第2節「危険物等災害予防計画」による。

【資料編 2-31】危険物一危険物施設数

第8節 避難体制の整備

市は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

なお、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報は、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟	防災危機管理室	・避難誘導計画の策定と訓練 ・避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 ・避難誘導體制の整備
	地域福祉課 障がい支援室 子ども支援課	・避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟
	総務課	・広域避難体制の整備
第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備	土木課	・避難路の選定及び整備
	防災危機管理室	・指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定
	地域福祉課	・福祉避難所の指定・管理
	防災危機管理室	・指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備
	地域福祉課	・指定緊急避難場所・指定避難所の管理運営体制の整備
第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）	防災危機管理室	・指定避難所、避難路等の住民への周知 ・多様な避難状況の把握
	教育総務課	・学校等における避難体制の確立
	子ども支援課	・保育園等における避難体制の確立
	地域福祉課	・社会福祉施設等における避難体制確立支援
	防災危機管理室	・大規模集客施設等の避難体制確立支援

【避難情報と警戒レベル】

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

市が避難指示等を発令する場合又は福岡管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても福岡管区气象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的な避難を心がける。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報	市
警戒レベル4	・危険な場所から指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示	市
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は、危険な場所から立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	市
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（洪水、大雨、高潮）	福岡管区気象台
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの	福岡管区気象台

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

市は、本編第3部 第2章 第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。この場合、特に以下の点に留意する。

1 避難誘導計画の策定と訓練

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難計画の作成に当っては、避難の長期化についても考慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、防災部局と福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておき、次の事項に留意して、避難行動要支援者等の避難支援の体制構築に努める。また、避難の長期化についても考慮し、その体制の整備にも努める。

- (1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- (6) 住民の避難誘導に携わる関係機関、関係部署との連携方法

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難情報等について、「避難情報に関するガイドラインの改定」（令和3年5月）を参考としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努め、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。マニュアルは、次の事項に留意し作成する。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用し、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。
- (3) 土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (4) 避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。
- (5) 住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。

なお、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドラインの改定」（令和3年5月）を参考とする。また、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

1) 水位周知河川

水位周知河川は、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

2) その他河川

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、水位周知河川と同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

3) 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮することから市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

4) 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

土砂災害に対する住民の警戒避難体制としては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。

(3) 高潮災害に対する住民の警戒避難体制

高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(4) 避難のためのリードタイム

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

(1) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。

(2) 地域住民等の連携

民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）をはじめとする地域住民の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等を行い、避難誘導體制の整備に努める。

また、避難が必要な際に避難が速やかに行えるよう、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本部 第3章 第12節「要配慮者安全確保体制の整備」に準ずる。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

近年の災害の大規模化や市民の高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の移送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

市長は、「洪水」、「がけ崩れ」、「土石流及び地滑り」、「高潮」「一時的な大量の降雨」が生じた場合において、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずる。

1 避難路

(1) 避難路の選定

- 1) 選定に当っては、危険区域及び危険個所を通過する経路は努めて避けること。
- 2) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 3) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。
- 4) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。

(2) 避難路の整備

- 1) 地域住民が避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、誘導標識や誘導灯、誘導柵等を設けその維持に努めること。
- 2) 避難路上の障害物件を除去すること。
- 3) 地区避難路が単一で、かつ迂回路が選定できない地域に対しては、市は国や県道路管理者等とも調整しつつ、迂回避難路としての新規道路の整備などを検討すること。
- 4) 避難所までの経路が避難者にわかりやすいように、ランドマークや誘導灯あるいは十分な照度をもつ夜間照明灯等の整備に努めること。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図

る。

- 1) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 2) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- 4) 指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出する。

指定緊急避難場所：災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準（被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの）に適合する施設又は場所

【資料編 2-32】指定緊急避難場所一覧

（2）指定避難所の指定

市は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公共施設その他の施設で、避難者が避難生活を送るために必要十分な施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

- 1) 指定避難所は、原則として小学校区単位で選定する。
- 2) 指定避難所候補地の選定に際しては、校区内の校区公民館、小・中学校等の公的施設を基本とする
- 3) 平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。
- 4) 災害時は指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- 5) 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 6) 学校における指定避難所運営に関しては、市及び教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討する。

【資料編 2-33】指定避難所一覧

（3）福祉避難所の指定・管理

防災部局及び福祉部は、社会福祉協議会と連携し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための対策がなされており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を

受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、福祉避難所について、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【資料編 2-34】福祉避難所一覧

(4) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備にあたり、一定期間の避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

市は、次の指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備に努める。

(1) 連絡手段の整備

災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信、防災行政無線、インターネット、SNS、パソコン等の通信施設の整備を検討する。

通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

指定避難所に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。

- 1) 避難者の生活環境を整備するために、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- 2) 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
- 3) 指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- 4) 指定避難所となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 5) 指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションや段ボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。

6) 水道途絶の状況を踏まえた民間給水施設（井戸）等の利用について検討を行う。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

避難所等の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府 平成 28 年 4 月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、市、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、市は、次の運営・管理体制を構築しておく。

- (1) 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備し、開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。
- (2) 避難所の運営に必要な事項について、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」、「避難所運営ガイドライン」平成 28 年 4 月等を参考にしながら、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成する。
- (3) 住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。なお、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (4) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (5) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (6) 「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。
- (7) 多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるとともに、指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (8) 災害発生後に、指定避難所や応急仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- (9) 「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。
- (10) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

5 指定避難所、避難路等の住民への周知

市は、災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、避難路・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

(1) 住民への周知内容

- 1) 防災マップの作成、配布による周知
- 2) 指定緊急避難場所等を指定した際の公示
- 3) 市の広報紙、インターネット、SNSによる周知
- 4) 案内板等の設置による周知

ア 誘導標識

イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

5) 防災訓練による周知

6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知

7) 避難計画に基づく避難地図(防災マップ等)の作成及び情報更新、配布による周知

8) 自治会や自主防災組織等を通じた周知

6 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

1) 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。

2) 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）

学校、社会福祉施設、病院等、大規模集客施設等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、児童・生徒等の身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した避難マニュアルをあらかじめ作成する等して適切な避難対策を図る。

(1) 各学校で想定される災害態様、災害発生時別の基本行動指針（屋内・屋外授業時、登下校時、校外授業時、土日・夜間休日時等別に基本方針を定める）

(2) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定

(3) 避難場所の選定、収容施設の確保

(4) 避難誘導の要領

1) 避難者の優先順位

2) 避難場所、経路及びその指示伝達方法

3) 避難者の確認方法

(5) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合、市は定めるように促す。）

(6) 防災情報の入手方法

(7) 市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項に留意して施設等の実態に即した適切な避難体制を確立する。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力

体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、県外施設との連携に努める。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - 1) 避難者の優先順位
 - 2) 避難所(他の社会福祉施設含む)及び避難路の設定並びに収容方法(自動車の活用による搬出等)及びその指示伝達方法
 - 3) 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法(定まっていない場合、市は定めるように促す。)
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市への連絡方法(市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。)

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健・衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院周辺の安全な避難所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

4 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難体制を確立する。

第9節 交通・輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 緊急通行車両等の事前届出	財政課	・緊急通行車両等事前届出
第2 緊急輸送体制の整備	財政課	・輸送車両等の確保
	防災危機管理室	・円滑な輸送のための環境整備 ・輸送施設・輸送拠点の整備
	土木課	・緊急輸送道路の啓開体制の整備

第1 緊急通行車両等の事前届出

市は、災害時に使用する市有車両等について、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定めておく。

1 事前届出の対象とする車両

(1) 緊急通行車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2) 行橋市が保有し、使用される車両

2 事前届出の申請

(1) 申請者

行橋市長(代行者を含む)。

(2) 申請先

申請に係る車両の使用本拠地を管轄する行橋警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に申請を行う。

3 申請書類

- (1) 緊急通行車両事前届出書 2通
- (2) 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通
- (3) 自動車検査証の写し 1通

4 事前届出済証の保管及び車両変更申請

市は、事前届出済証を適正に保管し、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合においては速やかに事前届出済証の返還又は変更申請を行う。

5 協定締結事業者への周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認、緊急通行車両標章を交付することが可能であることを民間事業者等に対して周知を行う。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。なお、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

さらに、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

市は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握しておくとともに、その整備に努める。なお、市は輸送施設・輸送拠点の整備に際し、平常時から道路、鉄道、空港・港湾の各施設管理者等の担当部局と緊密な連絡及び調整体制を確立しておき、災害に強い輸送ネットワーク網の確立に努める。また、輸送施設・輸送拠点整備に際しては、災害時臨時ヘリポート整備計画とも整合性をもたせた検討を進める。

4 緊急輸送道路の啓開体制の整備

市は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大規模災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第2 想定される事態	防災危機管理室 商業観光課	・災害時の帰宅困難が想定される事態の習熟
第3 基本原則の周知	防災危機管理室	・自宅外にいる者の心得の普及
第4 帰宅困難者対策の実施	防災危機管理室	・災害時の情報収集伝達体制の構築 ・帰宅困難者の家族等の安否確認の支援 ・一時滞在施設の提供 ・徒歩帰宅者に対する支援 ・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進
	商業観光課	・一時滞在施設の提供 ・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進 ・観光客対策
第5 事業所、市民等の役割	防災危機管理室	・事業所、市民等の役割の啓発

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家族等の安否が確認できない場合、本人は、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 基本原則の周知

市は、自宅外にいる者の次の心得の普及を図る。

1 むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

2 まず安否確認をする

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

3 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

第4 帰宅困難者対策の実施

市は、次のような災害時における帰宅困難者の支援体制の整備に努める。

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段など、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 一時滞在施設の提供

市が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

また、帰宅困難者の一時滞りに協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞りに必要な支援を実施するよう努める。

4 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、SNS、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

6 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

第5 事業所、市民等の役割

1 事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。

2 帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動する。

第11節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 医療救護活動要領の習熟	地域福祉課	・医療救護活動要領の習熟
第2 医療救護体制の整備	地域福祉課	・情報収集・連絡体制の整備 ・医療救護班の編成 ・保健福祉事務所、地域医療関係機関、・災害拠点病院等との連携強化 ・医療救護用資機材・医薬品等の整備
第3 負傷者の医療機関への搬送体制	消防本部 地域福祉課	・負傷者の医療機関への搬送体制の整備
第4 福祉支援体制の整備	地域福祉課 障がい支援室	・福岡県災害派遣福祉チームの派遣受入れ体制の整備

第1 医療救護活動要領の習熟

市は、本編第3部「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市は、災害発生時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの有効利用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの「広域災害・救急医療情報システム」の有効利用を図る。

2 医療救護所の指定

市は、地区医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

3 医療救護班の整備

(1) 市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護班を編成する。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

(2)市で編成された医療救護班については、京築保健福祉環境事務所へ報告する。変更した場合も同様とする。

4 保健福祉事務所等との連携強化

災害時は、京築保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのために必要な事項について、京築保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

5 地域医療関係機関との連携体制

市は、災害時に備えて(一社)京都医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

6 災害拠点病院等との連携強化

市は、災害時に市内の医療施設で対応できない場合、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により後方医療体制の充実を図るとともに、災害時の通信手段等の確保を図る。

なお、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、離着陸場の整備促進を図る。

7 医療救護用資機材・医薬品等の整備

(1) 医療救護用資機材の整備・医薬品等の備蓄・供給体制

- 1)市及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両や、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 2)市は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、京築保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。
- 3)市は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、指定避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。
- 4)市は、福岡県薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

(2) 薬剤師の確保

市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、福岡県医師会や福岡県薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

【資料編 2-35】医療施設一覧表

第3 負傷者の医療機関への搬送体制

市は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、消防本部、消防団、県及び医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

また、消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進し、救急救命士の有効活用を図る。

さらに、関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

第4 福祉支援体制の整備

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため市は、福岡県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、福岡県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤とする広域的な福祉支援ネットワークと連携して、避難所の高

齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される福岡県災害派遣福祉チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣受入れ体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

（1）市の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、指定避難所の運営体制等を整備する。

（2）災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

2 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

指定避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

3 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

市は、福岡県災害福祉ネットワーク協議会と連携して、発災時に指定避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第12節 要配慮者安全確保体制の整備

市は、要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）の安全を確保するため、平常時から、要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 基本的事項	防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画の策定 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 個別避難計画の作成・利用・提供
第2 社会福祉施設等の対策	地域福祉課 障がい者支援室	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 防災設備等の整備
	防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定
第3 幼稚園等対策	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育園等の対策
第4 在宅の要配慮者等対策	地域福祉課 障がい者支援室	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要配慮者等対策
第5 避難行動要支援者の移送	地域福祉課 障がい者支援室 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の移送
第6 外国人等への支援対策	商業観光課	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の支援対策 旅行者への支援対策
	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 通訳・翻訳ボランティアの確保
第7 感染症の自宅療養者等の避難の確保	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の自宅療養者等の避難の確保
第8 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施	地域福祉課 防災危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

第1 基本的事項

1 市防災計画に定めるべき事項

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂内閣府、以下「取組指針」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成する。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切

に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な情報管理に努める。

(1) 避難行動要支援者に記載する者の範囲、要件等

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲等、避難行動要支援者名簿に記載する者の要件は、生活の基盤が自宅に有る者のうち次の通りとする。

区 分	要 件
要介護者	・介護保険要介護3以上の在宅生活者
障がい者	・身体障がい者程度等級表1級以上及び2級の者 ・療育手帳交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
その他	・前の2項目に準ずる者で介護認定を受けていない寝たきりの方、認知症及び難病患者や生活実態等から支援が必要と認められる者 ・その他市長が認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

<ol style="list-style-type: none"> 1) 氏名 2) 生年月日 3) 性別 4) 住所又は居所 5) 電話番号その他の連絡先 6) 避難支援等を必要とする事由 7) 上記に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項。

(3) 避難行動要支援者情報の収集

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(4) 名簿情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で利用することができる。

(5) 名簿情報の提供

- 1) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 2) 市長は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報は回収する。

(6) 名簿情報を提供する場合における配慮

市長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）もしくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらのものであった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

市は、市地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部など関係部局の連携の下、（一社）京都医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- 1) 氏名
- 2) 出生の年月日
- 3) 性別
- 4) 住所又は居所
- 5) 電話番号その他の連絡先
- 6) 避難の支援を必要とする事由
- 7) 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 9) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個別避難計画情報の収集

市長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

(3) 個別避難計画情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 個別避難計画情報の提供

- 1) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。
- 2) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(5) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市長は、個別避難計画情報を提供するときは、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 秘密保持義務

個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）もしくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8) 地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 社会福祉施設等の対策

1 組織体制の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

その他、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び幼稚園等の管理者の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。また、施設相互間や自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2 防災設備等の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設、幼稚園等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難

誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

市は、災害危険区域や浸水想定区域内の要配慮者等が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、施設の名称及び所在地について、地域防災計画において定める。

4 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設等の立地を考慮し、避難所（避難場所）及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第3 幼稚園等対策

市は、幼稚園・保育園等の施設の管理責任者を指導又は支援し、災害時における幼児の安全確保方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等、防災訓練に係る計画的な実施に努める。

また、幼稚園・保育園等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

第4 在宅の要配慮者等対策

1 組織体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や在宅要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で在宅要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

また、障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

市は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進や要支援者の避難支援者との緊急連絡体制の確立に努める。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センター等との連携を図り、外国語を話すことができる通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

市は、行政等から提供される災害情報や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

2 旅行者への支援対策

市は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者や関係団体との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

また、ホテル・旅館等の施設管理者は、市等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備える。

第7 感染症の自宅療養者等の避難の確保

京築保健福祉環境事務所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

市は、京築保健福祉環境事務所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第8 避難行動要支援者への防災教育・訓練等の実施

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

【資料編 2-36】要配慮者等施設一覧

第13節 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。

そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の等の活動支援やリーダーの育成に努めるとともに、災害時に多くの人々がボランティア活動ができるよう、受入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 災害ボランティアの受入体制の整備	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの活動環境の整備 ・災害廃棄物の分別等に係る広報・周知
第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 ・ボランティア活動の普及・啓発

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入れ体制の整備

1 社会福祉協議会の役割

災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時か

ら行政、関係団体等と連携し準備、取り組みを行う。

(1) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備に努める。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県NPO・ボランティアセンター、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 市における役割

市は、災害ボランティアの受入れ体制づくりについて、福岡県災害ボランティア連絡会や社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進する。

また、地域防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入れ体制の整備等（市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置予定場所、運営する者（市社会福祉協議会）との役割分担や連絡体制）を明確化しておくよう努めるとともに、必要に応じ市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

3 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生した場合にボランティアが直ぐに活動できるよう、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

- 1 市は、社会福祉協議会と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努める。
- 2 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 3 日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催、講師の派遣、災害時における各種マニュアルの作成などを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 4 市は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める

第14節 災害備蓄物資等の整備・供給

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 共通方針	防災危機管理室	・ 共通方針の習熟
第2 給水体制の整備	上水道課	・ 給水体制の整備
第3 食料供給体制の整備	農林水産課	・ 食料供給体制の整備
	防災危機管理室	・ 食料の備蓄 ・ 市民及び事業所等の備蓄意識、相互協力意識の向上
第4 生活必需品等供給体制の整備	商業観光課	・ 生活必需品等供給体制の整備
	防災危機管理室	・ 生活必需品等の備蓄 ・ 自主的な備蓄意識の周知 ・ 相互協力体制の構築
第5 血液製剤確保体制の確立	地域福祉課	・ 血液製剤確保体制の確立
第6 資機材供給体制の整備	防災危機管理室	・ 資機材供給体制の整備
第7 義援物資の受入体制の整備	商業観光課	・ 義援物資の受入体制の整備

第1 共通方針

- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらに必要な物資の供給のための備蓄基本計画の作成に努める。
- 市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- 大規模な災害の発生に備え、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。
- 備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。
- 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

8 市は、本編 第3部 第2章 第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想されるため、市は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく。

1 補給水利等の把握

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2 給水用資機材の確保

必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 貯水槽等の整備

(1) 計画方針

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の施設整備や資機材の増強を行う。

(2) 整備項目

指定避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

4 危機管理体制の整備

日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対し、非常食や炊き出し等を供給する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時から備蓄しておくとともに、民間事業所との間で食料供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備え、指定避難所等の備蓄施設に炊飯器具を整備することを検討する。

2 食料の備蓄

市は、食料の備蓄に当り、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置や収容可能人員さらに備蓄スペースを考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係る可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する

者さらに食物アレルギーをもつ者等に特に配慮する。

3 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などの企業備蓄に努める。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の整備

市は、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、（一社）福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

また、防災食育センターが被災した場合には、早期の復旧に努めるとともに、炊飯施設の仮設を想定し、LPガス事業者等との間で協力体制を整備する。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

市は、市民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。また、在宅の要配慮者等への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与する必要がある。そのため市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄や、民間事業所との間で物資供給協定を締結するなどの方法により、円滑に確保できるよう更なる整備に努める。

1 生活物資の備蓄

(1) 市の生活必需物資備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当り、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格や備蓄施設の空きスペース状況等に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の避難行動要支援者のニーズを重視するとともに、男女のニーズの違い等へも配慮して対応する。

(2) 市民・事業所の生活必需物資備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低でも3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。また、協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

3 自主的な生活必需物資備蓄意識、相互協力意識の向上

1) 市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分相当の生活必需物資の自主的確保を指導・助言する。

2) 市は、在宅の要配慮者等への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を日々の広報等により醸成する。

第5 血液製剤確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

第6 資機材供給体制の整備

市は、災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、平常時からの備蓄又は民間事業所との供給協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制の整備に努める

1 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄に当り、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市は、リース・レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第7 義援物資の受入体制の整備

市は、小口・混載の義援物資は市の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握し、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第15節 住宅の確保体制の整備

地震や浸水等の大規模災害が発生した場合、住家への浸水や家屋の損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには応急仮設住宅等の確保が重要となる。そのため市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備	建築政策課	・応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備
第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備	建築政策課	・応急仮設住宅の供給体制等の整備

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

市は、公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、民間賃貸住宅の借り上げ等、市の不動産関係の業者との空き家情報に関する情報交換体制や住宅斡旋に関する応援協定の締結等について、検討を進める。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を迅速に供与するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の迅速な提供には、福岡県応急仮設住宅建設・管理マニュアルを活用する。

第16節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備	地域福祉課 環境課	・保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備
第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保	地域福祉課 環境課	・防疫用薬剤及び資機材等の確保
第3 学校における環境衛生の確保	指導室 学校管理課	・学校における環境衛生の確保
第4 家畜防疫への習熟	農林水産課	・家畜防疫への習熟

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

市は、本編第3部 第2章 第15節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動要領・内容に習熟するとともに、感染症等の疾病の発生を防止するために必要な体制を整備する。

また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から関係事業者との連絡体制や調達応援体制など、それらを確保するための体制の確立に努める。

第3 学校における環境衛生の確保

市は、校長と連携し、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施すものとする。また児童・生徒等に、災害時における保健衛生についての十分な指導を行う。

第4 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、本編第3部 第2章 第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動要領・内容について習熟する。

第17節 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 ごみ処理体制の整備	環境課、環境事業所	・ごみ処理体制の整備
第2 し尿処理体制の整備	環境課、環境事業所	・し尿処理体制の整備
第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備	環境課、環境事業所	・がれき等災害廃棄物処理体制の整備
第4 災害廃棄物処理計画の整備	環境課	・災害廃棄物処理計画の整備
第5 広域的な処理体制・連携体制の確立	環境課	・広域的な処理体制・連携体制の確立

第1 ごみ処理体制の整備

1 ごみ処理要領の習熟と体制の整備

市は、本編第3部 第2章 第2節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に処理するために必要な体制を整備する。

2 ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮し便利なこと。

第2 し尿処理体制の整備

1 し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

市は、本編第3部 第2章 第2節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時、指定避難所や住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に仮設トイレ等を配備できるように市自ら保有するほか、資機材を保有する業者等と協力関係を整備しておく。

また、災害用仮設トイレの整備をするに当たっての支援や、仮設トイレで発生したし尿の処理を市において対応できない場合の、市町村間の調整を県に要請する。

第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき等」という。)を適正に処理する体制を整備する。

1 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、本編第3部 第2章 第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 がれき等の仮置場の選定

市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 土壌・水質・臭気等の環境衛生面からみて周辺地域に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮し便利なこと。
- (5) 自然発火による周辺延焼の可能性がないこと。

3 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方(建設業者、産業廃棄物事業者等の各種団体)については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れておく。

また、撤去された災害廃棄物の処理を市において対応できない場合、市町村間の調整を県に要請する。

第4 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める

なお、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第18節 農林水産業の災害予防

農業並びに水産業は市の基幹産業であることから、暴風、豪雨、高潮等による農作物、漁業施設等への災害を未然に防止するため、市は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 災害予防に関する試験研究の推進	農林水産課	・農林水産業災害予防に関する試験研究の推進
第2 防災意識の普及及び防災訓練の実施	農林水産課	・農林水産業防災意識の普及及び防災訓練の実施
第3 防災基盤の整備	農林水産課	・農地及び農漁業用施設防災基盤の整備
第4 防災営農体制の整備	農林水産課	・農地保全施設等の管理体制の強化
第5 農業施設災害予防計画	農林水産課	・農業施設等の防災対策
第6 林業災害予防計画	農林水産課	・林業災害の防災対策
第7 水産施設災害予防計画	農林水産課	・水産業災害の防災対策

第1 災害予防に関する試験研究の推進

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、県等が実施する台風や高温等の気象災害に関する品種改良や技術開発に関する試験研究成果の入手と分析に努める。

- 1 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 2 防風ネットや果樹の仕立法等の気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 3 土壌流亡防止等に関する研究

第2 防災意識の普及及び防災訓練の実施

市は、災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災意識の普及に努める。

1 防災知識の普及

農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等と連携しつつ、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその指導に努める。

また、林業については土砂流出防止観点を含めた良好な里山環境保全のあり方や倒木災害を防止するための適切な林内施業のあり方等を、水産業については都市域における効果的な漁業振興のあり方や風水害、高潮・津波災害時の施設保全のあり方等について、市は、災害関係研究諸機関と連携しつつ関係者へ防災意識の普及や指導に当たっていく。

2 防災訓練の実施

県と連携し、防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、ため池、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施要請及び指導を行う。

第3 防災基盤の整備

農地及び農漁業用施設災害の防止を図るため、次の事業の計画的な実施について県に要請する。

1 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水（浸水）等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2 地すべり防止事業

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、又は軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を県に対して要請する。

3 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を県に対して要請する。

4 海岸事業

津波・高潮、波浪等による被害から沿岸農地、漁業施設に係る海岸を防護するため、海岸保全施設や漁業港湾施設の計画的な整備を関係行政機関に要請する。

第4 防災営農体制の整備

農地防災事業を県に要請し、計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に努める。

1 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導・助言し、管理の徹底に努める。

2 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導・助言を行う。

第5 農業施設災害予防計画

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされていることから、その防災対策は地元住民に頼るところが大きい。したがって、災害予防対策の実施にあたっては、関係機関との連携はもとより、市と住民相互の協力体制のもと計画を進めていく。

1 ため池整備計画

- (1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- (2) 斜樋、底樋の排水施設及び取水施設の点検整備
- (3) 堤体の応急補強と通行規制
- (4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- (5) 不用貯水の排除及び事前放流

2 用排水路

- (1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- (2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実に行うこと
- (3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実に行うこと

3 農道

- (1) 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- (2) 道路付帯施設の状況点検

- (3) 路面、法面、盛土、橋梁等の道路施設機能の点検による異常確認

第6 林業災害予防計画

- 1 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
- 2 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- 3 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- 4 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林や里山の保全巡視を推進していく。

第7 水産施設災害予防計画

- 1 内水面における養殖については、水量豊富な養殖池を選定するよう指導又は助言する。
- 2 漁船、漁具、養殖施設等の漁業用施設及び資機材について、気象予警報や地震津波情報に対応して船上げ避難や固定、あるいは補強固定等適切な予防措置を講ずるように、関係者へ指導又は助言する。
- 3 そのほか漁港における不法投棄物や残置船、老朽化沈船などの移動・撤去について、市は施設管理者や関係機関と連携しつつ巡視や点検を強化して適切な対応をとる。

第19節 複合災害の予防

市は、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期発生する場合等を意識し、そのような複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 複合災害の応急対策への備え	全課、局等	・複合災害の応急対策への備えの充実
第2 複合災害に関する防災活動	全課、局等	・複合災害に関する防災活動

第1 複合災害の応急対策への備え

市は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

第2 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

市は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、県と連携して原子力災害を含む複合災害時における住民の災害予防、及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第20節 防災関係機関における業務継続計画

市は、大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 業務継続性の確保	全課、局等	・業務継続体制の確保
第2 電源及び非常用通信手段の確保対策	防災危機管理室	・電源及び非常用通信手段の確保対策
第3 データ管理の徹底	総合窓口課、関係各課	・データ管理の徹底

第1 業務継続性の確保

1 業務継続計画(BCP)の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

2 業務継続体制の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、以下「重要6要素」について定めておく

- (1) 市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 電源及び非常用通信手段の確保対策

1 電源及び非常用通信手段の確保

市は、防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

2 再生可能エネルギーの導入推進

市は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

第3 データ管理の徹底

市は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 市の組織体制の確立

市長は、市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達の災害未然防止活動を実施するとともに必要に応じ行橋市災害対策本部を設置し、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、災害時に発生する状況を予め想定し、実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 配備動員	総務部防災班 全部	・ 配備にあわせた職員の動員及び参集 ・ 消防団の動員
第2 災害対策本部等の運用	総務部防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣

第1 配備動員

市は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市防災計画の定めるところにより、災対本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

その際、市と県が一体となった体制が整うよう、災害対策本部等の設置、配備体制の種別及び基準は、県計画の配備内容等と十分整合を図る。

なお、災害対策本部が設置された際には、各部（課、局・所）は災害対策組織の部（班）となる。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、その状況に応じて段階的に警戒準備、警戒配備を敷き、「準備室」、「災害警戒本部」の設置を行う。

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

設置体制の内容		配備基準（自動配備）		
		風水害発生時	地震発生時	
警戒準備室（室長：防災危機管理室長）				
準備室	防災危機管理室及び指定要員をもって、職員体制を強化し、被害情報収集、巡視、県への連絡を行う。事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制	・市に 大雨・洪水及び高潮の注意報 が発表されたとき	・市内で 震度4 の地震が発生したとき ・市に 津波注意報 が発表されたとき ・ 南海トラフ臨時情報 が発表されたとき	
		災害警戒本部体制（部長：総務部長）		
災害警戒本部	関係各部指定要員をもって、災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	・市に 大雨又は洪水警報 が発表されたとき ・市に 暴風、高潮等の警報 が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき （警戒レベル3）	・市に 震度5弱 の地震が発生したとき ・市に 津波警報 が発表されたとき	
		第2配備体制（救助体制）（本部長：市長）		
災害対策本部	第2配備要員をもって、災害対策本部を設置し、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	・市内に 大雨特別警報 が発表されたとき ・市内に大雨及び洪水警報が発表された場合で、直近の24時間雨量が250ミリを超え、かつ、直近の1時間雨量が70ミリを超えたとき ・気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に市長が必要と認めたとき （警戒レベル4）	・市に 震度5強 の地震が発生したとき	
		第3配備体制（非常体制）（本部長：市長）		
		第3配備要員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	・その他、市長が必要と認めた場合	・市に 震度6弱 の地震が発生したとき
			第4配備体制（非常態勢）（本部長：市長）	
全職員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	・大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、災害対策上必要と認めるとき ・その他、市長が必要と認めた場合 （警戒レベル5）	・市に 震度6強 以上の地震が発生したとき ・市に 大津波警報 が発表されたとき ・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 ・その他、市長が必要と認めた場合		

【資料編 2-22】行橋市災害対策本部条例

【資料編 2-23】行橋市災害対策本部設置規定

2 現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な

応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指命する職員で構成する。

3 職員の動員体制

行橋市災害対策本部編成表、及び行橋市災害警戒本部編成表の職員の動員体制を整えるとともに、下記の事項についても定める。

◆風水害時の動員配備表

部名	班名	行政組織課名等	警戒本部 (代表課長)	第2配備 (課長級)	第3配備 (係長級)	第4配備
総務部 部長 総務部長 市長公室長 議会事務局長 防災危機管理室長 総務課長	防災班	防災危機管理室	全員	全員	全員	全 職 員
	総務班	総務課	4	4	全員	
		人権政策課	1	1	2	
	広報班	市長公室秘書課	2	2	全員	
		議会事務局	2	2	4	
	情報連絡班	総合政策課	1	2	全員	
		基地対策室	1	1	2	
		情報政策課	1	3	全員	
	財政班	財政課	1	1	3	
		契約検査課	1	1	3	
市民部 部長 市民部長	輸送班	税務課	4	8	12	
		収納課	2	5	7	
		国保年金課	2	5	8	
		選挙管理委員会事務局	1	2	2	
		監査事務局	1	2	2	
	相談班	総合窓口課	1	2	4	
		市民相談室	1	2	2	
		会計課	1	2	2	
福祉部 部長 福祉部長	救護保健班	地域福祉課	1	1	4	
		子ども支援課				
		保健師、管理栄養士	1	1	3	
	災害支援班	生活支援課	1	1	4	
		障がい支援室		1	2	
		介護保険課		1	3	
		地域包括ケア推進室		1	1	
		地域福祉課	1	1		
子ども支援課	1	1	4			
都市整備部 部長 都市整備部長	土木班	土木課	5	5	10	
	建築班	建築政策課	4	4	9	
	都市政策班	都市政策課	1	1	3	
産業振興部 部長 産業振興部長	農林水産班	農林水産課	6	6	10	
		農業委員会事務局		1	2	
	商業観光班	商業観光課	1	1	3	
		企業立地課	1	1	2	
環境水道部 部長 環境水道部長	上水道班	上水道課	2	2	5	
	下水道班	下水道課	1	1	4	
	環境班	環境課	1	2	3	
		環境課事業所	1	2	5	
教育部 部長 教育部長	教育班	教育総務課	2	2	4	
		教育総務課指導室		2	2	
		学校管理課	1	1	3	
	社会教育班	生涯学習課	1	1	3	
		文化課		1	3	
		スポーツ振興課		1	3	
防災食育センター		2	5			
消防部 部長 消防長	消防班	総務課 警防課 予防課 消防署 指令室	4	6	17	

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

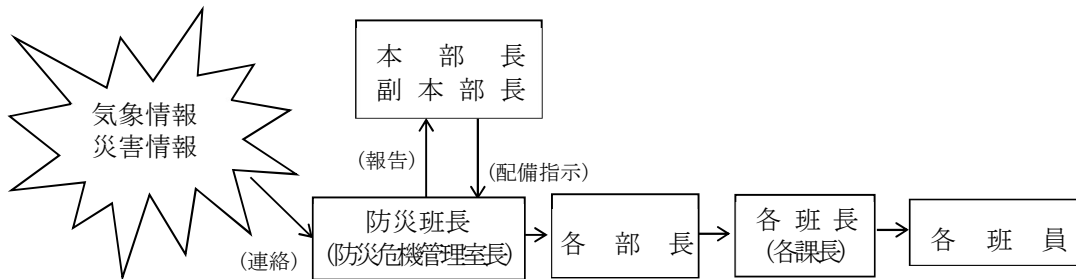
(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 職員の動員要領

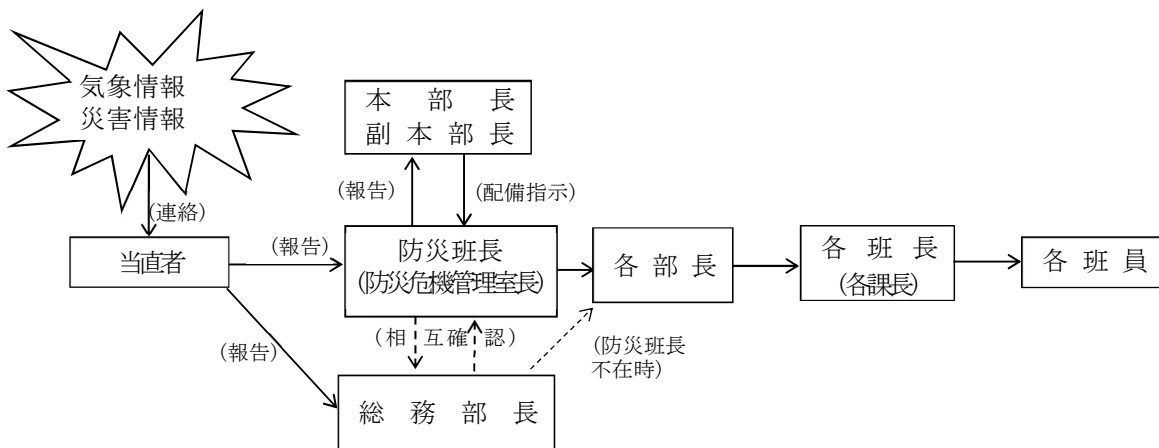
1) 平常執務時の伝達系統及び方法

- ア 本部長は、災害対策本部を設置した場合、各部長に対し配備体制を指令する。
- イ 各部長は、指示された配備の規模の範囲内において、直ちに各班長(各課室長)を通じて職員
の配備を行う。
- ウ 配備職員は常に所在を明らかにし、災害の発生が予想される事態又は災害の発生を知った
ときは直ちに登庁し、又は班長に連絡してその指示を受けなければならない。
- エ 各班長は、職員の配備を完了したときは、速やかに防災班長(防災危機管理室長)に報告す
る。
- オ 災害時の回線輻輳を考慮して、市長・副市長・総務部長・防災危機管理室長は災害優先携帯
電話又は衛星携帯電話を、各部長は防災用携帯電話を今後整備・利用して情報伝達を行うこと
とする。



2) 勤務時間外における動員

- ア 勤務時間外における職員の動員のための連絡通知は、電話又は使送のうち最も早い方法によ
る。
- イ 当直者は、災害等を覚知した場合は、防災危機管理室長に連絡する。連絡を受けた防災危機
管理室長は市長及び副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各部長に連絡する。
- ウ 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡
が不可能な場合は、原則として最寄りの指定避難所に自主集合し、避難所担当職員にその旨を
報告し、指示を仰ぐ。



(4) 動員の報告

各課長等は課内の動員状況を記録し、部長及び防災危機管理室長（防災班）に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(6) 市町村間の応援協定

市は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

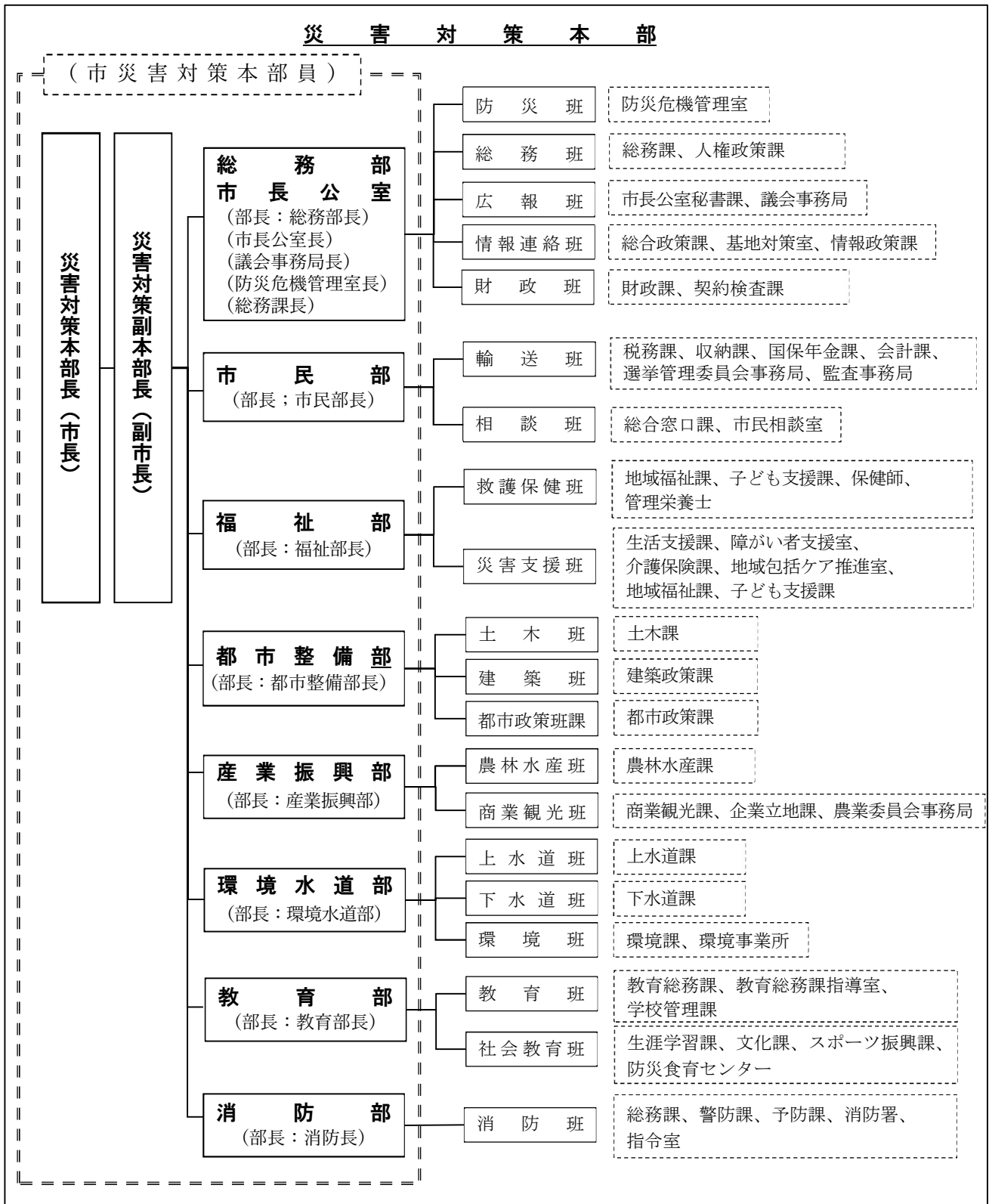
第2 災害対策本部等の運用

1 災害対策本部の組織

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、各部署の職員を指揮監督する。また、災害対策副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、本部長が不在又は連絡不能の場合には、その職務を代理する。災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮、監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合、その職務を代理する。
部長	各部長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
班長	各課（室）長	本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める、	上司の命を受け、班の事務に従事する。



2 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。この場合、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告しその承認を得る。

体制	本部長	代理第1順位	代理第2順位	代理第3順位
災害対策本部	市長	副市長（副本部長）	総務部長	総務課危機管理室長
災害警戒本部	総務部長	総務課危機管理室長		

なお、その他の災害対策本部員の代理順位は下記に示すとおりである。

◆災害対策本部員の代替職員

役職名	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
副市長	総務部長	総務課危機管理室長	総務課長
教育長	教育部長	教育総務課長	学校管理課長
市民部長	税務課長	総合窓口課長	収納課長
福祉部長	地域福祉課長	子ども支援課長	生活支援課長
都市整備部長	土木課長	都市政策課長	建築政策課長
産業振興部長	農林水産課長	商業観光課長	企業立地課長
環境水道部長	下水道課長	上水道課長	環境課長
会計管理者	会計課長	会計係長	—
議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局庶務係長	議会事務局議事係長
教育部長	教育総務課長	学校管理課長	生涯学習課長
消防長	消防署長	警防課長	総務課長
総務課長	総務課総務係長	総務課職員係長	—
総務課防災 危機管理室長	総務課防災危機管理室 防災係長	—	—
総合政策課長	総合政策課 政策推進係長	—	—

3 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡、調整を行う。

本部会議の 開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置後 ・その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 ・副本部長 ・本部員
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・防災班（防災危機管理室）
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の配備体制 ・緊急措置事項
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急対策に関すること ・本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ・自衛隊、県、他市町村及び関係機関への応援の要請に関すること ・避難の指示、警戒区域の指定に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・応急対策に要する予算及び資金に関すること ・国、県等への要望及び陳情 ・その他災害対策の重要事項

4 災害対策本部の設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、行橋市庁舎4階会議室とする。

なお、本庁舎が大きく被災し、災害対策本部の設置又は災害応急対策活動が困難と判断される場合には、情報通信機能を優先して消防本部を災害対策本部の代替設置場所とする。

なお、災害対策本部の設置を示すため、庁舎の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

5 現地災害対策本部

(1) 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。

(3) 現場災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

6 設置及び閉鎖基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められた場合、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる場合、災害対策本部を廃止する。

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

7 災害対策本部の分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次に示すとおりである。

◆行橋市災害対策本部事務分掌

部名	班	担当課室等	分掌事務
総務部	防災班 〔班長〕 危機管理室長	総務課防災 危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関わる防災気象情報の受理及び通報、伝達に関すること 2 避難指示等の発令に関すること 3 避難所の開設指示・周知に関すること 4 避難所の安全確認、保全に関すること 5 避難所の開設及び運営に関すること 6 災害対策本部の設置・本部会議の開催、運営に関すること 7 災害全般・被災情報の収集、報告に関すること 8 住民の安否確認と支援情報等の提供、孤立防止対策に関すること 9 災害救助活動の実施推進調整に関すること 10 災害応急対策について必要な指示に関すること 11 災害情報の県、国、関係機関への報告、通知に関すること 12 放送、無線通信機器、災害時優先電話の確保に関すること 13 非常用電源の確保等、災害応急対策資材運用に関すること 14 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること 15 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受入れ体制の確立に関すること 16 災害時の渉外に関すること 15 警戒区域の指定に関すること 17 ヘリポートの設置（消防班と連携）に関すること 18 罹災証明に関すること 19 防災会議の運営、その他関係機関との連絡に関すること
	総務班 〔班長〕 総務課長	総務課 人権政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、各部との連絡調整（安否確認）に関すること 2 各班の動員に関すること 3 班内外の連絡調整に関すること 4 災害従事職員の公務災害（職員及び来庁者の安全確保）に関すること 5 職員の安全衛生に関すること 6 災害従事市民の災害に関すること 7 災害関係文書の浄書、受理及び発送に関すること 8 他班の所管に属しないこと 9 広域的避難者の受入れに関すること 10 災害救助法の申請手続等に関すること 11 災害対策職員の育成研修に関すること
	広報班 〔班長〕 秘書課長	市長公室秘書課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への広報活動に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 災害時における議会関係緊急対策に関すること 4 本部長指示による被災地の現地調査に関すること 5 議員との連絡調整に関すること 6 災害調査結果(写真含む)の収集及び記録のとりまとめに関すること
	情報連絡班 〔班長〕 総合政策課長	総合政策課 基地対策室 情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地元住民等の協力活動のための連絡調整に関すること 2 自主防災組織との連携に関すること 3 各班との通信連絡に関すること 4 災害時における男女共同参画推進に関すること 5 総合的な災害復旧計画、災害復興計画の作成に関すること

	財政班 〔班長〕 財政課長	財政課 契約管理課	1 庁舎の安全確認に関すること 2 庁内の電気及び電話に関すること 3 市有財産及び公共施設の被害調査に関すること 4 公用車の調達、配車計画及び運行に関すること 5 緊急通行車両証明書発行手続き等に関すること 6 燃料の調達、運用に関すること 7 所管施設の災害復旧に関すること 8 災害対策に即応する財政措置に関すること
	総務部共通対策	総務部 市長公室 議会事務局	1 班内災害調査結果のとりまとめ及び報告に関すること 2 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関すること 3 班所管施設・設備の災害写真撮影及び記録に関すること
市民部	輸送班 〔班長〕 税務課長	税務課 収納課 国保年金課 会計課	1 災害応急対策資機材の輸送に関すること 2 災害応急対策人員等の輸送に関すること 3 災害応急作業に関すること 4 支援物資の輸送、配分計画、保管並びに出納に関すること 5 災害による税の猶予及び減免に関すること
	相談班 〔班長〕 総合窓口課長	総合窓口課 市民相談室	1 各区長との連絡調整に関すること 2 災害相談窓口に関すること（防災班との連携） 3 安否情報の収集・提供に関すること 4 外国人支援対策に関すること 5 災害ボランティアセンターへの情報提供（災害支援班との連携） 6 埋葬及び火葬の許可に関すること 7 被災市民個人情報のデータ管理に関すること
	市民部共通対策	市民部 会計課 選挙管理委員会 事務局 監査事務局	1 緊急を要する他班への応援協力に関すること 2 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関すること 3 班内の連絡調整に関すること 4 罹災証明に関すること 5 災害義捐金品・見舞金品等に関すること
福祉部	救護保健班 〔班長〕 地域福祉課長	地域福祉課 子ども支援課 保健師 管理栄養士	1 被災者の避難所受入れに関すること 2 被災者の医療救護に関すること 3 被災者情報、医療機関の被災状況、診療応需状況の確認に関すること 4 医療機関及び医療団体との連絡に関すること 5 医療救護所の設置に関すること 6 保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整に関すること 7 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 8 保健活動に関すること 9 災害時の食品衛生、その他環境衛生の指導に関すること 10 感染症の予防に関すること 11 避難所の運営に関すること 12 心のケア対策に関すること
	災害支援班 〔班長〕 生活支援課長	生活支援課 障がい者支援室 介護保険課 地域包括ケア 推進室	1 避難行動要支援者支援班の動員、民生委員、関係機関との調整に関すること 2 要配慮者、避難行動要支援者の安全確保、安否確認、避難誘導に関すること 3 福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送に関すること

		地域福祉課 子ども支援課	4 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事 5 罹災者の生活支援に関する事 6 罹災労働者の福祉対策に関する事
	福祉部共通対策	福祉部	1 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 2 班所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 3 班内の連絡調整に関する事
都市整備部	土木班 〔班長〕 土木課長	土木課	1 水害・土砂災害の警戒活動に関する事 2 関係施設（河川・道路・公園）の被害調査、緊急点検及び危険区域の設定に関する事 3 道路の啓開及び障害物の除去に関する事 4 緊急輸送道路等の交通対策に関する事
	建築班 〔班長〕 建築政策課長	建築政策課	1 市営住宅の被害状況調査、応急修理に関する事 2 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定、応援要請に関する事 3 建築資材等の調達に関する事 4 空き家対策に関する事 5 応急仮設住宅の建設に関する事 6 応急仮設住宅、空き家住宅への入居者選定に関する事 7 災害時の住居対策、建築物復旧の技術指導に関する事
	都市政策班 〔班長〕 都市政策課長	都市政策課	1 災害時における交通対策に関する事
	都市整備部共通対策	都市整備部	1 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 2 班内の連絡調整に関する事
産業振興部	農林水産班 〔班長〕 農林水産課長	農林水産課 農業委員会事務局	1 農作物、林産物及び水産物被害に関する事 2 林道、農地及び農業用施設の被害情報の収集に関する事 3 農林業関係団体との連絡調整に関する事 4 水産関係団体との連絡調整に関する事 5 農林作物の病害虫及び家畜伝染病の防疫に関する事 6 林野火災の防災対策に関する事
	商業観光班 〔班長〕 商業観光課長	商業観光課 企業立地課	1 商工・観光業関係の被害調査及び災害対策に関する事 2 帰宅困難者の避難支援、宿泊・交通機関との調整に関する事 3 旅行者、帰宅困難者への各種支援に関する事 4 商工・観光関係団体との連絡調整に関する事 5 罹災者、職員及び防災作業協力員の食料調達に関する事 6 炊き出しに関する事 7 被服寝具その他生活必需品の確保・斡旋に関する事 8 消費生活、災害相談窓口の開設に関する事 9 罹災に伴う中小企業の財政援助に関する事
	産業振興部共通対策	産業振興部 農業委員会事務局	1 緊急を要する他班への応援協力に関する事 2 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 3 班内の連絡調整に関する事
環境水道部	上水道班 〔班長〕 上水道課長	上水道課	1 所管施設の被害の有無、漏水量の確認に関する事 2 減断水の有無、影響区域、復旧見込みの情報収集に関する事 3 水質汚染にかかる情報収集・情報提供に関する事 4 被害情報（復旧見込み等）の広報に関する事 5 被災地域の給水計画、飲料水の確保に関する事

			6 関係団体等への応援協力要請に関する事 7 応急給水所の設置、給水車の配車及び応急給水活動に関する事 8 上水道災害復旧用資機材の調達に関する事
	下水道班 〔班長〕 下水道課長	下水道課	1 所管施設・設備の被災状況調査及び稼働状況の確認に関する事 2 班内の災害調査結果、復旧見込みの取りまとめに関する事 3 応急対応検討・応急工事設計・応急復旧に関する事 4 所管施設の復旧見込みの広報に関する事 5 下水道災害応急復旧用資機材の調達に関する事 6 関係団体等への応援協力要請に関する事 7 住民への対応(排水設備の修復等)に関する事
	環境班 〔班長〕 環境課長	環境課 環境事業所	1 災害廃棄物、有害物質の漏出等の発生・処理に関する情報収集に関する事 2 災害廃棄物の処理、一時収集場所の確保に関する事 3 災害時における公害対策に関する事 4 災害時の遺体の処理、埋火葬等に関する事 5 災害時におけるごみ・し尿及びじん芥処理に関する事 6 災害時の防疫及び消毒に関する事 7 仮設トイレ等の設置に関する事 8 被災動物の保護、収容に関する事
	環境水道部共通 対策	環境水道部	1 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 2 班所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 3 班内の連絡調整に関する事
教育部	教育班 〔班長〕 教育総務課長	教育総務課 指導室 学校管理課	1 学校における児童及び生徒の避難及び救護、罹災状況の調査に関する事 2 教育関係機関、その他団体との連絡調整に関する事 3 学校施設等の避難所の開設及び運営の応援に関する事 4 学校における応急教育の方法に関する事 5 学校等での医療、保健衛生、給食(炊き出し)の支援に関する事 6 学校における教科書、教材の確保に関する事 7 学校における教職員の動員に関する事 8 学校における応急教育の実施に関する事
	社会教育班 〔班長〕 生涯学習課長	生涯学習課 文化課 スポーツ振興課 防災食育センター	1 文教施設における施設利用者等の避難及び救護、罹災状況の調査に関する事 2 文化財の被害状況把握及び応急措置に関する事 3 文教施設における避難所の開設及び運営の応援に関する事 4 体育及び社会教育諸団体との連絡に関する事 5 防災食育センターにおける炊き出しに関する事
	教育部共通対策	教育部	1 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 2 班所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 3 班内の連絡調整に関する事
消防本部	消防班 〔班長〕 消防署長	総務課 警防課 予防課 消防署 指令室	1 災害の警戒及び防御に関する事 2 消防団の組織の統括、連絡調整、動員に関する事 3 住民の避難誘導(要配慮者を含む)に関する事 4 救出、救急及び行方不明者の捜索業務に関する事 5 傷病者の搬送、身元確認等に関する事

			6 災害時における危険物の取扱いに関する事 7 消防相互応援及び緊急消防援助隊応援要請に関する事 8 災害時における医療機関等の情報収集に関する事 9 二次災害予防に関する事 10 ヘリポートの設置、運営に関する事 11 市民班の応援に関する事 12 班所管施設・設備の被害状況確認、及び応急対策・復旧に関する事 13 班所管施設・設備の災害写真撮影及び記録、報告に関する事 14 班内の連絡調整に関する事
--	--	--	---

8 災害警戒本部の設置

(1) 警戒体制発令

次の場合で、災害対策本部の設置までには至らないと判断される時は、総務部長の判断において災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し事態の対処にあたる。なお、その旨を市長・副市長に報告する。

- ・市に大雨又は洪水警報が発表されたとき
- ・市に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される時

(2) 配備体制

関係各部指定要員をもって、災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

(3) 災害対策本部への移行

市内の被害状況等から、災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制をとる。

《市長への報告事項（担当：防災班）》

- 1) 本部員等の所在の確認
- 2) 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況
- 3) 災害対策本部の設置
- 4) 登庁方法の確認
- 5) その他必要な事項

第2節 自衛隊の災害派遣要請

市は大規模な災害発生時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の基準や手順、必要事項及び派遣部隊の活動内容等を明らかにし応急対策に万全を期する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 派遣の要請種類	総務部防災班	・派遣の要請種類の習熟
第3 派遣要請要領	総務部防災班	・派遣の要請要領の習熟及び派遣要請依頼の手続き
第4 自衛隊との連絡調整	総務部防災班	・被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整
第5 派遣部隊の受入れ体制	総務部防災班	・派遣部隊の受入れ体制、・作業内容の調整
第6 派遣部隊の活動	総務部防災班 及び関係各班	・派遣部隊の活動の支援、調整
第7 派遣部隊の撤収要請	総務部防災班	・派遣部隊の撤収要請
第8 経費の負担	総務部財政班	・経費の負担

第1 災害派遣要請基準

市長は大規模な災害発生時に、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

- 1 天災地変その他災害に際して、人命身体及び財産の保護のため緊急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2 派遣の要請種類

1 要請派遣（自衛隊法第83条第1項、第2項に基づく派遣）

- (1) 大規模な災害が発生し、知事等が人命又は財産の保護のため緊急に必要があると認めた場合の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
- (2) 天災地変その他の災害に際しその事態に照らして特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣（自主派遣）

2 予防派遣（防衛省訓令）

災害派遣の要請を受け、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合における防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が、事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

第3 派遣要請要領

1 派遣要請依頼等

災害に際し、市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び知事に依頼する。

- (1) 本部長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- (2) 本部長は、県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、

知事の要請を待ついとまがないときは部隊等を派遣することができる。なお、市長は、前述の通知をしたときは速やかに知事にその旨を通知する。

要請依頼先	県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できない場合は、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	文書（緊急の場合は、電話等で行い、事後文書送付）
要請依頼内容	1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 2) 派遣を希望する期間 3) 派遣を希望する区域及び活動内容 4) その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
陸上自衛隊 小倉駐屯地	福岡県北九州市 小倉南区北方5-1-1	093-962-7681	第40普通科連隊長
航空自衛隊 築城基地	福岡県築上郡築上町 大字西八田無番地	0930-56-1150	航空自衛隊築城基地司令

2 意思決定権者不在又は連絡不可能な場合の派遣要請

意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、災害対策本部長等の代理順位により、所定の決定権者に代わって自衛隊の派遣要請に関する意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、市の災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

【資料編 3-1】自衛隊要請先

【資料編 3-2】様式 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第4 自衛隊との連絡調整

市（本部長）は、大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合には、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

また、自衛隊の連絡幹部等は、市及び防災関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡調整を行う。

第5 派遣部隊の受入れ体制

防災班は、自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおり派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 派遣部隊の受入れ体制及び準備

- (1) 現場に派遣部隊指揮官との連絡調整を行う統括責任者を置き、市や消防本部とともに密接に協議して効率的な応急対策の推進を図る。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な施設等を準備する。
- (3) 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

2 準備すべき主たる資機材

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助や応急復旧作業等に必要な材料や消耗品等は市及び県において準備する。

3 臨時ヘリポートの設置

防災班は、ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。また、連絡、偵察、救助、輸送のため必要となった場合には臨時ヘリポートを適宜設置する。

【資料編 2-26】 臨時ヘリポート

第6 派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。市は自衛隊に災害派遣を要請した場合には、派遣された部隊指揮官と緊密な連携のもと、その協力を得て迅速な災害応急対策活動を実施する。

1 災害発生前の活動

状況悪化に伴い必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

2 災害発生後の活動

知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

(1) 現地や被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による災害状況の偵察
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 被災者の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助
(4) 水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成・運搬・積み込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、市の提供するものを使用
(6) 道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し、もしくは障害物がある場合、これらの啓開除去
(7) 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常市の提供を受け使用
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る）
(9) 給食、給水及び入浴の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴の支援
(10) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて危険物・障害物の保安及

	び除去
(11) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

第7 派遣部隊の撤収要請

- 1 市長は、災害の救助活動が終了し、又は他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。
- 2 撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに文書「撤収要請依頼書」をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【資料編 3-3】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第8 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した市の負担とする。ただし、活動が2市町村以上の地域にわたる場合は協議して負担割合を定める。

経費の負担範囲

- 1 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- 2 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- 3 宿泊施設の汚物の処理料金
- 4 活動のため現地で調達した資機材の費用
- 5 その他必要な経費については、事前に協議しておく
- 6 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合には、その都度協議のうえで、決定する。

第3節 応援要請

大規模災害発生時においては、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議しは速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておく。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援体制を整える。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 応援要請	総務部防災班	・個別、県等の相互応援活動要請
第2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等	総務部防災班	・地方行政機関又は関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請
第3 消防機関の相互応援活動	消防部消防班	・消防活動応援、緊急消防援助隊応援要請
第4 警察への応援要請	総務部防災班	・警察への応援要請
第5 応援の受入れに関する措置	総務部防災班及び関係各部	・応援活動拠点施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等 ・緊急消防援助隊が円滑な活動体制の確保

第1 応援要請

市長は、市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。その災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

また、市外で大規模な地震の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

1 個別相互応援協定に基づく応援要請

市は、災害時に係る個別の相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

一定広域圏に被害が集中し、個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。市長は、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

3 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。

また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。

◆県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局
伝達方法	文書（緊急の場合は、電話等で行い、事後文書送付）
伝達事項	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項

【資料編 2-20】協定等関連資料

第2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

- 1 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し職員の派遣を要請し、又は県知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について必要に応じて斡旋を求め、災害応急対策並びに災害復旧対策について万全を期する。
- 2 市長は職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項

第3 消防機関の相互応援活動

1 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

本部長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法	○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行う。	
県への連絡	○ 本部長は、県に応援要請の旨を通報する。	

2 緊急消防援助隊への応援要請

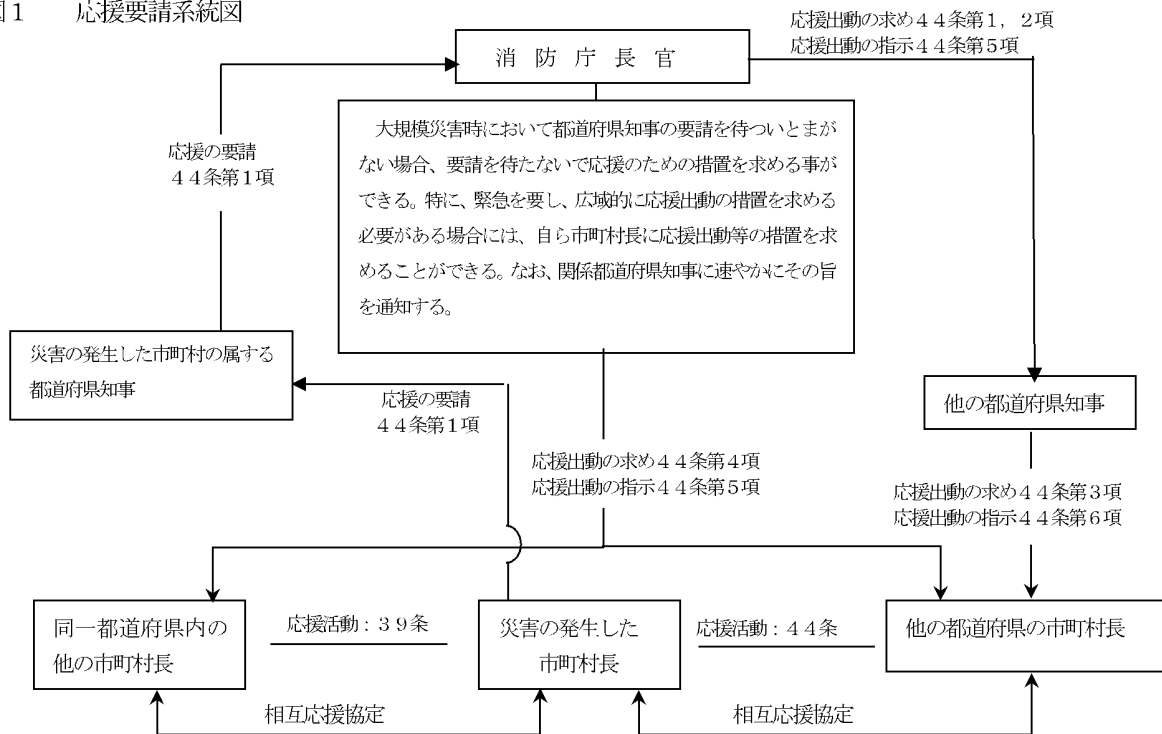
大規模災害発生時において、本部長は、必要に応じて知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措

置を行うことができる。

なお、航空応援が必要な場合においても同様に応援を要請するものとする。図1 応援要請系統図

図1 応援要請系統図



第4 警察への応援要請

災害発生時において、市は必要に応じ行橋警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の応急対策活動について応援を要請する。

第5 自衛隊（災害派遣要請等）

自衛隊の派遣要請については、本部 第1章 第2節「自衛隊の災害派遣要請」による。

第6 応援の受入れに関する措置

市は、他の市町村等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、近隣市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった場合は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図る。

- 1 情報提供体制
- 2 通信運用体制
- 3 ヘリコプター離着陸場の確保
- 4 補給体制等

第4節 災害救助法の適用

市長は、大規模災害による被害が大きい場合、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、救助の実施を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 災害救助法の適用手続	総務部総務班	・災害救助法の適用手続
第3 救助の実施の委任	総務部総務班及び関係各班	・災害救助法による救助の実施
第4 救助の実施状況及び費用の報告	総務部総務班	・救助の実施状況及び費用の報告

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市からの被害情報に基づき、県が適用する。

災害救助法、災害救助法施行令（昭和22年政令225号）及び基本法（昭和36年法律第223号）等の定めにより、市で大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用が必要と認められた場合には、市からの被害情報に基づき、県が適用する。。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。災害救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急的なもので、市における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

【災害救助法の適用基準】

- ・行橋市の人口：50,000人以上 100,000人未満
- ・都道府県の区域内の人口：3,000,000人以上

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市80世帯以上	施行令第1条第1項第1号
(2) 県の区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上 かつ市40世帯以上	施行令第1条第1項第2号
(3) 県区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち市の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上 かつ市多数(市の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)	施行令第1条第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき	多数 ※1	施行令第1条第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合 ・食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合	— ※2	施行令第1条第1項第4号

注1) ※1の場合は、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

※2は、内閣府令の定める基準に該当することによる。

注2) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

第2 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の手続き

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて同法令の規定によって実施する。

(1) 市長は、市における被害が前記第1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは直ちに知事に情報提供するとともに法の適用について県知事の指示を受ける。

その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

災害救助法の申請事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害発生の日時及び場所2) 災害の原因及び被害の状況3) 適用を要請する理由4) 適用を必要とする期間5) 既実施した救助措置及び実施しようとする救助措置6) その他必要な事項 |
|--|

(2) 市長は、「災害救助法の適用基準」の(4)の後段及び(5)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

(3) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の措置に関しては知事の指示を受ける。

第3 救助の実施の委任

1 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則による。

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急処理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与

- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (12) 応急仮設住宅の供与

2 救助の委任

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、災害救助法第13条の規定、同法施行令第17条の規定に基づき救助事務の一部を市長に委任することができる。

市長は知事から委任を受けた場合、当該事務（前記した1の内容）を行わなければならない。

第4 救助の実施状況及び費用の報告

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び同則に基づく救助の程度等に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することがある。

総務班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事に報告する。

【資料編 3-4】災害救助法施行令（抜粋）

【資料編 3-5】福岡県災害救助法施行細則

【資料編 3-6】福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

第5節 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労働者及び技術者等を確保できない場合においては、労働者及び技術者等の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 労働者等確保の種別、方法	総務部総務班	・労働者等確保の種別、方法の習熟
第2 災害対策実施機関の関係者等の動員	総務部総務班	・必要な技術者等の職員派遣要請による応急対策
第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ	福祉部災害支援班 市民部民生班	・ボランティア等の奉仕団の要員の確保による応急対策
第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保	総務部総務班	・公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員による応急対策
第5 従事命令等による応急措置の業務	総務部総務班	・従事命令、協力命令、保管命令等による応急対策

第1 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は、原則としてそれぞれの対策班において行いおこむね災害時の状況に応じより適切な手段を採用する。

- 1 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2 ボランティア等の奉仕団の受入れ（本編第3部「災害応急対策計画」第1章 第6節「災害ボランティアの受入・支援」）
- 3 公共職業安定所による労働者の斡旋
- 4 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第2 災害対策実施機関の関係者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難なときは次により、他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請し、確保する。

1 指定公共機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員の斡旋要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は市町村の職員派遣の斡旋を要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣斡旋について必要な事項

第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ

ボランティア等の奉仕団による労働力の確保は、本編第3部「災害応急対策計画」第1章 第6節「災害ボランティアの受入・支援」による。

第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の確保

労働者の雇用は、原則として福岡労働局ハローワーク行橋に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

- 1 必要となる労働者の人数
- 2 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 3 労働契約の期間に関する事項
- 4 賃金の額に関する事項
- 5 始業及び終業の時刻
- 6 所定労働時間を超える労働の有無
- 7 休憩時間及び休日に関する事項
- 8 就業の場所に関する事項
- 9 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 10 労働者の輸送方法
- 11 その他の必要な事項

第5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者
- (8) 船舶運送業者及びその従事者
- (9) 港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋もしくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管もしくは輸送を業とする者。

第6節 災害ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときは、市、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供等を行い、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に生かされるよう活動を支援、調整する。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

また、(仮称)行橋市災害ボランティア本部及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 受入窓口等の設置	福祉部災害支援班 市民部相談班	・災害ボランティアの受入窓口等の設置の支援
第2 災害ボランティアの活動	福祉部災害支援班 市民部相談班	・災害ボランティアの活動の支援
第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携	総務部防災班	・県災害対策本部等へ情報提供、関係機関との情報共有

第1 受入窓口等の設置

1 市災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、県・市の各社会福祉協議会が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部（福岡県社会福祉協議会）、市レベルの現地災害ボランティア本部（市社会福祉協議会、）の2段階レベルの災害ボランティア本部を設置し、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

（1）市災害ボランティアセンター

市社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市が県から事務委任を受けた場合は、市社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する。この場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（2）県災害ボランティアセンター

県社会福祉協議会とNPO等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災町村間のボランティアの調整等

を行う。

災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 (福岡県災害ボランティア連絡会、県)	1) 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 2) 被災市町村間のボランティアの調整等 3) 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
市災害ボランティア本部 (災害支援班及び相談班、社会福祉協議会)	1) 被災住民のニーズの把握 2) 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 3) ボランティアの募集、受付、登録 4) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り 5) ボランティア活動用資機材の確保 6) ボランティア連絡会議の開催 7) ボランティアコーディネーターとの連絡調整 8) 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 9) その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア団体等との連携

市災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びNPO・ボランティア関係団体等との連携・調整を図るとともに、現場活動を可能な限り支援する。

3 市のボランティア活動への支援

災害支援班及び相談班は、市災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

◆市災害ボランティア本部への支援

(1) 市災害ボランティア本部の場所（登録場所、コーディネート会議室、事務室、控室）の提供 (2) 市災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成 (3) 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供 (4) ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達 (5) 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供 (6) 市職員の派遣 (7) 被災状況についての情報提供 (8) 片づけごみなどの収集運搬 (9) その他必要な事項
--

4 ボランティアへの協力要請

市災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。

ボランティアのニーズに関する情報は、福岡県 NPO・ボランティア支援センターや報道機関、ホームページ等を通じて公表する。

また、赤十字奉仕団、赤十字ボランティア、婦人会等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について応急救護措置等に関する協力を要請する。

第2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアに参加・協力を求める基本的な活動内容は、次のとおりとする。なお、活動内容の選定にあたっては、災害ボランティアの意見を尊重して決定する。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 指定避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

災害対策本部は、市災害ボランティア本部等と連携し、災害応急対策に必要な人員、資機材、対応分野、集合場所等の被災地におけるボランティアへのニーズを的確に把握し、県災害対策本部等へ情報提供を行い、関係機関と災害ボランティアの活動状況等について情報共有に努める。

調整ページ

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

市において災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の予警報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、またこれらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な応急対策の実施を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 防災気象情報等の種類・基準	総務部防災班 消防部消防班	・防災気象情報等の収集 ・火災気象通報
第2 警報・注意報等の伝達系統	総務部防災班	・気象情報等の伝達
第3 県知事が発する水防警報等	総務部防災班 消防部消防班 都市整備部土木班	・洪水予報・水防警報等の収集伝達
第4 土砂災害警戒情報	総務部防災班 都市整備部土木班	・土砂災害警戒情報の収集伝達

第1 防災気象情報等の種類・基準

福岡管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、福岡管区気象台等は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

市は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとる。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達できるよう努める。

また、福岡管区気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した時の住民の取るべき行動等について、市と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市等へ伝達する。

1 福岡管区気象台が発表する防災気象情報及びその活用

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

(1) 特別警報・警報・注意報等

1) 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報「土砂災害」、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	

2) 警報・注意報

種類	概要	
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報「土砂災害」、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報「土砂災害」は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

種類	概要
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(2) 予報・警報等の細分区域

市の予報・警戒等の細分区域は、「福岡県・北九州地方・(京築地方)」区域で発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

市及び消防本部は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めた場合に火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

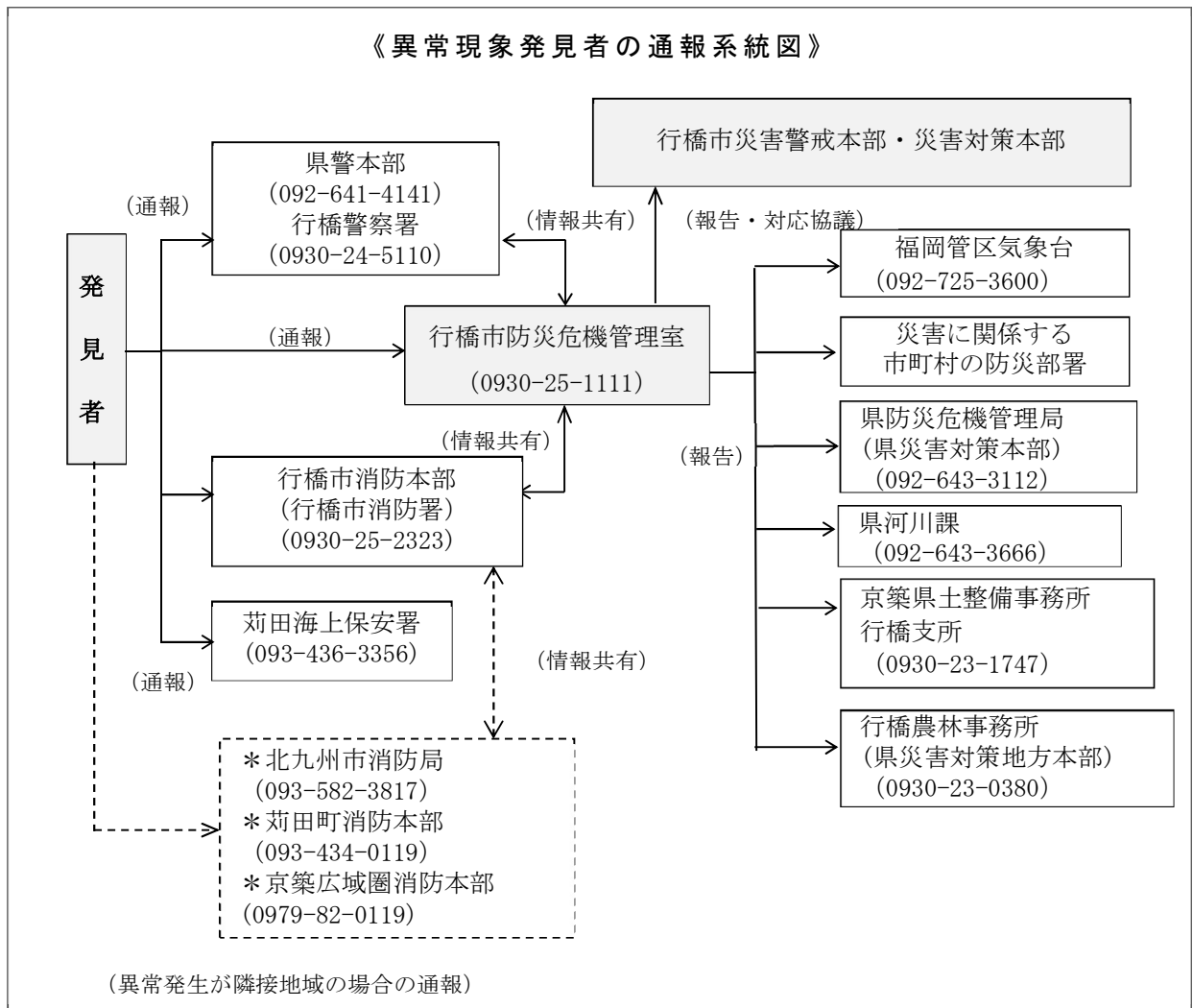
- 1) 「乾燥注意報」の基準 : 実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下
- 2) 「強風注意報（陸上）」の基準 : 平均風速 12m/s 以上

【資料編 3-7】 特別警報発表基準

【資料編 3-8】 警報・注意報発表基準一覧表

(6) 異常現象等の通報（基本法第54条）

- 1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官、もしくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（県防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - ア 気象に関する事項：著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等）
 - イ 水象に関する事項：異常潮位、異常波浪、異常な河川増水、放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ等
 - ウ 地象に関する事項：地割れ、落石、地面からの異常な湧水等



第2 警報・注意報等の伝達系統

1 気象情報等の伝達

(1) 気象予報・警報等の県からの伝達

知事は、福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報等次の事項を直ちに、県防災行政無線により、市及び消防本部等の関係機関に伝達する。また、各注意報や警報といった防災気象情報等については、県の防災情報提供アプリやメール、各種SNS等の広報媒体等を活用して県民への広報を実施する。

1) 下記の警報・注意報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、各警報、各特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注) このほか状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、大雨情報台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

2) 洪水予報(指定河川)・水防警報の発表・解除等及び洪水特別警戒水位(はん濫危険水位)到達情報の通知に関すること。(県土整備事務所から水防管理者等へ)

(2) 気象予報・警報等の伝達

市は県から伝達された気象予報や警報等の諸情報について、夜間・休日にあっても防災担当職員

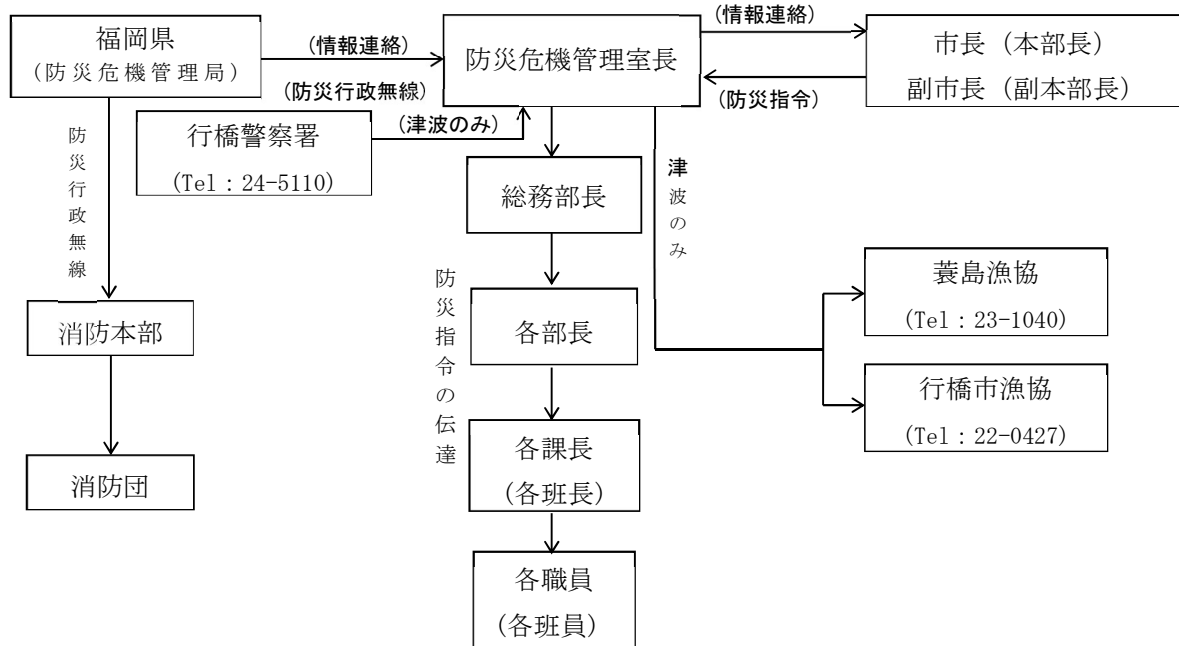
へ迅速・確実に伝達できる体制を確保する。

- 1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市(防災危機管理室)及び消防本部等に伝達される。
- 2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は直ちに防災危機管理室長に報告する。報告を受けた防災危機管理室長は市長の指示を受けるとともに、災害対策本部を設置する場合はその指示等を各部に伝達する。
- 3) 災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い各部長は班長を通して各班員に指示を行う。
- 4) 班長が不在の場合は、それぞれ各班の次席者がその任務を代行する。
- 5) 関係機関への連絡は、原則として電話等にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- 6) 広報班は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線又は広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

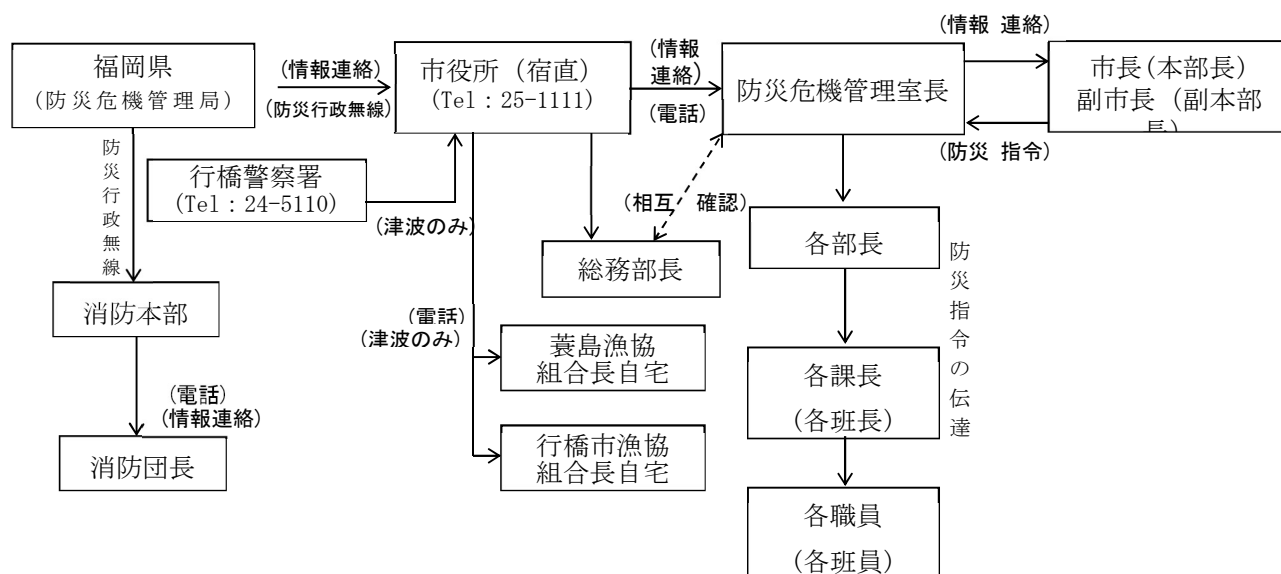
(3) 防災気象情報等の情報伝達系統

防災気象情報等の伝達系統については、次のとおりである。

《防災気象情報等の伝達系統図》
 【勤務時間中】



【勤務時間外】



2 市から住民への周知方法

市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- 1) 市防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動起動された同報系防災行政無線による同報的運用による通報
- 2) 電話・口頭による戸別連絡
- 3) 広報車による広報
- 4) サイレン等による伝達
- 5) インターネット（ホームページ）やSNS、電子メール（携帯メール）による伝達
- 6) 関係機関が所有する防災ヘリコプター等の資機材を活用した広域的な伝達

(2) 間接的な方法

- 1) 自主防災組織等を通じたの連絡
- 2) 消防団等を通じたの連絡

3 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を消防署員又は警察官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

(2) 警察官等の通報

通報を受けた消防署員又は警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

◆通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	・大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ・地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	・放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

◆異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区気象台	(092) 725-3600	気象等に関する事項
	(092) 725-3609	地震に関する事項（官庁執務時間）
	(092) 725-3606	地震に関する事項（夜間・休日）
福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

第3 県知事が発する水防警報等

洪水等に関する予報・警報には、気象台が単独で行うものと気象台と河川管理者(国や県)が共同で行う洪水予報指定河川があるが、市の指定河川はない。なお、県知事が発する水防警報を行う河川等の指定は以下のとおりである。

1 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者(市長)に通知することとなっている。

2 高潮特別警戒水位到達情報の通知及び周知

市を含む「豊前豊後沿岸」(福岡県北九州市若松区大字乙丸から福岡県築上郡吉富町大字小祝まで)は、海岸域を警報発令の対象としている。県水防計画書に定められる水防警報の種類、内容並びに発表基準については、次のとおりである。

◆水防警報の種類、内容及び発表基準(海岸)

海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇及び波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき。

◆警報・注意報発表基準一覧表(海岸)

対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3.0 m	2.5 m

3 県知事が水防警報を行う河川

県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した水防警報河川は、今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川が指定されている。

河川の水位が特別警戒水位（はん濫危険水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（市長）等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

◆水防警報の種類、内容及び発表基準（河川）

河川名	県土整備事務所	水位観測所	水防団待機水位 m	はん濫注意水位 m	はん濫危険水位 m	はん濫危険水位 (避難判断水位) m	関係水防管理者
今川	行橋	豊国橋	2.65	2.80	3.67	3.67 (3.55)	行橋市長
長峡川	行橋	長音寺橋	2.42	2.73	3.47	3.47 (3.20)	行橋市長
	行橋	上稗田橋	2.15	2.49	2.92	2.92 (2.62)	行橋市長
祓川	行橋	辻垣橋	1.77	1.97	2.30	2.30 (2.15)	行橋市長
小波瀬川	行橋	木ノ元橋	3.15	3.40	3.82	3.82 (3.74)	行橋市長・ 荏田町長

表中に示す基準水位の意味は以下のとおりである。

(洪水時)

第1段階 待機

水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に達する見込みがあるとき。

第2段階 準備

水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破する見込みがあるとき。

第3段階 出動

はん濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

第4段階 警戒

避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

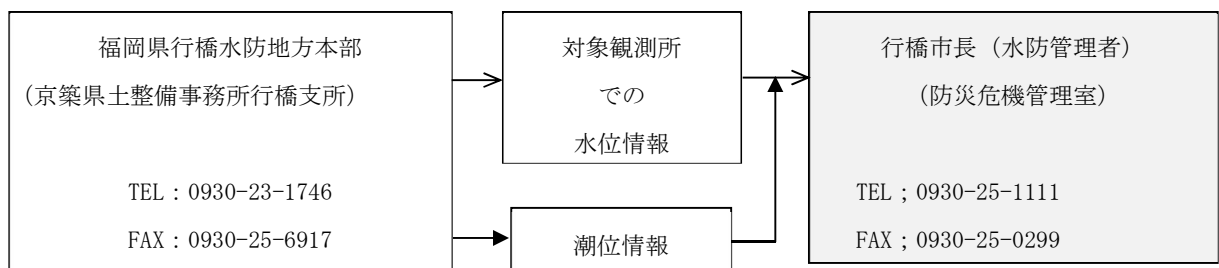
第5段階 嚴重警戒

はん濫危険水位に達し、はん濫発生のおそれがあるとき。

第6段階 解除

はん濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

《県からの水防警報（避難指示発令などの基礎情報）の情報伝達の流れ》



【資料編 3-9】水防警報の伝達系統図

第4 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の内容

土砂災害警戒情報は、大雨警報「土砂災害」の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となるときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表している。

土砂災害警戒情報が発表された場合の危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報「土砂災害」の危険度分布）で確認する。なお、この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する情報である。

2 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、その利用にあたっては次の点に留意しておく。

- (1) 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

3 土砂キキクル（大雨警報「土砂災害」の危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報「土砂災害」の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。

常時10分毎に更新しており、大雨警報「土砂災害」や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報「土砂災害」の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況である。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示している。

高齢者等は遅くとも「警戒」（赤：警報基準に達すると予想）が出現した時点で、一般の人は遅くとも「危険」（紫：土砂災害警戒情報基準に達すると予想）が出現した時点で、速やかに危険な場所からの避難を開始することが重要である。

【資料編 3-10】土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の利活用

4 土砂災害警戒情報の発表方法

土砂災害警戒情報は、県砂防課と福岡管区気象台による共同発表という形で、市には県防災危機管理局経由で伝達されることとなっている。また、市は、本節第2項の方法により次の発表文の内容を市民へ伝達する。

◆土砂災害警戒情報文

警戒を要する場合の情報	<p><概況></p> <p>降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。</p> <p><とるべき措置></p> <p>避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。</p> <p>崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市から発表される避難指示等の情報に注意してください。</p>
解除に相当する情報	<p><全警戒解除></p> <p>大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。</p>

6 土砂災害警戒情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難指示等を発令する。

その伝達系統は本節第2項に示すとおりである。

第2節 被害情報等の収集伝達

市及び防災関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害情報の収集	総務部防災班	・災害情報の収集、統括、報告
	関係各班	・災害情報の収集、とりまとめ、報告
第2 情報収集伝達経路	総務部防災班	・被害情報等の共有
第3 被害状況の報告基準、方法等	総務部防災班	・県、国への報告
	関係各班	・防災関係機関への通知
第4 通信計画	総務部防災班	・災害時における通信連絡

第1 災害情報の収集

1 初動災害情報収集の把握

災害活動は、まず正確な情報及び被害情報を迅速に把握することからはじまり、それに基づき災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

初動災害情報の収集・統括・報告は次による。

担当	情報収集の方法	
各班員	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きした内容を報告する
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する
防災班	自治会長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	県、関係機関と連絡を取り、広域的な災害情報等を収集する。	
	自衛隊、警察、消防等のヘリコプターによる情報の把握に努める。	

2 災害情報の把握

市は、防災行政無線、消防無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害の初期情報等の収集を行うものとし、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。また、関係機関の協力を得て、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集に努める。

(1) 災害情報の把握内容

各班の調査班が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努める。

1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

- 2) 建物被害
- 3) 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況
- 4) 避難の状況
- 5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- 6) 防災関係機関の対策の実施状況
- 7) 交通機関の運行・道路の状況
- 8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況

(2) 人的被害の数については速やかに県に連絡する。

(3) 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

(5) 孤立した地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ

防災班は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

(1) 道路交通情報ネットワーク体制の強化及びネットワークを活用した情報収集

道路管理用カメラと警察の交通監視用テレビとのネットワークを構築し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行う。

(2) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとの連携

福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

(3) 九州地方整備局及び市町村、西日本高速道路株式会社との連携

九州地方整備局、市及び西日本高速道路株式会社とのカメラとの連携についても検討を行うよう努める。

4 情報の収集・報告・伝達の要領

災害情報の収集・伝達にあたっては、以下の事項に留意し的確に収集・伝達する。

(1) 主な情報項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 災害の原因（発生要因）2) 災害が発生した日時・場所又は地域3) 被害の状況4) 現段階で施されている応急対策5) 今後の災害推移（見込み）及び必要とする救助の種類 |
|---|

(2) 情報の収集・集約体制

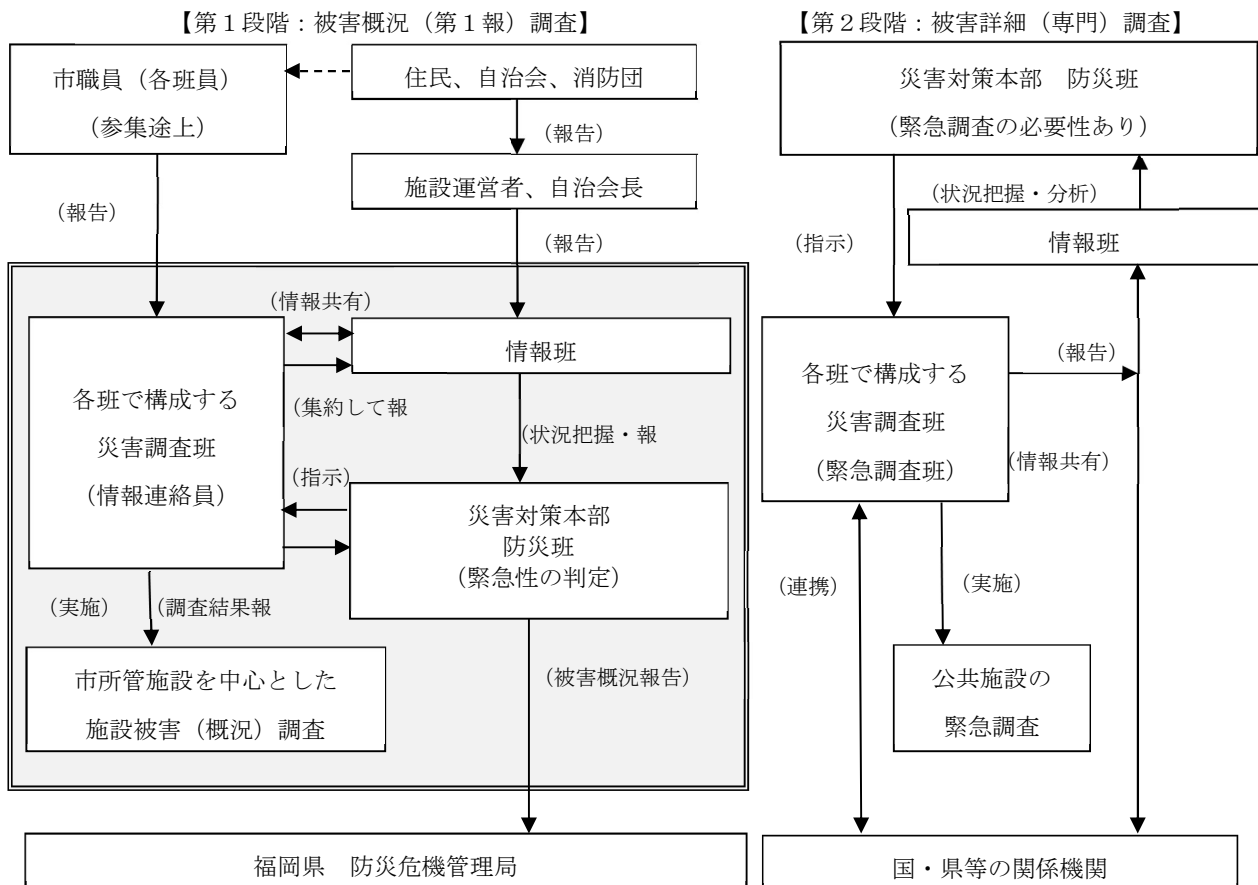
- 1) 各班は、災害が発生したときは、直ちに技術職員等からなる災害調査チームを編成し、各所管する施設（住家、土木施設、農林水産物、農林水産業用施設、商工業施設等）の被害概況を調査する。
- 2) 各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その結果を情報連絡班に報告する。なお、この報告にあたっては、予め定めた情報連絡員が行う。

また、情報連絡班は、適切な情報管理を行うため、各班と連絡を密にしておく。

(3) 災害情報の収集、調査要領

各部は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集し伝達する。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら実施する。

- 1) 情報連絡班は、行橋警察署及び消防本部と密接に連絡を図り、被害情報の収集にあたる。
- 2) 情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。
- 3) 各班において被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行い、情報連絡班に提出する。
- 4) 被害規模や発災時刻によっては、具体的な調査が困難な場合もあるので、自主防災組織等の当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
- 5) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する
- 6) 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は避難所担当者が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。



5 被害情報等の共有

風水害の規模や被害の程度に応じ、市、県、国及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行うため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

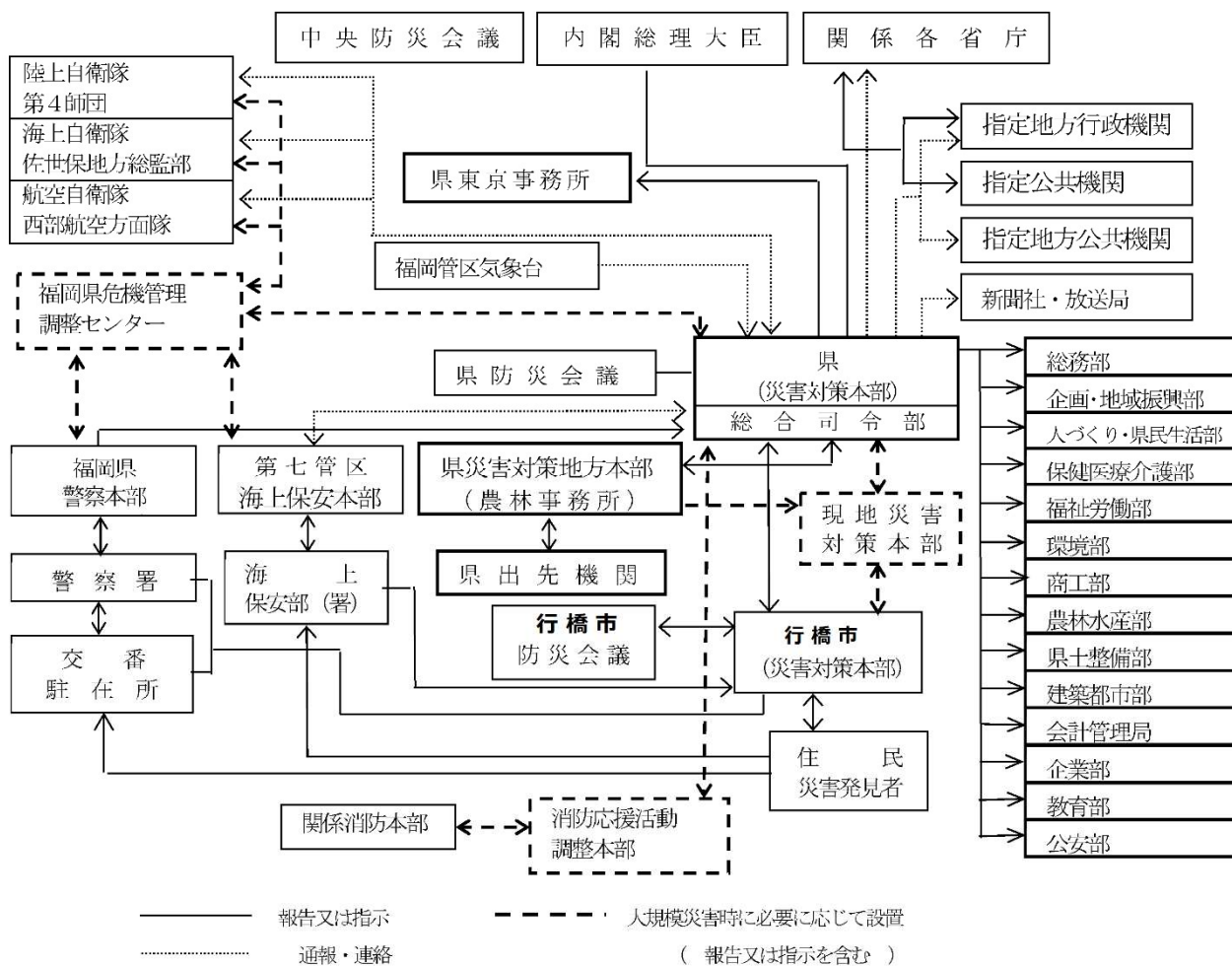
そのため、市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

防災班は、県、国及び防災関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、情報共有を図るよう努める。また、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第2 情報収集伝達経路

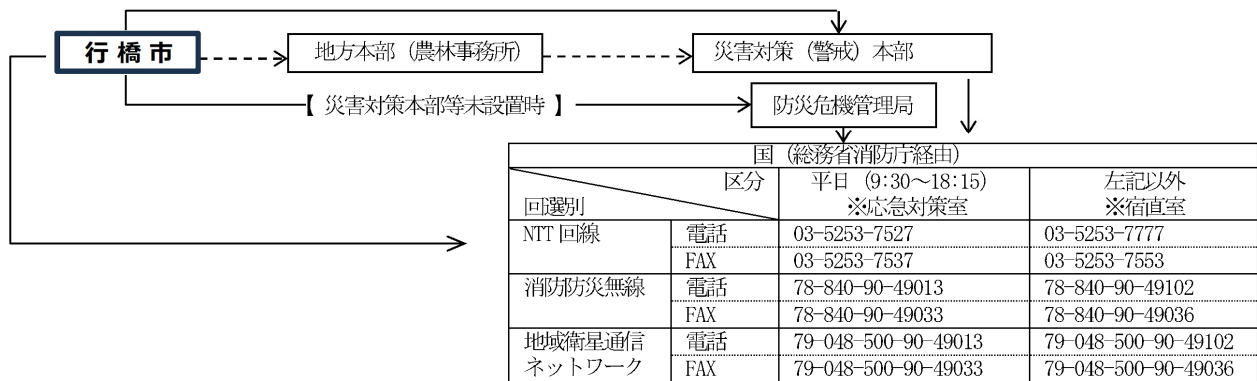
1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図

防災関係機関相互における災害情報連絡系統は次の系統により実施される。



2 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図

市から県、国への被害状況（即報・確定）報告は、次の系統により実施する。



第3 被害状況の報告基準、方法等

1 県への報告

防災班は、災害情報及び被害状況を「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき県に報告する。
報告すべき情報の区分は、以下のとおりである。

◆報告の種類、内容等

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	○ 死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線、 電話又は ファクシミリ	県災害対策本部 (県地方本部)
被害状況報告 (即報)	○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳報)	○ 災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	○ 応急対策終了(災害対策本部解散)後、15日以内に報告	第3号	文書(2部)	県災害対策本部

◆県への被害状況報告責任者及び連絡先

部	連絡責任者	報告区分	機関名	電話
総務部	防災危機管理室長 (防災班)	人的、住家等の被害 (即報) 第1号	福岡県防災危機管理局 (県災害対策本部)	092-643-3112 無線 700-70221
		人的、住家等の被害 (即報) 第2号		
		人的、住家等の被害 (詳報) 第2号	京築保健福祉環境事務所 (県地方支災害対策本部)	0930-23-2244 無線: 814-751 (総務企画課)
		人的、住家等の被害 (確定報告) 第3号	福岡県防災危機管理局	092-643-3112 無線 700-70221
福祉部	地域福祉課長 (救護保健班) 生活支援課長 (災害支援班)	保健福祉環境関係 (即報・詳報・確定報告)	京築保健福祉環境事務所	0930-23-2244 無線: 814-751 (総務企画課)
産業振興部	商業観光課長 (商業観光班)	商工業関係 (即報・詳報・確定報告)	北九州中小企業振興事務所	(093)541-5566 無線: 942-70

部	連絡責任者	報告区分	機 関 名	電 話
	農林水産課長 (農林水産班)	農業関係・林業関係 (即報・詳報・確定報告)	行橋農林事務所	0930-23-0380 無線：814-701 (総務課)
		水産業関係 (即報・詳報・確定報告)	水産海洋技術センター 豊 前海研究所 福岡県庁 農林水産振興課	0979-82-2151 無線：922-70 (庶務課) 092-643-3468 無線：700-7072
都市整備部	土木課長 (土木班)	土木関係 (即報・詳報・確定報告)	京築県土整備事務所行橋支 所	0930-23-1747 無線：814-711 (庶務課)
	建築政策課長 (建築政策班)	建築都市関係 (即報・詳報・確定報告)	京築県土整備事務所	0930-23-1746 0979-82-3364 (建築指導課)
環境水道部	上水道課長 (上水道班)	上水道関係 (即報・詳報・確定報告)	福岡県庁 水資源対策課水 道整備室	092-643-3376
	下水道課長 (下水道班)	下水道関係 (即報・詳報・確定報告)	福岡県庁 下水道課	092-643-3727
	環境課長 (環境班)	産業廃棄物関係 (即報・詳報・確定報告)	福岡県庁 廃棄物対策課	092-643-3363
教育部	教育総務課長 (教育班) 生涯学習課長・文化 課長 (社会教育班)	文教、文化財関係 (即報・詳報・確定報告)	京築教育事務所	0979-83-3601 無線：954-70 (総務課)

【資料編 3-11】災害報告—福岡県災害調査報告実施要綱

2 国への被害報告

市(防災班)は、県に被害状況等を報告できない場合、直接国(総務省消防庁応急対策室)に報告する。また、119番通報が殺到した場合は、市から県に加えて直接国(総務省消防庁応急対策室)にも報告する。

3 防災関係機関への通知

市(防災班)は、被害情報を取りまとめた後、ただちに、行橋警察署、ライフライン等防災関係機関へ通報する。

【資料編 3-12】通信—防災関係機関通信窓口

第4 通信計画

1 災害発生直後の対応

防災班は、災害発生直後は、災害情報連絡のため防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行い、有線通信回線の利用ができなくなった場合は、防災無線をはじめ、携帯電話、防災関係機関の非常無線通信施設等あらゆる通信施設を最大限に活用し、非常の際の通信連絡網の確立を図る。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の活用

- 1) 市は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、相互通信連絡を行う場合は、原則として福岡県防災・行政情報通信ネットワークの機能を最大限に活用する。

2) 被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動系無線により通信を行うとともに、必要に応じて可搬型映像伝送装置等を活用する。市における移動無線通信施設は次のとおりである。

《移動局一覧表》

呼出番号	呼出名称	設置箇所	通信担当者
2	北小学校	行橋北小学校	行橋北小学校職員
6	中央公民館	中央公民館	中央公民館職員
15	南小学校	行橋南小学校	行橋南小学校職員
18	蓑島公民館	蓑島公民館	蓑島公民館職員
22	今元小学校	今元小学校	今元小学校職員
34	仲津小学校	仲津小学校	仲津小学校職員
55	泉小学校	泉小学校	泉小学校職員
74	中京中学校	中京中学校	中京中学校職員
82	稗田公民館	稗田公民館	稗田公民館職員
94	延永小	延永小学校	延永小学校職員
106	椿市小	椿市小学校	椿市小学校職員
118	可搬12	別所地区	別所地区管理者
119	可搬13	見立地区	見立地区管理者

3) 市から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

(2) 通信機器の借受

防災班は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星通信・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。

(3) 被災地特設公衆電話の設置

市は、災害救助法が適用された場合等には、避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(4) 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常(緊急)電話、非常(緊急)電報が利用できる。

災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、非常(緊急)電話の「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」である旨を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

市が承認を受けた災害時優先電話は資料編に示すとおりである。

(5) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づいて福岡地区非常通信連絡協議会の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常通信の依頼先

福岡地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

【資料編 3-13】災害用伝言ダイヤル

第3節 広報・広聴

市は災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動にあたっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害広報の実施方法	総務部広報班	・災害広報の実施
第2 災害時の放送要請	総務部広報班	・放送要請
第3 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談活動	市民部相談班	・相談窓口の設置、対応

第1 災害広報の実施方法

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び広報の優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

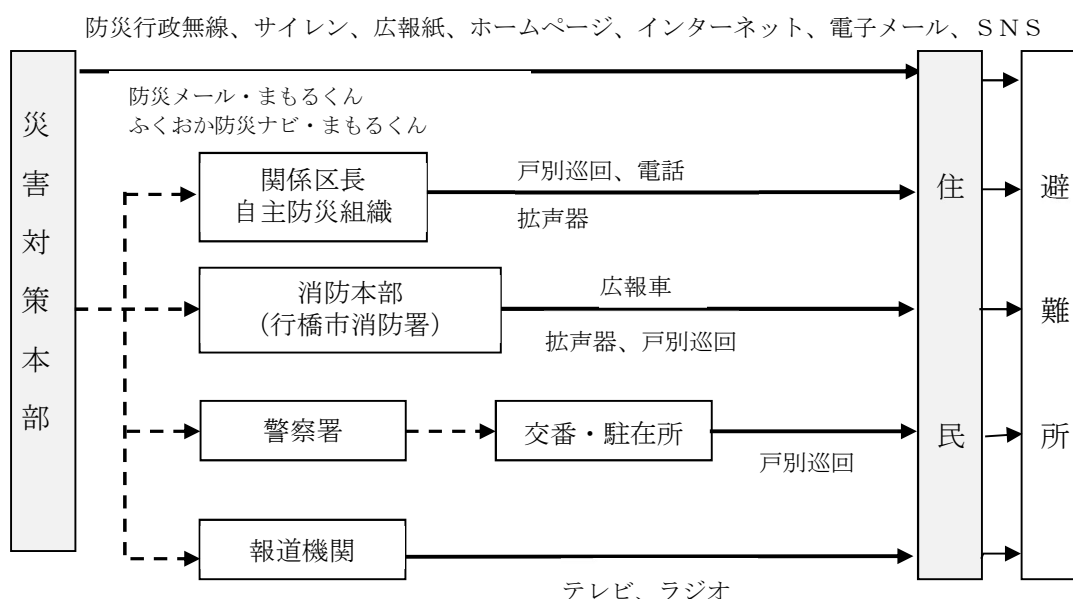
なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

また、時期に配慮して、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真等により記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

時期	手段	内容
災害発生直後	防災行政無線 広報車、SNS 戸別巡回による広報 現場による指示等 県防災メール	(1)災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関する事 (2)避難指示等に関する事 (3)災害時における住民の心がまえ (4)自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
応急対策活動時	防災行政無線 広報車 戸別巡回による広報 災害広報紙・チラシ ホームページ・SNS テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	(5)災害応急対策実施の状況に関する事 (6)電気・ガス・水道・燃料等の供給に関する事 (7)安否情報に関する事 (8)指定避難所の設置に関する事 (9)応急仮設住宅の供与に関する事 (10)炊き出しその他による食品の供与に関する事 (11)飲料水の供給に関する事 (12)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事 (13)災害応急復旧の見通しに関する事 (14)物価の安定等に関する事 (15)その他

《災害広報伝達経路及び方法》



第2 災害時の放送要請

報道機関への発表資料は広報班が取りまとめ、発表は本部長（市長）が行う。

1 報道機関への放送要請

広報班は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

放送要請手続き等の概要を下記に示す。

要請先	(1) 県、又は緊急かつやむを得ない場合は、NHK福岡放送局、RKB毎日放送、テレビ西日本、九州朝日放送、福岡放送、TVQ九州放送、CROSS九州、FM福岡、九州国際FM、東九州コミュニティー放送の各放送局
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 (1) 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要する場合 (2) 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	(1) 放送要請の理由 (2) 放送事項 (3) 放送を行う日時及び放送系統 (4) その他必要な事項

◆ 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020~7025（防災危機管理局事務室、宿直室 対応可）

勤務時間内	勤務時間外
	78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986（災害本部、設置時のみ）	一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）
備考1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。	

◆ 市からNHK福岡放送局への要請

一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579	ただし、この場合も別途電話連絡すること。
県防災行政無線電話《発信番号 78-》	982-70
一般加入電話	092-741-7557 092-741-4029

2 情報提供

広報班は、報道機関に対して、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。また、情報の不統一を避けるため、情報の一元化を図る。

3 取材自粛の要請

報道機関に対しては、避難所等においてプライバシーを侵害するおそれのある取材等の自粛を要請する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応及び相談活動

1 相談窓口の設置

相談班は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設し、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

なお、ライフラインに関する問い合わせの集中も予想されるため、ライフライン関係機関においてこれらの問い合わせニーズに対応できる広報体制をとるよう要請する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次の事項等があげられる。なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

- (1) 搜索依頼の受け付け
- (2) 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- (3) 罹災証明書の発行
- (4) 埋火葬許可証の発行
- (5) 各種証明書の発行
- (6) 被災住宅の応急修理の相談
- (7) 健康相談
- (8) 避難所等における女性特有の問題に関する相談
- (9) 仮設住宅の申し込み
- (10) 災害弔慰金等の申し込み
- (11) 生活資金等の相談
- (12) 税の減免の相談
- (13) その他相談事項

第4節 避難対策の実施

市は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、又、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための、避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 避難の原則	全部班	・避難の原則の習熟
第2 避難の指示、高齢者等避難等及び周知	総務部防災班	・避難指示等発令措置
	総務部広報班	・災害広報伝達
第3 警戒区域の設定	総務部防災班、消防部消防班、都市整備部土木班	・警戒区域の設定
第4 避難者の誘導及び移送	消防部消防班、福祉部災害支援班	・危険地域の避難者の誘導
	福祉部救護保健班	・保育施設の避難誘導
	教育部教育班	・教育施設の避難誘導
	総務部総務班	・広域避難の実施
第5 指定緊急避難場所の開放及び周知	総務部防災班	・指定緊急避難場所の開放及び周知
第6 指定避難所の開設及び運営	総務部防災班	・指定避難所の開設及び周知
	総務部防災班、関係各班	・指定避難所の開設及び運営
	産業振興部農林水産班、商業観光班	・食料、生活物資の供給
	福祉部救護保健班	・保健・衛生対策
第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理	総務部防災班、関係各班	・避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理
	福祉部救護保健班	・保健・衛生対策
第8 要配慮者等を考慮した避難対策	福祉部災害支援班	・避難行動要支援者支援班による要配慮者等を考慮した避難対策
	市民部相談班	・外国人への支援活動
	産業振興部商業観光班	・旅行者への支援活動
第9 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援	福祉部災害支援班	・在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援
第10 帰宅困難者対策	総務部防災班	・帰宅困難者対策
	産業振興部商業観光班	

第1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

1 避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動（洪水・土砂災害等）

高齢者等避難「警戒レベル3」、避難指示「警戒レベル4」の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のい

ずれかの避難行動をとる。

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所等又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等、対象とする災害から安全な場所に移動する。

(2) 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等の浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

2 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

緊急安全確保※「警戒レベル5」の発令時等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった、又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※ 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第2 避難の指示、高齢者等避難等及び周知

1 高齢者等避難「警戒レベル3」

(1) 高齢者等避難の発令

市は、風水害による被害のおそれが高い区域の住民に対して早期に災害に関する情報提供や避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定める避難マニュアル等に沿った高齢者等避難を伝達する。

なお、高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

(2) 土砂災害

市は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

(3) 夜に備えた対応

市は、夕刻時点において大雨警報「土砂災害」が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で、その後、夜間～翌日早朝に大雨警報「土砂災害」に切り替える可能性が言及されている場合等においては、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

2 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害の発生又は発生のおそれのある場合に、避難を要する地区の住民に対し速やかに「避難の指示」を行う。

又、本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、緊急安全確保「警戒レベル5」等の安全確保措置を指示する。

なお、災害による危険がより切迫し、本部長の判断を仰ぐいとまがない場合、又は本部長が不在の場合は、本編第3部 第1章 第1節 第3の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が本部長の権限を代行（職務代理者として本部長の権限を行使するもので、その効

果は本部長に帰属する)する。

防災班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示等に関する事務を行う。

(2) 避難の指示等を行う者及びその要件

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

又、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難指示等を行う者及びその要件

区分	実施者	根拠法令
高齢者等避難 (警戒レベル3)	市長	災害対策基本法第56条第2項
避難指示 (警戒レベル4)	市長	災害対策基本法第60条1項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条(警察官のみ)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条(市町村長がその事務を行うことができないと認めたとときの事務の代行)
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条(水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。) 地すべり等防止法第25条(直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。)
緊急安全確保 (警戒レベル5)	市長	災害対策基本法第60条第3項

1) 市長の役割

大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を行う。又、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。

なお、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

2) 知事の役割

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって立ち退きの避難指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

イ 洪水のはん濫による著しい危険が切迫しているときは、知事は、速やかに当該区域の市長に

状況を伝え、市長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

3) 警察官又は海上保安官の役割

ア 警察官又は海上保安官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

イ 行橋警察署長は、市長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

ウ 行橋警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示等の基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。

(1) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。

(3) 緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

(4) 避難指示等を発令した上で、住民が災害の状況に応じて避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動をとれるように努める。

(5) 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長、もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。又、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

4 住民等への周知

(1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し避難指示又は緊急安全確保の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

また、危険の切迫性に応じて次のような、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- 1) 避難指示等の伝達文の内容を工夫すること
- 2) 対象者を明確にすること
- 3) 避難指示等に対応する警戒レベルを明確にすること

(2) 住民等に対し避難指示等が発令された場合の避難行動の周知徹底

防災班は、住民等に対し避難指示等が発令された場合、次のような避難行動の周知徹底に努める。

- 1) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。
- 2) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う。
- 3) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行う。

(3) 避難指示等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難指示等の種類毎に、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

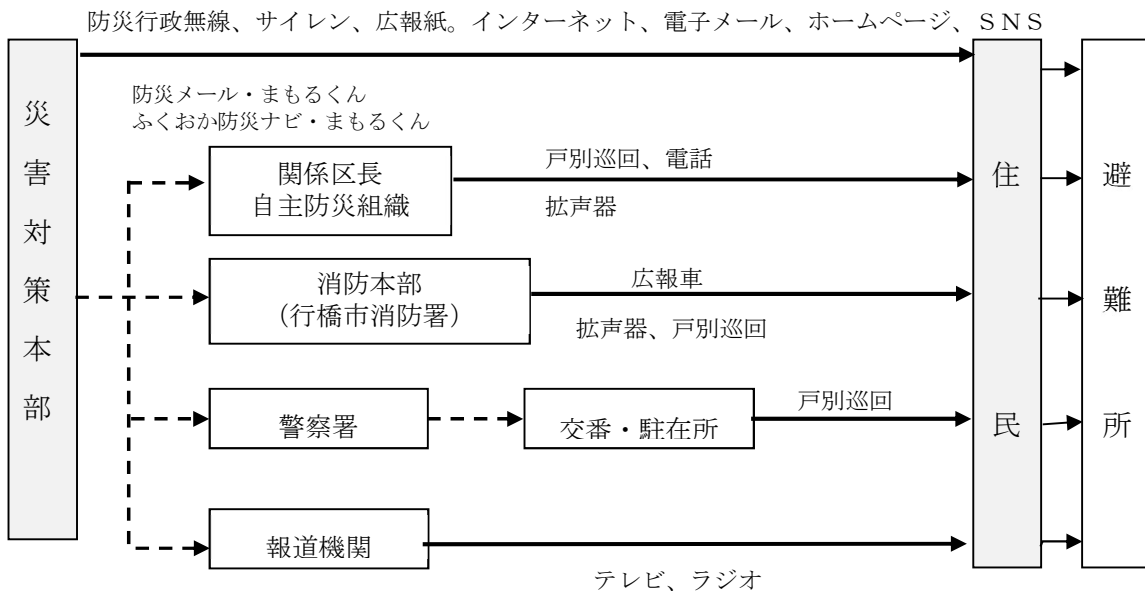
- 1) 防災行政無線を利用して対象地域の住民全般に伝達（高齢者等避難、避難指示等）についてはサイレンの吹鳴を併用
- 2) 広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- 3) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく）
- 4) あらかじめ構築しておいた自主防災組織の伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・個別受信系等）、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達。
- 5) 要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）
- 6) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- 7) ホームページ等に掲載して、インターネット、SNSによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- 8) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼（県と連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく）
- 9) 防災メール・まもるくん、ふくおか防災ナビ・まもるくん「防災・安全情報」を活用した市からの防災情報、高齢者等避難、避難指示に関する避難情報の伝達

市長は高齢者等避難、あるいは避難指示を発令するにあたっては、県知事、行橋警察署、消防本部等の関係機関に対してその旨の連絡を徹底するものとする。また解除する際も同様に連絡を徹底する。

◆避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	防災班及び広報班	1) 防災行政無線 2) サイレンの吹鳴 3) 広報車や消防車両による広報 4) 消防団による戸別巡回 5) 防災メール・まもるくん、ふくおか防災ナビ・まもるくん 6) 市ホームページ、SNS 7) テレビ、ラジオ 8) 広報誌 等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	1) 発令日時・発令者 2) 避難対象地域 3) 避難指示の理由及び内容 4) 避難先又は指定緊急避難場所 5) 出火・盗難の予防措置（戸締まり、携行品）等 6) 避難経路その他の誘導措置 7) 携行品その他	

《災害広報伝達経路及び方法》



5 関係機関相互の通知及び連絡

市（防災班）は、避難の指示等が発令された場合は、県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。

6 解除とその伝達、報告

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の指示等を解除する。

防災班は、避難所運営者と連携し、指定避難所に避難している対象者にこれを伝達する。また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限もしくは禁止又は退去を命じることができる。

防災班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知する。

- 1 発令者
- 2 警戒区域設定の日時
- 3 警戒区域設定の理由
- 4 警戒区域設定の地域
- 5 その他必要な事項

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

区分		実施者	備考
災害対策基本法	災害対策基本法第63条第1項	市長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	災害対策基本法第63条第2項	警察官又は海上保安官（市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	災害対策基本法第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長もしくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）	
水防法	水防法第21条第1項	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定
	水防法第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
消防法	消防法第28条第1項	消防吏員又は消防団員	火災の現場における警戒区域の設定権
	消防法第28条第2項	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長、もしくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ市防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

(3) 警察官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知する。なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限もしくは禁止又は退去を命ずる。

(5) 水防団及び消防班は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから各設定権者は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限もしくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

防災班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第4 避難者の誘導及び移送

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、次の担当班等が災害の規模、状況に応じて対象毎に安全な最寄り避難所等まで行う。なお、避難は原則として徒歩とする。

避難誘導の対象、担当

避難者のための立退きの誘導は、警察や関係機関の協力のもと、それぞれの対象者毎にこれを行う。その場合、被災地区の実情に詳しい当該地区の自主防災組織の積極的な協力を得る。

対 象	担 当
住 民	○災害支援班、消防班 ※在宅の避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設	○教職員、教育班
保育施設	○保育園職員、救護保健班
福祉施設	○施設管理者、災害支援班

事業所等	○施設の防火管理者及び管理責任者等
------	-------------------

※災害の規模、状況に応じて警察署、消防班へ協力を得る。

2 避難準備及び携帯品（住民）

（1）避難の準備

- 1) ラジオ、テレビの情報に注意する。
- 2) 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ等を用意しておく。
- 3) 避難場所及び避難路を確認しておくこと。
- 4) 避難の指示は、防災行政無線、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意する。
- 5) 家族間や隣近所との連絡方法を決めておく。
- 6) 食料、衣料、貴重品、身分証明書や自身が常時服用する薬等の携行品はあらかじめ背負い式リュック等にまとめておく。

（2）携行品

避難者の携帯品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

- 1) 懐中電灯、ろうそく、トランジスターラジオ、電池や電子機器の充電器
- 2) 下着1～2着を含む着替え（衣料）、合羽（防寒にもなる）
- 3) 簡易食料2～3食分（菓子パン・携行食や飴類）、ペットボトル（飲用水）数本
- 4) 1.5m程度の竹又は棒
- 5) トラロープ又は帯等の紐類、大型ビニール袋（合羽の代用や防寒具になる）
- 6) 貴重品、常時服用薬（お薬手帳）、免許証や健康保険証等の身分証明書や印鑑、親戚等の知人の住所・連絡先

3 避難の優先順位等

（1）地区ごとの避難の優先順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。

避難順位は、おおむね次の順位によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する。

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させる。

- 1) 介助を要する高齢者や障がいのある人、傷病者
- 2) 乳幼児及びその母親・妊産婦
- 3) 高齢者
- 4) その他の要配慮者
- 5) 学童
- 6) 女性
- 7) 男性

（2）地区の避難の優先順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。

4 避難誘導の安全確保

（1）誘導にあたっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の

存在、高潮災害の危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置をとることに留意する。

(3) 市は、消防職員、消防団員、自主防災組織リーダー、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(4) 在宅の避難行動要支援者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、災害支援班が車両等を用いて輸送する。施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。防災班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

(5) 避難誘導の実施は、自主防災組織や警察機関等の協力を得て住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所等に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 市街地-----火災、落下物、危険物

イ 山間部、起伏の多いところ----がけ崩れ、地すべり

2) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

3) 高齢者、幼児、障がい者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

5 移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、消防班が車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に受入れしきれなくなった場合には、市長は隣接市町村に応援を求めて実施する。。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、京築保健福祉環境事務所を經由して県に要請する。

6 広域避難

(1) 広域避難についての協議

総務班は、市の区域外への広域的な避難(指定避難所及び指定緊急避難場所の提供)が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該の都道府県との協議を求める。

(2) 広域避難の実施について

総務班、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(3) 避難者への情報提供

防災班は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第5 指定緊急避難場所の開放及び周知

防災班は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、市が開設する避難所とは別に、住民が自主避難する場合は、地区避難所、自治会等が開設する自治公民館等を緊急的に使用する。

第6 指定避難所の開設及び運営

防災班は、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。なお、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

1 指定避難所の開設

避難所等の開設にあたっては、災害状況に応じて避難所等の立地条件や建築物の安全等を確認したうえで速やかに開設する。また、必要に応じ指定避難施設以外の施設についても想定される災害に対する安全性を確認して、施設管理者などの同意を得て避難所として開設することについても検討する。

(1) 防災班及び関係各班で構成する避難所派遣職員は、施設管理者等の協力を得て速やかに指定避難所を開設し住民等に周知する。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、緊急に避難所を開設する必要がある場合は、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、本部長が開設しない場合であって、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者等が開設することができる。

(2) 小・中学校等の学校施設を指定避難所として使用する場合には、原則として体育館を使用する(地震時には校庭も必要に応じ使用)こととするが、洪水時に床上浸水等の危険性が想定される場合には体育館は使用せず、必要に応じて校舎の2階以上を使用する。また、受入れ可能人員が大幅に不足するような場合で、浸水深が床下程度と想定される場合には、体育館や1階を含めた校舎も必要に応じ検討する。

(3) 指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とするとともに、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

(4) 特定の指定避難所に避難者が集中し、受入れ人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(5) 指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。

(6) 災害支援班は、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(7) 市は、指定避難所等に避難してきた者については、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

(8) 防災班は、避難所を開設したときは、関係機関などによる支援が円滑に講じられるよう、速やかに次の事項について県(災害対策本部)をはじめ県警察本部、自衛隊等関係機関等に連絡を行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 指定避難所開設の日時及び場所2) 箇所数及び受入れ人員(指定避難所ごと)3) 開設期間の見込み4) 避難対象地区名(災害危険箇所名等) |
|---|

2 指定避難所の適切な運営管理

指定避難所の運営は、災害初期においては、関係機関の協力のもと防災班及び関係各班が担当す

る。

(1) 指定避難所等における協力体制の構築

- 1) 避難所等における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織などが役割を分担し、運営に努める。
- 2) 指定避難所運営管理について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(2) 避難者カード・名簿の作成

防災班及び関係各班は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため指定避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録台帳等との整合を図り、指定避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

1) 登録事項

防災班及び関係各班は、避難者カードを配り避難者に世帯単位に記入するよう指示する。

2) 登録の方法

避難者カードを基にして避難者リストを作成し保管する。

3) 登録結果の活用

登録された状況は、指定避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、指定避難所の生活環境の整備等に活用する。

4) 登録結果の報告

登録の結果は、日々災害対策本部の防災班に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

【資料編3-14】 避難者名簿

【資料編3-15】 避難者カード

(3) 指定避難所等の運営管理に関する役割分担の明確化

1) 避難所責任者の役割

避難所責任者は基本的には市職員(避難所担当)とするが、市職員の配置が困難な場合には公民館長、学校長及び区長のいずれかとする。

避難所責任者は次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。

なお、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女別の性差によるニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

ア 避難所責任者に防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。

イ 避難所責任者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。

ウ 避難所責任者は、避難所の管理体制を確立する。

- ・ 避難者への開放区域、避難所事務室等の設定
- ・ 避難者名簿、避難所運営記録の作成
- ・ 避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要す

る者がいる場合は直ちに救護保健班に報告する。)

- ・避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
- ・館内放送、情報等の掲示等
- ・供給物資等の受領、保管

2) 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所責任者は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

- ア 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- イ 物資の配布活動等の補助
- ウ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- エ 防疫活動等への協力
- オ 施設の保全管理

3) 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所責任者は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を産業振興部（農林水産班、商業観光班）及び環境水道部上水道班に請求する。物資等を受け取った場合は、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

4) 運営記録の作成、報告

避難所責任者は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、防災班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のある場合は、必要に応じて報告する。

【資料編3-16】避難所運営記録

（4）避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

防災班及び関係各班は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

区長、自主防災組織、住民等は、避難所責任者等に協力し、避難所自治組織を設立するとともに、避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートする。

◆区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- 1) 運営方針、生活ルールの決定
- 2) 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- 3) 食料、物資の配布、炊き出し協力
- 4) 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- 5) ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- 6) 秩序の保持

（5）性暴力・DVの発生防止

防災班及び関係各班は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼

夜間わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

3 受入れ人数等の周知

防災班は、受入れ人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

4 感染症対策

救護保健班は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

防災班及び関係各班は、避難者が落ちつきを取り戻すまで以下の点に留意する。

- 1) グループ分け（できるだけ地区を単位として被災者の孤立を防止する）
- 2) プライバシーの確保
- 3) 多様な主体の視点等に配慮
- 4) 情報提供体制の整備
- 5) 指定避難所運営リーダーの育成や指定避難所運営ルールの合意形成とその徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- 6) 指定避難所のパトロール等
- 7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- 8) 福祉避難所（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

市は以下の点に留意する。なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。

- (1) 災害の規模、避難者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (2) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (3) 市（総務班）は、市外への広域的な避難及び受入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該の都道府県との協議を求める。また、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情

報を提供できるように努める。

3 保健・衛生

(1) 防災班及び関係各班は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の生活状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 救護保健班は、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、巡回する中で各指定避難所内でのニーズ等を集約し、必要に応じて防災班等に報告するよう努める。

第8 要配慮者を考慮した避難対策

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

このため、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

1 避難行動要支援者支援班の設置

避難行動要支援者の避難等の支援等を行うため、行橋市避難行動要支援者支援計画に基づき、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。

《避難行動要支援者支援班のイメージ》

【位置づけ】

平常時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中の福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）、社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・担当で構成。

【業務】

平常時：避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備（避難行動要支援者避難）情報の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

2 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

災害支援班は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

災害支援班は、あらかじめ登録された避難行動要支援者の在宅情報に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否確認を、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等の自主防災組織等との連携支

援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、自治会などとの連携により把握に努めるとともに、登録を推奨する。

3 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

災害支援班、避難行動要支援者支援班は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。(2)の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。

(2) 緊急援護

災害支援班、避難行動要支援者支援班は、避難行動要支援者の緊急援護を次により実施する、

1) 受入れ可能施設の把握

災害支援班は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設をあらかじめ指定しておく。

2) 福祉ニーズの把握と援護の実施

要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

3) 福祉避難所の開設

福祉避難所の対象となる避難者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

【資料編 2-34】福祉避難所一覧

4) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

5) 相互協力体制

災害支援班は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

(3) 避難所等での支援

災害支援班、避難行動要支援者支援班は、避難所での支援を次により実施する、

1) 支援体制の確立

要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、必要に応じガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もあるので、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。

2) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等へ

の優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

3) 専門職による相談対応

被災地及び避難所における要配慮者に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

4) 福祉避難所への移送

指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

【資料編 2-20】協定等関連資料「災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書」

(4) 在宅の要配慮者等への支援

災害支援班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅の要配慮者等に対し次のような支援を行う。

◆在宅等の避難行動要支援者への支援内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等2) ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援3) ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援4) チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等5) 保健師等によるケア |
|---|

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

4 外国人への支援活動

相談班は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。
- (2) 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し外国人被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- (3) 状況に応じて広報車や防災行政無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (4) 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。
- (5) 公益財団法人福岡県国際交流センター、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。
- (6) 外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて、県に外国語を話すことができるボランティアの派遣、国際交流専門員の派遣等を要請する。

5 旅行者への支援活動

商業観光班は、災害時の旅行者の被災状況について、市内の各施設から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第9 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

災害支援班は、在宅で生活可能な者（在宅避難者）のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なものについては、指定避難所入所者に準じ救援措置をとる。

また、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

第10 帰宅困難者対策

商業観光班は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。

一時滞在施設の運営管理にあたっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

第5節 水防対策の実施

洪水、雨水出水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水・津波・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、その計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等、水防と河川管理者等の連携を強化する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 特別警戒水位（はん濫危険水位レベル4水位）の設定及び周知	総務部防災班 都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・特別警戒水位（はん濫危険水位レベル4水位）の習熟
第2 水防対策の実施	総務部防災班 都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・水防対策の実施
第3 応援協力関係	総務部防災班 都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・必要とする要員及び資機材について応援を要請

第1 特別警戒水位（はん濫危険水位レベル4水位）の設定及び周知

県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した水防警報河川は、「今川・小波瀬川・長峡川・祓川」の4河川が指定され、また、市を含む「豊前豊後沿岸」が高潮警報発令の対象としている。

これらの河川や海岸は、水位が特別警戒水位（はん濫危険水位）、潮位が三段階出動潮位に到達した場合には、状況を直ちに水防管理団体（市）に通知される。

水防管理団体（市）はこれらの通知を受けた場合は、必要に応じ防災無線や報道機関等の協力を求めて一般に周知する（本章 第1節 防災気象情報等の伝達 第3「2 高潮特別警戒水位到達情報の通知及び周知」、及び「3 県知事が水防警報を行う河川」参照）。

第2 水防対策の実施

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「福岡県水防計画」の定めに準じて実施する。

水防管理団体である行橋市は、県から非常配備体制が指令されたときは、直ちに水防団員（消防団員）をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。

1 平常時

水防管理団体（市）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（京築県土整備事務所行橋支所）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求め実施する。

2 出水時

(1) 洪水

水防管理団体（市）は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県水防地方本部長に報告し、県水防地方本部長は県水防本部長に報告する。

- 1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- 2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- 5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮、津波

水防管理団体（市）は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮の場合は高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮し、津波の場合は津波襲来までの時間的余裕が十分ある場合に限り、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、県水防地方本部長に報告し、県水防地方本部長は県水防本部長に報告する。

- 1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- 2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- 3) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- 4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ
- 5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- 6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- 7) 津波防護施設の状況（津波の場合に限る）

3 水防作業を実施

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3 応援協力関係

- 1 水防管理団体（市）は、単独で水防活動の実施が困難な場合には、他の水防管理団体又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援要請を行う。
- 2 県は水防管理団体（市）からの応援要請事項について、県にて実施が困難な場合や、その他必要があると認めた場合において、陸上自衛隊等に対して必要とする要員及び資機材について応援を要請するも。

- 3 九州地方整備局は、必要に応じて、著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

【資料編 2- 2】重要水防区域一覧表（県知事管理区間）

【資料編 2- 3】災害危険河川区域（県知事管理区間）

第6節 消防活動

消防本部は、火災等災害発生時には、市、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、被害拡大防止措置等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 消防活動体制の確立	消防部消防班	<ul style="list-style-type: none"> 消防活動体制の確立 必要とする要員及び資機材について応援を要請
第2 消防活動の実施	消防部消防班	消防活動の実施
	総務部防災班	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、住民、事業所との連携 火災発生等の情報の収集
第3 応援要請	消防部消防班	他の市町村に消防機関の応援要請

第1 消防活動体制の確立

消防班は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生した場合は、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。

また、災害により必要と判断した場合は、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

1 消防本部（署）

消防本部（署）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防計画に定める消防機関組織や活動体制等により消防活動を行う。また、消防組織法第39条の規定に基づく消防相互応援制度を必要に応じて活用し消防活動にあたる。

2 住民及び自主防災組織の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。

3 県（防災危機管理局）

県は、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防長又は水防管理者に対し、応援協力に関する協定の実施、その他災害の防御の措置に関し必要な指示をする。

第2 消防活動の実施

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「(消防本部)消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等、あらゆる手段を利用し迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(5) 特殊な消防活動

火災形態、火災発生施設、地域、気象状況及び延焼状況等を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図り、被害の軽減に努める。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

3 事業所の活動

事業所は、自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 市民の活動

- (1) 市民は、ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。
- (2) 火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。
- (3) 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 市の措置

- (1) 消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、消防団の動員を迅速に行うとともに、住民の安全な避難誘導を円滑に行うため自主防災組織との連携に万全を期するように努める。
- (2) 防災班は、消防本部、住民及び警察署等から火災発生等の情報の収集を行う。

◆収集する情報の種類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 火災の発生状況2) 無線通信の状況3) 自治会、自主防災組織等の活動状況4) 使用可能な消防水利の状況 |
|---|

5) 通行可能な道路の状況

【資料編 2-25】行橋市消防団規則

第3 応援要請

市長又は消防長は、他の市町村に消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。(詳細は本部第1章第3節「応援要請計画参照」)

- 1 火災の状況及び応援要請理由
- 2 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- 3 応援要請を行う消防機関の種別人員
- 4 市への進入経路及び集結(待機)場所

第7節 警備対策の実施

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察及び第七管区海上保安本部等関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全確保と地域の秩序の維持にあたる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 陸上警備対策	消防部消防班	・行橋警察署との情報共有
第2 海上警備対策	総務部防災班	・門司海上保安部との情報共有
第3 市の防犯活動	消防部消防班	・犯罪防止のため巡回パトロール
	総務部防災班	・防犯活動への協力要請等

第1 陸上警備対策

- 1 行橋警察署は独自に、又は市と連携し、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。
- 2 行橋警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、住民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、市及び関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

◆警察の任務

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

警察における警備体制及び所掌事務については、県警察本部等の定めるところによる。

第2 海上警備対策

第七管区海上保安本部(門司海上保安部)は、海上の災害から住民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

◆海上警備の措置

- 1 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">2 犯罪の予防、取締り3 関係機関との情報連絡の強化 |
|---|

第3 市の防犯活動

市は、被災地での盗難や略奪、火災等の二次災害を防止するため、行橋警察署、門司海上保安部、消防本部（消防団）等と連携し、地域の住民組織による巡回、警備活動を促進する。

1 巡回パトロール

消防班は、自主防災組織、消防本部、行橋警察署、門司海上保安部と連携し、火災予防、放火、窃盗及びその他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

防災班は、行橋警察署や防犯協会に対し、指定避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第8節 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、津波や洪水等により流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等により救出を要する者等が多数発生すること等が予想される。

そのため、市及び消防本部並びに警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する消防部隊（行橋消防署）は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、各関係部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

なお、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 陸上における救出対策	消防部消防班	・要救助者の救助活動
	消防部防災班	・要救助情報の収集、救助支援
第2 海上における救出対策	消防部消防班	・要救助情報の収集、救助支援
	消防部防災班	
第3 災害救助法に基づく救出適用基準	消防部防災班	・災害救助法における救出活動の習熟

第1 陸上における救出対策

1 救助情報の収集

消防班等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、防災班に連絡する。防災班は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2 市の救助活動

(1) 市は、消防班を中心とした救助隊を編成し、要救助者情報をもとに災害現場に出動し、速やかに捜索、救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に報告する。

救助隊は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具その他資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

(2) 自ら編成する救助隊による要救助者の救出作業が困難なときは、県に対して救助活動の実施を要請する。

(3) 救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等に関し、市が有する救助資機材では対応が困難なとき、あるいは市単独での救出が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

(4) 救助隊は、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に把握し、安全かつ迅速に行う。なお、災害現場での活動は、感染症対策のため、職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(5) 市及び行橋警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。

【資料編 3-17】行方不明者名簿

3 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(1) がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、第一義として自らの安全

を確保しつつ、自発的に救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

- (2) 防災関係機関による救出活動の円滑な実施に協力するとともに、必要な情報の提供等を行う。
- (3) 負傷者に対しては現場での応急手当を実施するとともに、医師による治療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

4 警察

警察は、災害発生のおそれがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は次のような被災者の救出処置をとる。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、要救助者の速やかな救出・救助活動
- (2) 消防機関、救護機関等と連携協力した負傷者の救護・搬送活動
- (3) 行方不明者がいる場合は、その速やかな搜索活動
- (4) 救出・救助活動の迅速円滑を図るために必要な交通整理規制等の所要活動

5 緊急消防援助隊

市及び応援機関の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、市は消防組織法第44条の規定により、県を通じて国に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続き

- 1) 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対して応援要請を行う。
 - ア. 災害発生日時
 - イ. 災害発生場所
 - ウ. 災害の種別・状況
 - エ. 人的・物的被害の状況
 - オ. 応援要請日時・応援要請者職氏名
 - カ. 必要な部隊種別
 - キ. その他参考事項
- 2) 市は、通信の錯綜等の事由により、県との連絡が取れない場合、直接国に対して応援要請を行うものとする。

(2) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、受援計画（緊急消防援助隊受入れ）等による。

第2 海上における救出対策

1 第七管区海上保安本部(門司海上保安部)

船舶事故や海難事故等の災害により、被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、現場に投入する巡視船艇・航空機の勢力を決定し、これにより救出・搜索にあたる。

2 警察

船舶の遭難等海上における災害発生に際しては、第七管区海上保安本部(門司海上保安部)、市その他の関係機関と連携協力し次の措置をとる。

- (1) 遭難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の被災者の身元確認措置
- (2) 警備艇、ヘリコプター等による可能な救助活動、及び救出救護活動等に伴う陸上における緊急輸送確保の交通整理規制その他の所要措置
- (3) 行方不明者がいる場合は、沿岸関係警察への手配、海岸搜索等による行方不明者の速やかな発見措置

第3 災害救助法に基づく救出適用基準

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

1 対象

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第9節 医療救護

市は、大規模災害が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 初動医療体制の確立	福祉部救護保健班	・医療情報の収集、医療チームの編成、医療救護所の設置
第2 災害時後方医療活動	福祉部救護保健班	・後方医療活動の確立
第3 医薬品・医療資機材の調達	福祉部救護保健班	・医薬品・医療資機材の調達
第4 被災傷病者等の搬送	消防部消防班	・被災傷病者等の搬送等
第5 災害救助法における実施基準	福祉部救護保健班	・災害救助法における医療救護の習熟

第1 初動医療体制の確立

1 医療情報の収集

救護保健班は、京築保健福祉環境事務所及び（一社）京都医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

◆医療情報の収集内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況 (2) 避難所、救護所の設置状況 (3) 医薬品、医療器具等の需給状況 (4) 医療施設、救護所等への交通状況 (5) 医療救護活動に関係するライフラインの機能状況 (6) その他参考となる事項 |
|--|

2 医療救護活動

(1) 医療救護所の設置

災害時における医療救護班の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、京築保健福祉環境事務所、（一社）京都医師会等と協議して適切な救護所を設ける。

医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

【資料編 3-18】医療救護所開設状況報告

(2) 医療救班の設置

医療救護は、原則として救護保健班が行い、重傷病患者等に対応することが困難な場合には、京築保健福祉環境事務所、（一社）京都医師会及び各医療機関の協力を得て、医療救護班を編成し医療救護を実施する。

◆医療救護班の編成基準

医 師	薬剤師	看護師	補助員	運転手
1名	1名	1～3名	1名	1名

各部隊の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。

以上の医療救護部隊のみでは対応できないときは、近隣市町村救急病院の応援を求めるとともに、国・県等に応援を要請する

(3) 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、福岡県災害医療情報センターを利用し、知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

(4) 連絡指令方式

本部長は、地区医師会長の協力の下、医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

(5) 医療救護活動・助産活動の実施及び業務

医療救護班は、市長又は委任を受けた被災地域医師会が設置した医療救護所（避難場所、指定避難所、災害現場、被災地域周辺医療施設等に設置）において次の業務を行う。

- 1) 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等
- 2) 医療救護
- 3) 助産救護
- 4) 死亡確認
- 5) 死体検案

※トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決定すること。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請

- (1) 市（救護保健班）は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、速やかに県に対して、災害派遣医療チーム（福岡DMAT）等の派遣の要請を行い、受入れ体制の整備を推進する。
- (2) 福岡DMATは、医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

第2 災害時後方医療活動

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して受入れ、治療を行う。

1 基幹災害拠点病院及び災害拠点病院

県により指定されている下記の災害拠点病院と連携して的確な医療救護活動を進める。

- (1) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (2) 重症者等の被災地域外への広域搬送への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

◆行橋市に関する災害拠点病院

区分	医療圏名	医療機関名	一般 病床数	所在地	電話番号
基幹災害 拠点病院	全県	国立病院機構 九州医療センター	650	福岡市中央区 地行浜 1-8-1	092-852-0700
地域災害拠 点病院	京築	新行橋病院	187	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
地域災害拠 点病院	京築	小波瀬病院	166	京都郡苅田町大字新 津 1598	0930-24-5211
地域災害拠 点病院	北九州	北九州総合病院	318	北九州市小倉北区東 城野町 1-1	093-921-0560

2 救急病院等

災害時において当該施設の機能に応じた被災者受入れ、治療等を行う。

3 後方医療体制の確立

- (1) 救護保健班は、一般病院等の被災状況と受入れ可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重病者を受入れする医療機関の確保を行う。
- (2) 医療救護班又は市内の病院、診療所等での対応が困難な場合には、消防班を通じ県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの受入れ施設を有する医療機関に患者を転送し受入れする。

第3 医薬品・医療資機材の調達

1 医薬品・医療資機材の確保

救護保健班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資機材を確保する。

◆医薬品等の調達

- (1) 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- (2) 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- (3) 入手が困難な場合は、災害対策本部から京築保健福祉環境事務所を通じて県災害対策本部へ、又は県災害対策本部へ直接供給を要請する

2 輸血用血液の確保

救護保健班は、輸血用血液その他の血液製剤が必要な場合は、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

3 その他

上水道班は、飲料水、洗浄のための給水を行う。

第4 被災傷病者等の搬送

1 傷病者の搬送

災害時における多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊、病院等の緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、それらの協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、市公用車、自家用車等による陸上搬送、巡視船等による海上輸送、及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域搬送支援体制の確保を図

る。

なお、災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

2 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。）への患者搬送は、基本的に消防本部（署）（消防機関）が行う。市外災害拠点病院等への搬送は県又は緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行う。

3 ヘリコプターによる広域搬送

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、災害拠点病院や救急病院等の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、広域搬送を実施する。

第5 災害救助法における実施基準

1 医療救助

（1）医療救助の対象

- 1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- 2) 応急的に医療を施す必要がある者

（2）費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額とする。

（3）医療救助の範囲

医療救護班の担当業務の範囲及び期間は、次のとおりである。

- 1) 診察
- 2) 薬剤、又は治療材料の支給
- 3) 処置、手術その他の治療及び施術
- 4) 病院又は診療所への受入れ
- 5) 看護

（4）医療救助の期間

災害発生の日から14日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

2 助産救助

（1）助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

（2）助産救助の範囲

- 1) 分娩の介助
- 2) 分娩前後の処置
- 3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（3）助産救助の期間

分娩の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

（4）実施方法

- 1) 医療救助
ア 原則として医療救護班が実施する。

イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。

2) 助産救助

ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

イ アにより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

第10節 飲料水の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	環境水道部上水道班	・応急給水の基本的な考え方の習熟
第2 飲料水の確保、供給	環境水道部上水道班	・飲料水の確保、供給活動
第3 救助法で定める基準	環境水道部上水道班	・災害救助法における給水措置の内容の習熟

第1 方針

1 基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水はその運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行えるようできるだけ拠点給水で対応する。

また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

2 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、災害の実態及び市の状況に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

(目標値設定例)

◆目標値設定例

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日間	3ℓ/人・日	概ね1km以内	飲料水(生命維持用水)
10日間	20ℓ/人・日	概ね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21日間	100ℓ/人・日	概ね100m以内	上記+洗濯水+避難所での入浴
28日間	約250ℓ/人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日目以降	通水	—	被災前と同水準

(出典：地域防災計画データ総覧：(財)消防科学総合センターほか、総務省消防庁HPより)

第2 飲料水の確保、供給

市があらかじめ定める給水計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水活動を実施する。

1 水源の確保

上水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合は、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

◆確保する水源

- (1) 浄水施設等
- (2) 飲料用浄水装置の活用
- (3) 民間の井戸

2 給水需要の調査

上水道班は、災害により給水機能が停止した場合は、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

◆把握する内容

- (1) 断水地区の範囲
- (2) 避難所及び避難者数
- (3) 断水地区の人口、世帯数
- (4) 給水所の設置場所

3 給水活動

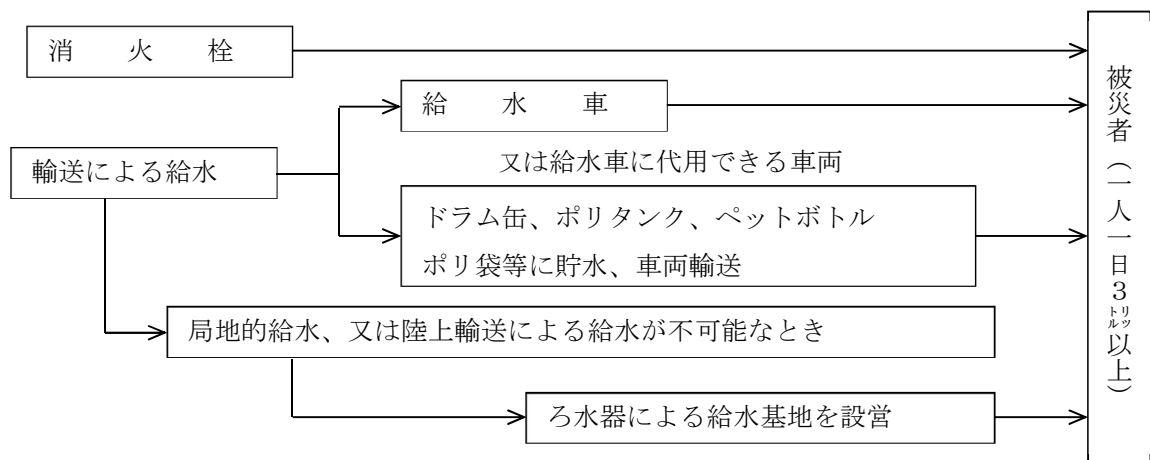
上水道班は、原則として指定避難所等に拠点給水所を設置し、被災者への給水を行う。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 給水方法

- 1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- 2) 給水に必要なポリ容器、給水タンク、給水車等を確保する。
- 3) 給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足する場合は、給水袋等を準備し、使用させる。
- 4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。



(3) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要な場合は、当該所有者に協力を要請し、使用する。なお、井戸は、状況

により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であるので、飲料水として不適切な場合は、生活用水として利用する。

(4) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要する場合は、状況により仮配水管等の設置を行う。

(5) 応援要請

市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難な場合は、近隣市町村及び京築保健福祉環境事務所に応援を要請する。

(6) 広報

上水道班は、広報班と連携し、被災した住民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第3 救助法で定める基準

災害救助法に基づく給水措置の内容については、次のとおりである。

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2 支出できる内容

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- (3) 薬品及び資材費

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

4 給水期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

5 給水量等の基準

給水の基準	給水量の基準	備考
(1) 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり 3ℓ	飲料水のみ
(2) 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14ℓ	(洗面、食器洗い)
(3) 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ 2+洗濯用水	2+洗濯用水
(4) (3)の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度	35ℓ	3+入浴用水

第11節 食料の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、市は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	産業振興部農林水産班 産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	応急食料供給の基本的な考え方の習熟
第2 食料の調達	産業振興部農林水産班	・食料需要の把握 ・食料の調達
	総務部防災班	・災害応急対策活動の従事者の食料需要の把握
第3 食料の輸送、配分及び保管	産業振興部農林水産班 総務部防災班及び関係各班	・食料の輸送、配分及び保管
第4 炊き出しの実施	産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	・炊き出しの実施、支援
第5 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法	産業振興部商業観光班 教育部社会教育班	・救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法の習熟

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に優先的に実施する。
- (2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (3) 当初にあつては、防災食育センター、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し、及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、市による輸送は原則として行わない。
- (4) 上記(3)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に上記(3)による給食に切り替える。
- (5) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- (6) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- (7) 上記(5)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - 1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - 2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (8) 住民等においては以下のような対応を要請する。
 - 1) 原則として発災後の2～3日間は、避難所に収容された以外の市民については、市民自身が備蓄している食料で対応する。

(9) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

2 食料供給対象者

食料の供給は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

※災害救助法による食料の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

◆供給対象者

- | |
|------------------------------------|
| (1) 指定避難所に受入れた者 |
| (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者 |
| (3) 旅行者、市内通過者等で現に食を得ることができない状態にある者 |
| (4) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者 |
| (5) 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外） |
| (6) その他、市長が供給の必要を認めた者 |

第2 食料の調達

1 食料需要の把握

農林水産班は、避難所及び関係業者と連絡を密にして食料の需要について、次により情報を把握し対応する。

◆需要の把握

対象者	担 当
指定避難所	防災班及び関係各班
住宅残留者、車中避難者	防災班及び関係各班（自主防災組織等の協力による）
災害応急対策活動の従事者	防災班

2 食料の調達

(1) 業者からの調達

農林水産班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは次の供給品目が不足すると判断した場合は、食料品業者などから調達する。

必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

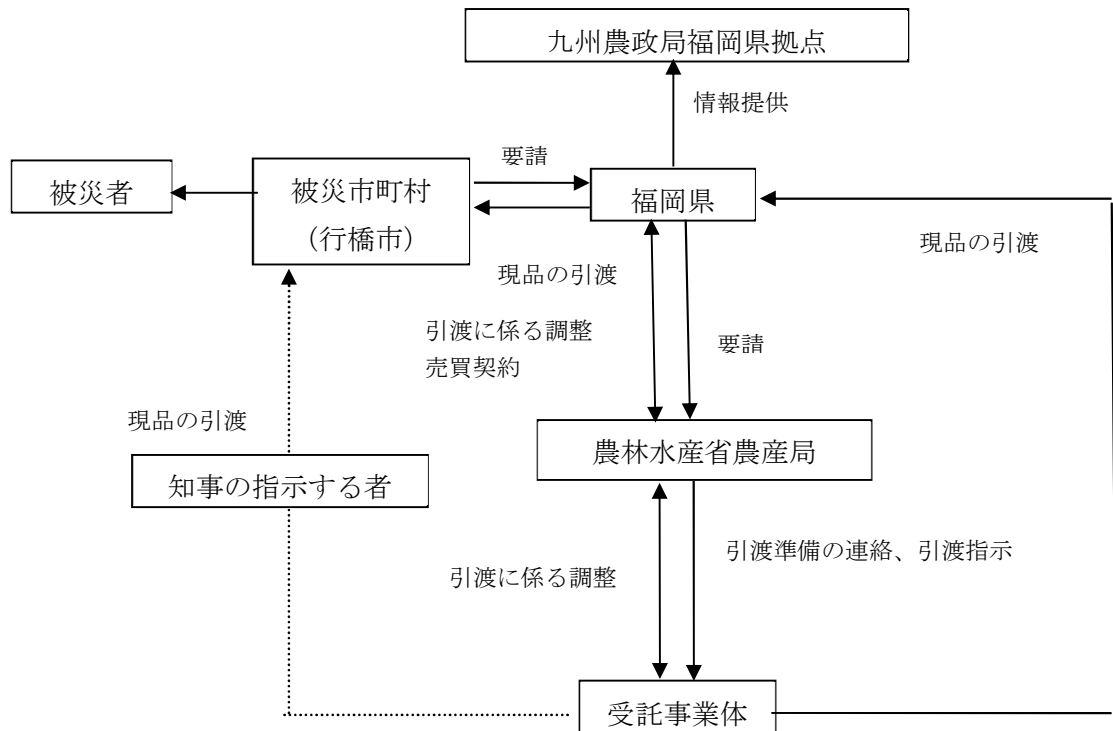
◆供給品目

- | |
|--|
| (1) 主食；炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等 |
| (2) 副食；即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等 |
| (3) その他；高齢者や乳幼児等、避難行動要支援者のニーズに配慮した食品 |

(2) 県等からの米穀等の調達

農林水産班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要な場合は、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡県拠点又は倉庫の責任者から調達する。

米穀の配給経路は以下のとおりとする。



(3) 応急食料の緊急措置

市は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、福岡県拠点長、又は、政府所有の食料を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しの手続きをとる。

(4) 協定による応援を要請

必要な食料の確保と供給ができない場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や周辺市町村に対し応援を要請する。

なお、県はコンビニエンスストア事業者や食料製造業者等と災害時における食料等の調達に関する協力協定を結んでいることから、県の協力を得てこれを活用する。

第3 食料の輸送、配分及び保管

1 食料の輸送等

食料の輸送及び保管については、防災食育センターを除き調達業者に依頼することとし、輸送・保管計画に基づき実施する。

食料品業者が指定地まで食料を輸送できない場合や物資集積拠点に到着した食料については、防災班が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。職員及び公有車による輸送は原則として行わない。

※調達先は極力一括要請とする。

2 食料の配分

食料は、原則として指定避難所で供給する。避難所責任者は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

(1) 配給基準

配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 福岡県拠点長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

(2) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は農林水産班及び社会教育班が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

3 調達・援助された食料の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

農林水産班及び社会教育班は調達した食料の保管等が必要な場合は、調達又は援助された食料の受入れ(集積)、配給を行うため、災害援助物資の輸送拠点整備や各避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第4 炊き出しの実施

1 炊き出しの実施

市は、炊き出しの必要を認めたときは、防災食育センターを稼働させる。

商業観光班は、必要に応じて自主防災組織、日本赤十字奉仕団、保育園等の調理員、ボランティア、自衛隊等に応援協力を求めて炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

- (1) 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- (2) 炊き出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は商業観光班が行う。
- (3) 炊き出し施設は、防災食育センターを中心に可能な限り既存の施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。
- (4) 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。
- (5) 炊き出しにあたっては、常に食料の衛生管理に留意する。
- (6) 炊き出し、その他による食料の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

3 炊き出しの期間

炊き出しの期間は、市が災害対策本部を設置している期間及びこれに準じるものとして市長が指定する期間とする。なお、災害救助法の適用を受けた場合は、災害発生の日から7日以内(期間延長あり)とする。

4 市民等へ要請

市民に対して以下のような対応を要請する。

- (1) 原則として発災後の2～3日間は、避難所に受入れされた以外の市民については、市民自身が備蓄している食料で対応する。
- (2) 被害の状況によっては、避難生活が長期間にわたることとなる。被災者に対する炊き出しや食料物資の支給活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織は自ら炊き出しを実施するほか、市が実施する食料物資の配布活動に協力する。

第5 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法

1 給与の対象

- (1) 指定避難所に受入れられた者
- (2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市町村長が給与の必要と認めた者

2 給与の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め、農林水産省農産局長に通知するとともに市長にこの旨通知する。
- (3) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第12節 生活必需品等の供給

市は、大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 方針	産業振興部商業観光班	・生活必需品等の供給の基本的な考え方の習熟
第2 生活必需品の調達、供給	産業振興部商業観光班	・生活必需品の需要把握、生活必需品の調達
	福祉部災害支援班	・生活必需品の配給
第3 救援物資の受入れ等	福祉部災害支援班	・救援物資の受入れ、仕分け、保管、輸送、物資の配布
第4 救助法で定める基準	福祉部災害支援班	・救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法の習熟

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 供給当初は、市において備蓄されている物資を配布することとするが、落ち着いてきた段階では協定業者から生活必需物資を調達し配布する。
 協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は災害対策要員の確保という観点から、緊急又は物資の管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。
- (3) 市民等においては以下のように対応する。
 - 1) 2～3日間は、可能な限り、住民自身が備蓄している生活必需品等で対応する。
 - 2) 在宅の要配慮者への生活必需品等の配送等は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- (5) 救援物資（義援品）の取り扱いについては、本編 第4部 第3章 第6節「義援金品の受付及び配分等」に準ずる。
- (6) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。

◆供給対象者

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）を受けた者 (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者 (3) 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 |
|--|

◆生活必需品等の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
- (4) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (5) 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、歯磨等、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、乾電池）
- (8) 生理用品
- (9) その他

第2 生活必需品の調達、供給

1 需要の把握

商業観光班は、生活物資の需要について、食料と同様に、情報を把握し、対応を行う。

2 生活必需品の調達

衣料生活必需物資は、市が一括購入、又は備蓄物資から災害支援班が主体となって被災者へ分配する。

なお、地域内だけの業者だけでは不足する場合は、協定を締結している市町村広域災害ネットワークや民間事業所、また県や日本赤十字社福岡県支部に応援を要請する。

3 生活物資の輸送

商業観光班は、（原則として）調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、職員による直接的な調達・配送活動は管理上必要な場合を除いて最小限にとどめる。

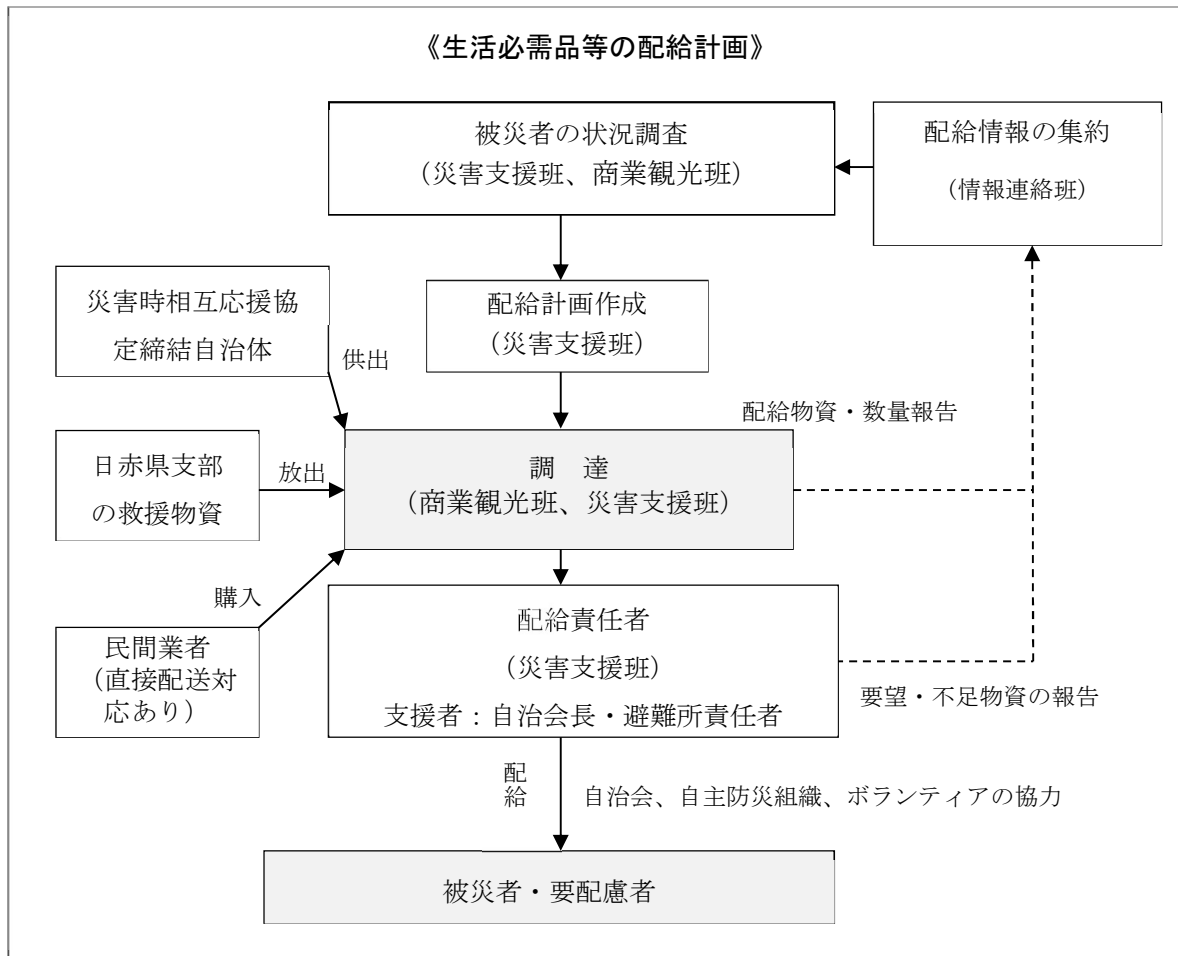
4 配給方法

配給は災害支援班が配給計画に基づき、区長や避難所担当者を通じて、自治会又はボランティア等の協力を得て分配する。

供給する物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活等について配慮する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要な場合は、原則として物資集配拠点でこれを行う。



第3 救援物資の受入れ等

災害支援班は、災害の状況により救援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部等関係機関と連携しながら、救援物資受入窓口を設置し、救援物資の募集及び受入れを行う。

1 受入れ

- (1) 関係機関と調整の上、事前に救援物資の(一時)保管先等を確保(指定)し、分配作業が円滑にできるよう努める。
- (2) 物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意する。

2 仕分け・保管・輸送

救援物資は、物資集配拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト(品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等)を確認する。

3 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第4 救助法で定める基準

1 給与の対象

- (1) 指定避難所に受入れられた者

- (2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市町村長が給与の必要と認めた者

2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (4) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

3 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し市町村長が分配する。

4 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

5 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第13節 交通対策の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者及び第七管区海上保安本部等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置	総務部防災班	・災害発生時の自動車運転者の取るべき措置の周知
第2 陸上の交通対策	都市整備部土木班	・交通規制の実施、交通規制等の周知徹底、広報
第3 海上交通の規制	都市整備部土木班	・海上交通の規制の情報を収集、相互連絡

第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の対応をとる。

- 1 交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して道路外の場所に車両を移動させること。
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- 3 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

第2 陸上の交通対策

1 市の交通対策

(1) 実施責任者

交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、土木班が行う。

交通規制等の措置は、道路管理者（市道：土木班、県道：京築県土整備事務所、国道：北九州国道事務所）と行橋警察署長が連携し行う。

(2) 情報収集

土木班は、行橋警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

(3) 交通規制の実施

道路管理者及び警察署等は、次の区分により区間を定め道路通行を規制又は禁止し、関係機関との相互連携のもとで道路使用に関し適切な処置をとる。

土木班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、規制対象等を表示した標識等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置する。

緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難で

あるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

◆交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認める場合は、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	2) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認める場合は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認める場合で、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	1) 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認める場合は、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防吏員	1) 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	自衛官及び消防吏員
道路管理者	1) 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法(昭和27年法律第180号)第46条

(4) 交通規制等の周知徹底・広報

土木班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努めるとともに、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況、及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に連絡するとともに、住民、運転者等に周知徹底及び広報を図る。

2 警察（公安委員会）による交通規制等

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 緊急通行車両通行の確保等の的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対す

る協力要請並びに広域交通管制及び交通広報等による交通総量の抑制対策を実施する。

- (3) 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、市は災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急輸送路等から優先的に応急復旧を実施する。

(1) 緊急輸送路の確保

土木班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

(2) 道路の障害物の除去

土木班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要路線を優先して行う。

4 相互の連携・協力

市（土木班）は、行橋警察署等と連携し、次の事項について相互に連携・協力し、的確で円滑な災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて住民へ広報する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
(2) 緊急通行車両等の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊を要請する。
(3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。
(4) 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての連絡・通報をする。

5 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

道路管理者は通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 法令の定めに基づき、進入禁止道路標識や進入禁止バリケードの設置等の必要な措置を講ずる。
(2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる。

6 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第3 海上交通の規制

港湾管理者は海上並びに港湾施設にて災害が発生した場合には、第七管区海上保安本部（門司海上保安部）や港湾関係機関と連携し、次のような対策を実施する。

市は、これらの対策について必要に応じて協力する。

1 港湾管理者の責務

港湾管理者は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港等の港湾施設の使用を制限もしくは

は禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

2 相互連絡

第七管区海上保安本部と港湾管理者は、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずる際には緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

なお、市（土木班）は港湾管理者が実施する諸規制の情報を収集・整理し、必要に応じて関係住民へ周知する。

第14節 緊急輸送の実施

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 緊急輸送対策の実施	市民部輸送班	・災害対策要員等の緊急輸送
	総務部防災班	・緊急輸送の県への要請依頼
第2 緊急通行車両等の確認	市民部輸送班	・緊急通行車両等の確認申請手続
第3 輸送車両等の確保	市民部輸送班	・車両、燃料の確保、配車
第4 救助法で定める基準	市民部輸送班	・救助法で定める基準の習熟

第1 緊急輸送対策の実施

防災班及び輸送班は、指定避難所を開設した場合は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の指定避難所等へ搬送が必要な場合は、協定締結先の(公社)福岡県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

防災班は、道路不通により航空輸送が適切と判断される場合は、県にヘリコプターの出動を要請する。

1 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動にあたっては以下の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、おおむね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- 1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- 2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- 4) 後方医療機関へ搬送する傷病者等
- 5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

上記第1段階の続行

- 1) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- 2) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- 3) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階

上記第2段階の続行

- 1) 災害復旧に必要な人員、物資
- 2) 生活必需品

(4) その他関連措置

防災班は、その他緊急輸送対策として次の措置を行う。

- 1) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。
- 2) 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。
- 3) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

3 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 自動車輸送(2) 鉄道輸送(3) 人力輸送(4) 航空輸送(5) 海上輸送 |
|---|

4 県への要請依頼

防災班は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、緊急輸送手段としてヘリコプターによる緊急輸送を要請する。

第2 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両の申請手続

災害発生後、緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを証明する書類」、「自動車検査証(写)」を、県又は県公安委員会の次の担当部局に提出し、その許可を受ける。

- (1) 県
 - 1) 福岡県防災危機管理局
 - 2) 行橋農林事務所
- (2) 県公安委員会
 - 1) 県警察本部交通規制課
 - 2) 車両の使用の本拠(位置)を管轄する各警察署交通課

【資料編3-19】緊急通行車両事前届出書

【資料編3-20】緊急通行車両通行標章

【資料編 -21】緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章(様式第1号)及び緊急通行車両確認証明書(様式第2号)を交付する。

3 災害発生時の事前届出車両の措置

本編 第2部 第3章 第9節「交通・輸送体制の整備」に基づき、事前届出がなされている車両に関しては、県公安委員会は確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

4 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第3 輸送車両等の確保

市（財政班）は、以下のとおり車両等を確保するほか、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

1 市有車両、燃料等の確保

- (1) 公用車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。
- (2) 公用車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

◆車両、燃料の調達

区 分	内 容
公用車両の把握	・ 調達可能な公用車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	・ 公用車両で対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	・ 各班の公用車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

2 市有車以外の車両等の確保

財政班は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員、物資品名又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要な事項

3 配車

- (1) 各班は、車両等を必要とするときは、財政班に配車を要請する。
- (2) 財政班は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し要請者に通知する。
- (3) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

第4 救助法で定める基準

1 輸送の範囲及び期間

災害救助法における輸送の範囲及び期間は次のとおりである。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水

- (5) 救助用物資
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く。）

原則として、当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目毎の救助の期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）には、その救助に伴った輸送の期間も自動的に延長される。

2 費用の限度

災害救助法に基づく輸送費用の限度については、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される

第15節 保健衛生、防疫、環境対策

市は、被災地域における感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 保健衛生	福祉部救護保健班	・健康調査、健康相談、避難所や応急仮設住宅での衛生管理、栄養調査、食品の衛生対策 愛護動物の救護等の実施、心のケア対策
	教育部教育班	・児童、生徒等のメンタルケア
	環境水道部下水道班	・被災地における愛護動物の保護等
第2 防疫	福祉部救護保健班 環境水道部下水道班	・防疫活動の実施
第3 家畜防疫対策	産業振興部農林水産班	・災害時における防疫
第4 環境対策	環境水道部環境班	・有害物質の漏出等環境対策

第1 保健衛生

1 健康・栄養相談の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。

(1) 健康相談の実施

救護保健班は、京築保健福祉環境事務所と連携して保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行い、被災者の健康維持に向けた対応を行う。

- 1) 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- 2) 指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- 3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- 4) メンタルケア（心のケア）の実施
- 5) 健康状態を把握するための調査

(2) 栄養相談の実施

救護保健班は、京築保健福祉環境事務所と連携し、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- 1) 要配慮者に対する栄養指導
- 2) 指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- 3) 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2 避難所や応急仮設住宅での衛生管理

救護保健班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、あわせて指定避難所の衛生管理を行うよう指導する。

◆避難所の衛生指導

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) トイレの清掃・消毒 (2) 避難所居住スペースの清掃 |
|---|

- (3) 手洗い、うがい等の励行
- (4) 食品の衛生管理
- (5) ごみ置き場の清掃・消毒

3 心のケア

(1) 支援活動の実施

救護保健班は、災害時に被災者や防災活動従事者の災害のストレスによって生じた精神的問題に対応するため、必要に応じて、精神科医師、看護師等で編成される災害派遣精神医療チーム（以下、「DPAT」という。）の派遣を要請し、精神的不安解消の対策を行う。

(2) 児童・生徒等のメンタルケア

教育班及び学校長等は、被災児童・生徒等の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、京築保健福祉環境事務所等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

4 食品の衛生対策

救護保健班は、京築保健福祉環境事務所と連携して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

5 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題も生じる事が予想される。

市(下水道班)は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の救護を以下のように行う。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛玩動物の保護を行う。

- 1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- 5) 愛護動物に関する相談の実施 等

(2) 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

下水道班は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うとともに、以下に示す事項について京築保健福祉環境事務所の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握、及び資材の提供、獣医師の派遣等
- 2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3) 他県、他市町村への連絡調整及び要請

第2 防疫

1 方針

市及び京築保健福祉環境事務所は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、救護保健班と下水道班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。

さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、救護保健班は、防災班及び関係各班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

2 防疫活動の実施体制

(1) 感染症の予防

下水道班は、京築保健福祉環境事務所の協力を得て、防疫班及び調査班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

救護保健班は、京築保健福祉環境事務所、京都医師会と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離受入れなど適切な予防措置を講じるための検病調査を実施する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

(2) 防疫班及び調査班の編成

班の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

区 分	機 関	活 動 内 容	編成基準	
防疫班	行橋市 (下水道班・救護保健班)	消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動	担当員 助手(事務)	2～3名 1～2名
調査班		感染症の予防及び応急対策活動のための一般的な健康状態の把握	保健師(看護師) 事務	2～3名 1～2名

3 感染症発生時の対応

(1) 実施方法

- 1) 救護保健班は、感染症の患者等が発生又は病原体保有者が発生したとき、又は被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、速やかに京築保健福祉環境事務所に連絡するとともに、連携の上、必要な対策を行う。
- 2) 京築保健福祉環境事務所は、救護保健班の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- 3) 京築保健福祉環境事務所は、感染症指定医療機関等の受入れ先を確保し、搬送する。

◆調査活動

目 的	方 法	留 意 点
住民の健康状態の把握	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症患者の把握	健康診断（必要に応じ京築保健福祉環境事務所が実施）	

◆行橋市周辺における第一種・第二種感染症治療機関

医療機関名	住所	電話番号	病床数	
			第一種	第二種
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	(093)541-1831	—	16
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	(092)943-2331	2	10
田川市立病院	福岡県田川市大字楠 1700 番地 2	(0947)44-2100	—	8

(2) 調査の重点

浸水地域等における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

(3) 臨時予防接種の実施

臨時予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定に基づいて、県知事の指示により臨時予防接種を実施する。

4 防疫活動

(1) 市の災害防疫業務内容

市は、県知事の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

◆市の行うべき災害防疫業務

1) 予防教育及び広報活動の強化
2) 消毒等の実施
3) ねずみ族、昆虫等の駆除
4) 生活用水の使用制限及び供給等
5) 避難所の衛生管理及び防疫指導
6) 臨時予防接種の実施

(2) 消毒方法

下水道班が実施する防疫活動については、次の通りとする。病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所については、感染症法第27条第2項の規定に基づいて、県知事の指示により消毒を実施する。

対象	消毒場所	消毒方法等
飲料水	井戸	次亜塩素酸ナトリウムの投入 【留意点】 ①濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認して飲用に使用する。 ②安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸して使用する。
	上水道	塩素消毒の実施
屋内		泥、ごみ等を排除し、水洗いした後、塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（台所用漂白剤など）により清拭する。
屋外		泥、ごみ等を排除のうえ、水洗いした後にクレゾール石けん液や消石灰を散布するほか、状況に応じて塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）等を散布する。

対 象	消毒場所	消 毒 方 法 等
便槽、浄化槽	便 槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

(3) ライフライン寸断時の対応

- 1) アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
- 2) 手洗い用水（ペットボトル）の配布
- 3) 紙タオル、ウェットティッシュを温め、体の清拭に使用

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

下水道班は、県知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症法第28条に基づいて、県知事の指示によりそれらの駆除を行う。

(5) 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

指定避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を緊急的に受入れするため衛生状態が悪くなり、感染症発症・発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。また、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導を徹底する。

◆避難所における防疫指導

- 1) 指定避難所の清掃、消毒方法
- 2) 避難者に対する健康調査の把握
- 3) 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 4) 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 5) 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 6) 指定避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- 7) トイレの清掃
- 8) 簡易トイレの設置
- 9) 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

5 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から緊急購入して調達する。

6 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、市長が県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

7 市に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、感染症の発生及びまん延を防止する上で必要であると認めたときは、感染症法に基づき、その範囲及び期間等を定めて、市長に対し次の事項について指示又は制限を行うことができる。

◆市に対する指示及び制限

- (1) 消毒の指示
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除の指示
- (3) 物件に係る消毒の指示
- (4) 生活用水の使用制限及び供給の指示

8 災害防疫完了後の措置

市（下水道班）は、県知事の指示により消毒等の災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ記録する。また、県知事が別に定める日までに、災害防疫完了報告書を京築保健福祉環境事務所経由にて知事に提出する。

- (1) 災害状況報告書（任意）
- (2) 災害防疫活動状況報告書（任意）
- (3) 福岡県感染症予防費県負担金交付申請書

第3 家畜防疫対策

1 家畜防疫対策方針

市は県と協力し、災害時における家畜伝染病予防法等に基づいた家畜伝染性疾病に対する発生予防と家畜損耗の防止に努める。

2 家畜の防疫

市（農林水産班）は、県が実施する次の諸対策に協力して家畜防疫対策に努める。

- (1) 県は家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者に対して清掃・消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう命じ、家畜の伝染性疾病の発生予防に努める。
- (2) 県は家畜伝染病の予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- (3) 県は患畜等が発生したときには家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、移動の制限並びに殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努める。市は家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

(4) 家畜の診察

家畜防疫組織のみで診療を完遂することが不可能な場合又は不適當であると認められる場合には、被災地域外からの応援を求め、被災地区の家畜保健衛生所及び県でその実施計画を策定し、迅速な診療体制を確立する。

(5) 飼料対策

県は飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料製造及び販売業者に対して、飼料の確保及び供給の斡旋を行う。

第4 環境対策

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

市（環境班）は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第16節 要配慮者の支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、きめ細かな支援策を総合的に講ずる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	福祉部災害支援班	・災害により新たに発生した要配慮者に関する対策
第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策	福祉部災害支援班	・安全確保、安否確認 ・指定避難所や在宅の要配慮者等への支援 ・福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送 ・福祉仮設住宅での支援
	都市整備部建築班	・福祉仮設住宅の供給
第3 避難対策	福祉部災害支援班 ほか関係各班	・要配慮者等を考慮した避難対策の実施
第4 生活の場の確保	福祉部災害支援班	・福祉住宅等の確保支援
第5 外国人等の支援対策	市民部相談班 産業振興部商業観光班	・災害時の外国人、旅行者への支援活動

第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であるため、市は、以下の点に留意しながら要配慮対策を実施する。

1 要配慮者に対する的確なサービス提供

災害支援班は、要配慮者を把握した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

- 1) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 3) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

2 要配慮者の把握調査

市は、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努める。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対

して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

- 3 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- 4 指定避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- 5 被災した高齢者及び障がい者の生活確保に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- 6 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- 7 指定避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 避難対策

要配慮者等の避難対策は、本部 第2章「災害応急対策活動」第4節「第8 要配慮者等を考慮した避難対策」の定めによる。

第4 生活の場の確保

生活の場の住宅の確保は、本部 第2章 第2.1節「住宅の確保」に準ずるほか、市は県と協力して、以下により、高齢者、障がい者等の生活の場を速やかに確保する。

1 福祉仮設住宅の供給

建築班は、災害支援班と連携し、県と協議のうえ必要があると認める場合は、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。建設、供給においては、次の点に留意する。

◆留意点

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討(2) 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮 |
|--|

2 福祉仮設住宅での支援

災害支援班は、京築保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

◆福祉仮設住宅での支援内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営(2) 福祉仮設住宅の居住環境の向上(3) 健康診断、心のケア対策の実施(4) 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談(5) ホームヘルパーの派遣等 |
|---|

第5 外国人等の支援対策

1 外国人の支援対策

市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

(1) 外国人への情報提供

相談班は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

(2) 通訳・翻訳ボランティア制度の活用

相談班は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、県の国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアの派遣を、必要に応じて、県に要請する。

また、県は、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県内の通訳団体や国際交流団体、大学等に通訳者の派遣を要請する。

(3) 国際交流専門員の派遣

相談班は、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて、県に国際交流専門員の派遣等を要請する。

2 旅行者への対策

商業観光班は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第17節 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。

回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 安否情報の提供	市民部相談班	・安否情報の提供

第1 安否情報の提供

相談班は、災害発生後、安否情報について、速やかに被災者等からの相談、問い合わせ、要望等に対応するための総合的な窓口を設置し、全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

1 情報収集

- (1) 必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求める。
- (2) 被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用する。

2 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- (1) 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- (3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

3 照会手順

- (1) 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - 1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - 3) 照会をする理由
- (2) 照会者は(1) 1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市長が適当と認める方法による。

4 提供できる情報

相談班は、照会者の分類により、以下の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 全国避難者情報システムの活用

相談班は、「全国避難者情報システム」を活用し、他市町村等に避難した者の安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第18節 遺体の搜索、収容及び火葬

災害により死者、行方不明者が生じた場合は、市は、防災関係機関等の協力を得て、これらの搜索及び遺体収容又は火葬を速やかに行い、民心の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 遺体の搜索	消防部消防班	・遺体の搜索
第2 遺体の調査、身元確認	環境水道部環境班	・遺体の調査、身元確認、処理
第3 遺体の安置、一時保存	環境水道部環境班	・遺体の安置、一時保存
第4 遺体の火葬	市民部相談班	・遺体の埋火葬許可
	環境水道部環境班	・遺体の火葬・埋葬
第5 救助法で定める基準	環境水道部環境班	・救助法で定める遺体の埋葬等基準の習熟

第1 遺体の搜索

1 陸上における搜索

消防班は、陸上にあつては警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに警察や医師の検視並びに検案を依頼して収容する。

2 海上における搜索

消防班は、海上にあつては第七管区海上保安本部及び警察等の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに警察や医師の検視並びに検案を依頼して収容する

3 搜索に必要な資機材の整備

市は、震災被害等により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- (1) 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等搜索用資機材
- (2) 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- (3) エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- (4) トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

第2 遺体の調査、身元確認

1 行橋警察署

- (1) 遺体の調査、身元確認等を、医師等の協力を得て行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。
- (2) 遺体の調査にあつては、DNA型鑑定資料の採取、指紋の採取、写真撮影等を行い、身元が明らかになったときは、遺体を遺族に引き渡す。
- (3) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項、戸籍法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市長に引き渡す。

2 市

- (1) 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- (2) 環境班は、調査及び医学的検査を終了し市に引き渡された遺体を、医師会等の応援を得て遺体

識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

【資料編 3-22】様式 遺体処理台帳

3 遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

環境班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

- (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第3 遺体の安置、一時保存

1 納棺用品等の確保

環境班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 遺体の安置、一時保存

- (1) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬や火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所(寺院などの施設の利用又は寺院、火葬場等の敷地内に安置場所を仮設して対応する)に一旦安置し、埋葬や火葬等の処置を完了するまで一時保存する。なお、一時保存にあたっては火葬の処置をするまでの間ドライアイスを補給する等、適切な処置に努める。
- (2) 環境班は遺体の安置場所について、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。
- (3) 市は、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合は、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営に協力を依頼する。

【資料編 3-23】遺体の一時保存所の設置予定場所

第4 遺体の火葬

1 埋火葬許可書

遺体の埋火葬許可書は、相談班で発行する。

2 火葬の実施

(1) 火葬の実施体制の確保

環境班は、火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害により死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族が判明しない等の場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

なお、市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対し県を通じて応援要請を行う。

- 1) 火葬場の被災状況の把握
- 2) 死亡者数の把握
- 3) 火葬相談窓口の設置
- 4) 死体安置所の確保
- 5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- 6) 死体搬送体制の確保
- 7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- 8) 火葬用燃料の確保

(2) 火葬に際しての留意点

1) 身元不明の遺体措置

- ア 身元不明の遺体については、火葬前に警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- イ 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき取り扱う。
- ウ 火葬後の遺骨及び遺品については保管する。

2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品もしくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備・保存する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 火葬費支出関係証拠書類

(3) 埋葬処理施設

施設名	所在地	炉数	TEL
やすらぎ苑	行橋市上稗田 1200-1	5	(0930) 22-2450

3 安置所の相談窓口

環境班は、遺体の火葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

4 車両、必要資材の確保

遺体の収容・埋葬あるいは火葬等に必要車両や資機材は、市内関係業者や関係機関の協力を得て、環境班、京築保健福祉環境事務所等で確保する。

第5 救助法で定める基準

1 搜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から、既に死亡していると推定される者。

(2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(4) 搜索の方法

知事又は知事により搜索を行うこととされた市町村長が警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視（見分）及び対策

(1) 遺体の検視（見分）

前記第2 「遺体の調査、身元確認」の処理に同じ。

(2) 遺体の対策

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの対策を行う。

(3) 対策の内容

- 1) 遺体の洗浄、縫合、消毒
- 2) 遺体の一時保存
- 3) 検案

(4) 対策の方法

- 1) 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた市町村長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- 2) 遺族が遺体の対策を行う場合は、遺体の対策に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(6) 対策の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

3 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

- 1) 災害時の混乱の際に死亡した者。
- 2) 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき。

(2) 埋葬の方法

棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第19節 障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家又はその周辺に流入した土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路や河川等の障害物の除去を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 障害物の除去実施者	都市整備土木班 産業振興部農林水産班	・道路、河川、水路、港湾にある障害物の除去
	都市整備部建築班	・住家又は周辺に運ばれた障害物の除去
第2 障害物除去の対象	都市整備部土木班 都市整備部建築班 産業振興部農林水産班	・障害物除去の対象及び条件の習熟
第3 障害物除去	都市整備部土木班 産業振興部農林水産班	・道路、河川、水路、港湾にある障害物の除去
	都市整備部建築班	・住家又は周辺に運ばれた障害物の除去
第4 救助法に基づく措置	都市整備部土木班 都市整備部建築班 産業振興部農林水産班	・救助法で定める障害物除去基準の習熟

第1 障害物の除去実施者

- 1 山(がけ)崩れ、土石流、地すべり並びに河川はん濫や内水はん濫等の浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- 2 道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が行う。
- 3 市は、管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、市が緊急的に障害物を除去する。
- 4 市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

◆障害物の除去実施者

障害物	担当
住家又は周辺に運ばれた障害物	建築班、施設管理者
道路、河川、水路、港湾にある障害物	土木班、農林水産班、施設管理者

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象及び条件は、おおむね次のとおりとする。

◆障害物除去の対象

1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
2 河川はん濫（内水はん濫）、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
3 緊急な応急措置の実施のために除去を必要とする場合
4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

◆建物関係の障害物除去の条件

- 1 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 2 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 3 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 4 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 5 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

第3 障害物除去

1 除去の方法

- (1) 市(土木班、農林水産班、建築班)は、自らの組織、労力等を用い、又は協定を結んでいる建設業者で組織した災害時応急対策活動応援協力団体等の協力を得て、障害物除去を速やかに行う。
- (2) 障害物除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮して行う。

2 資機材、人員の確保

平常時からスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

3 除去した障害物の集積場所

- (1) 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 二次的な火災延焼等のおそれがない場所又は環境衛生の面から地域に悪影響を与えない場所を選定する。
- (4) 盗難の危険のない場所を選定する。
- (5) 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

4 除去した障害物の処理

除去した障害物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設や不燃物処理施設に再搬送して処理する。

第4 救助法に基づく措置

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2 除去の方法

救助の実施機関である知事(救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市町村長)が実施する。

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第20節 文教対策の実施

市は、災害の発生時における児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、教育施設の応急復旧、教科書や学用品の応急処置等の措置を講ずる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 指定避難所としての学校の役割	教育部教育班	・学校教育と指定避難所の運営の棲み分け連携
第2 児童・生徒等の安全の確保	教育部教育班	・児童、生徒、学童の安全確保、安否確認
第3 教育の実施	教育部教育班	・施設、職員等の確保・応急教育 ・学用品の調達及び給与
	教育部社会教育班	・学校給食の措置
第4 保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認	福祉部災害支援班	・保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認
第5 文化財対策	教育部社会教育班	・文化財の応急対策

第1 指定避難所としての学校の役割

教育班（市教育委員会）は、学校が指定避難所となる場合、学校教育と指定避難所の運営の棲み分け連携に努める。

教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

第2 児童・生徒等の安全の確保

1 在校園時の安全確保

学校、幼稚園、保育園（以下、校園という。）等の校園長は、大規模災害が発生した場合、市長等が避難情報の発令を行った場合等においては、児童・生徒等の安全の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

（1）災害発生直後の対応

- 1) 災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童・生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
- 2) 災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

（2）校園外活動時の対応

遠足等校園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに校長等へ状況を報告する。

2 登下校時の安全確保

登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校園内の児童・生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童・生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校園内保護を行う。

4 安否の確認

教育班及び災害支援班は、災害が発生した場合は、校園長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市へ疎開した場合は、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

5 校園長の措置

教育班（市教育委員会）及び災害支援班は、授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう校園長へ指導助言を行う。

(1) 事前準備

- 1) 校園長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- 2) 校園長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項に留意しなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止すること。
 - イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認。
 - ウ 教育班（市教育委員会）及び災害支援班、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。
 - エ 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知。
 - オ 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認。

(2) 災害時の体制

- 1) 校園長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- 2) 校園長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育班（市教育委員会）及び災害支援班と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- 3) 校園長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- 4) 応急教育計画については、教育班（市教育委員会）及び災害支援班に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

- 1) 校園長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し教育班（市教育委員会）及び災害支援班と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- 2) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処

理、通学路の点検整備については、校園長は関係機関の援助等により処置する。

3) 疎開した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

4) 災害の推移を把握し、教育班（市教育委員会）及び災害支援班と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

第3 教育の実施

1 施設、職員等の確保

(1) 施設の応急整備

災害により被害を受けた学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

1) 学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、教育班（市教育委員会）において応急復旧工事を実施する。

2) 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、教育班（市教育委員会）は、次の応急教育の予定場所等の確保を図る。

◆応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けた場合	・被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ・二部授業の実施
施設の全部が被害を受けた場合	・公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	・被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ・応急仮設校舎の設置

(2) 教育実施者の確保

災害発生時に教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

災害発生時における教職員の被害状況について、市教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して県教育委員会へその旨を報告するとともに、教職員が被災した状況に応じて、速やかに次の措置を講ずるように県教育委員会に対して要請を行う。

1) 条例定数範囲内にて、できる限りの教職員補充を行う。

2) 被災学校以外の学校教職員を被災学校に兼任するように措置する。

3) 必要に応じ、臨時講師等の配置を行う。

4) 上記1)～3)の措置によってもなお教職員の補充が十分でないとは判断されるときには、さしあたり被災地以外の県教育委員会の事務局、教育センター等に勤務する教職員を被災学校へ臨時派遣するような措置を講ずる。

2 就学援助に関する措置

教育班（市教育委員会）は、児童・生徒等の学用品に被害があった場合は、次により援助又は救護を行う。

◆教科書、学用品等の調達、配給方法

教科書、文房具、通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

3 学校給食の応急措置

校長は、災害の発生により、学校給食施設・設備、物資等が被災し給食の実施が困難な場合には、教育班に報告し、協議し、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
- (3) 指定避難所として使用されている学校については、その給食施設は罹災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意すること。
- (4) 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。

4 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策については、校長及び教育班（市教育委員会）は、京築保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

5 被災児童生徒へのメンタルケア

教育班（市教育委員会）、校長、教職員は、京築保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

6 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

住家の全焼、全壊、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒

(2) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

(3) 費用の限度

支援の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

第4 保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認

保育園児、幼稚園児の安全確保、安否確認は、本節「第2 児童・生徒等の安全の確保」の定めに基づき行う。

第5 文化財対策

社会教育班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があった場合は、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第21節 住宅の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活をするようになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならない。このため、市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 空き家住宅の活用	都市整備部建築班	・公営住宅、存住宅ストックの活用
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設	都市整備部建築班	・応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設
第3 被災住宅の応急修理	都市整備部建築班	・被災住宅の応急修理
第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）	都市整備部建築班	・住宅等に流入した土石等の除去
第5 公営住宅の修繕・建設	都市整備部建築班	・公営住宅の修繕・建設
第6 被災住宅に対する融資	福祉部災害支援班	・被災住宅に対する融資

第1 空き家住宅の活用

1 公営住宅等の活用

- (1) 建築班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

◆空き家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

- (2) 災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。
- (3) 市営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害市営住宅を建設する。

2 存住宅ストックの活用

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、市に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、市は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用されない場合の災害において、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設に関

する計画の策定と実施は市長が行う。

- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設は知事が行うが、知事により救助事務を委任された場合、又は知事の実施を待つことができない場合は、市長の指示のもと実施する。

2 需要の把握

建築班は、防災班及び災害支援班と連携して、被害調査の結果により応急仮設住宅（建設型応急住宅）の概数を把握する。

また、仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は指定避難所にて受け付ける。

3 用地の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

4 応急仮設住宅の建設

建築班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、建設業者関係団体等の協力を得て建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様には、十分配慮する。

5 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用された場合は、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

6 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

7 着工期間

着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。（特別基準）

8 対象者

応急仮設住宅（建設型応急住宅）への入居資格は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市が入居者を選定する。

なお、この場合、以下の点にも留意する。

- (1) 入居決定にあたっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。
- (2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

9 応急仮設住宅の管理

建築班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の管理を行う。

10 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市の計画に基づき市長の指示のもと実施する。

2 応急修理の対象者

応急修理を行う実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

◆対象者

- | |
|--|
| (1) 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者 |
| (2) 自らの資力では、住家の修理ができない者 |

3 応急修理

(1) 応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施する。

(2) 建築業者の不足や建築資機材の調達が困難である場合は、県に対し斡旋及び調達を依頼する。

(3) 建築班は、災害救助法が適用されない場合において、必要と認める場合は、居室、炊事場、便所などの日常生活に不可欠な部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

4 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者の住宅に関する相談等を行う。

建築班は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置し、被災者への適切な対応を図る。

第4 住宅等に流入した土石等の除去(住宅障害物の除去)

1 実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、建築班が行う。

2 障害物除去の方法

建築班は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する

(1) 障害物除去は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し行う。

3 救助法で定める基準

(1) 障害物除去の対象

- 1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること
- 2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること
- 4) 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること
- 5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

(2) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第5 公営住宅の修繕・建設

1 公営住宅の修繕・供給促進

市（建築班）は、損壊した市営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市（建築班）が主体となり建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設・維持管理する。

第6 被災住宅に対する融資

規模災害（災害救助法の適用を受ける程度の大きな災害）によって住宅に被害を受けた者は、次により、住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を受けることができる。

1. 建設の場合

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金又は購入資金の融資を受けることができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

（1）融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650 万円	510 万円	970 万円	440 万円

（2）融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

（3）最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木造（耐久性）	木造（一般）
35 年	35 年	35 年	25 年

2 購入の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

（1）融資金の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2,620 万円	510 万円
リ・ユース住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅	2,320 万円	
	リ・ユースマンション		
	リ・ユースプラス住宅	2,620 万円	
リ・ユースプラスマンション			

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35年	35年	35年	25年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラス住宅	リ・ユース住宅
リ・ユースプラスマンション	リ・ユースマンション
35年	25年

3 補修の場合

市から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。なお、門や塀だけが損壊した場合にも、融資が受けられることとなっている。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	730万円	440万円	440万円

(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

20年

※ 上記融資概要は、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

【資料編 3-6】福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

第22節 災害廃棄物等の処理

市は、大規模な災害発生時には、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 ごみ処理	環境水道部環境班	・生活ごみ及び粗大ごみの収集、処理
第2 し尿処理	環境水道部環境班	・し尿の処理、仮設トイレの設置
第3 がれき等の処理	環境水道部環境班	・がれき等の処理
第4 その他の障害物等の処理	環境水道部環境班	・死亡獣畜処理
	都市整備部土木班	・河川、道路等に残る障害物の処理
	産業振興部農林水産班	・漁港等に残る障害物の処理

第1 ごみ処理

市(環境班)は必要な清掃車を確保し、災害によって一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という)を収集するとともに、収集したごみは焼却施設において焼却、もしくは分別等を行った上で再資源化する。なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

1 実施方法

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) 災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、環境班が清掃部隊を編成し、集積所や公園等の公共的な場所(仮置場)において飛散しないようブルーシート等で覆うなど仮置きし、委託業者と連携して収集処理にあたる。なお、清掃部隊の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。

収集したごみは、「みやこ処理場」にて中間処理した後、北九州市に運搬して焼却処理する。ただし、焼却処分が困難な場合には、必要に応じ関係団体等と協議又は調整し、環境保全上支障のない方法で処分を行う。

また、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

◆留意点

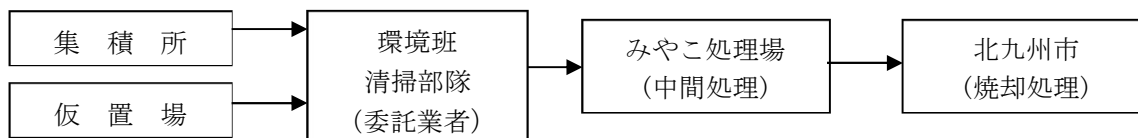
- 1) 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 2) 世帯及び指定避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 3) 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 4) 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 5) 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 6) 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 7) 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
- 8) ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

◆清掃部隊の編成例

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1班あたり)

◆ごみの収集処理系統



◆ごみ処理施設

施設名	所在地	TEL
みやこ処理場	行橋市大字西谷 477	(0930)23-0664

(3) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(4) 短期間での焼却処分や最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図るとともに、仮置場の管理にあたっては衛生上十分配慮する。

2 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- (1) ごみの収集処理方針の周知
- (2) ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。自宅での生ごみの堆肥化处理等への協力等の要請）
- (3) ごみの分別への協力要請

第2 し尿処理

環境班は、災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図り、発生するし尿を適正に処理する。

1 実施方法

(1) 必要なし尿運搬車両を確保し、災害時に発生するし尿を収集するとともに、衛生管理を徹底するため、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。なお、し尿の収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令に準拠し実施する。

◆し尿処理施設

設置者	施設名	処理能力	所在地	TEL
行橋市	行橋市し尿処理施設音無苑	191kl/日	行橋市大字松原 651	(0930)24-5180

(2) 市単独で対応できない場合は、他市町村等の応援を得てし尿処理を実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

(3) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮して、仮設トイレや簡易トイレを調達し設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、これを調達できない場合は、他市町村、県に要請する。

なお、仮設トイレの機種選定にあたっては高齢者・障がい者等に配慮したもので、固結式や汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に調達し設置する。

(4) 浸水等による悪条件の地域や、指定避難所、仮設トイレ等の重要度や使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

(5) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等と呼びかける。

2 し尿の処理

環境班は、市の指定する許可業者と連携し、し尿の発生量を見積もり、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

◆し尿処理量

し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり 市街地：約 400 ㍓ 農漁村：約 500 ㍓
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t・4t車 約 10.8k ㍓ (2.7k ㍓×4回) ・所要人員：2人

第3 がれき等の処理

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難な場合や道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、環境班は、土木班と連携し、収集・処理を行う。

1 実施方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

◆がれき処理の方法

- (1) 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- (2) 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- (3) 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- (4) 木くずは、焼却処分とする。
- (5) コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- (6) 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- (7) 必要に応じ、事前に定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- (8) がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- (9) アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

(1) がれき等の発生量の見積もり

被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

災害廃棄物の見積もり量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市単独で処理が不可能な場合は、協定を結んでいる民間建設業者や県に応援を求め実施する。

(3) がれき等の仮置場及び搬送路の確保

短期間での災害廃棄物の焼却処分や最終処分が困難なときは、市有地等の適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

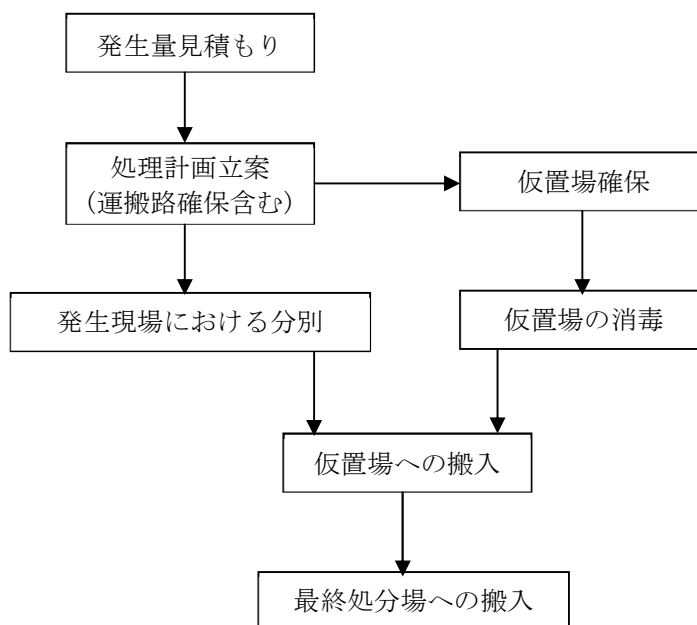
(4) がれき等発生現場における分別

原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) がれき等の仮置場への搬入

(6) 仮置場の消毒

(7) 最終処分場への搬入



(8) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。

- 1) がれき等の収集処理方針の周知
- 2) がれき等の分別への協力要請
- 3) 仮置場の周知
- 4) 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4 その他の障害物等の処理

1 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去

道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれの管理者が主体となり除去する。(本部 第2章 第19節「障害物の除去」参照)

2 死亡獣畜処理

環境班は、京築保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜は化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 一般通信施設の災害応急対策

災害時において、通信事業者は、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

市は各事業者が実施する災害応急対策について、これらと緊密に連携しつつ情報の共有を図り、市の災害応急対策に資するものとする。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 一般通信施設（西日本電信電話株式会社）	総務部防災班	・一般通信施設事業者の応急対策における連絡調整
第2 市の措置	総務部防災班	・一般通信施設事業者の非常通信措置について連絡調整、災害対本部等での情報共有
	総務部広報班	・一般通信施設事業者の非常通信措置の広報活動、方法について、住民への周知

第1 一般通信施設(西日本電信電話株式会社)

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話(株)「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- 2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- 4) 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- 5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイ

ヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

2 広報活動

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

3 応急措置

一般通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、西日本電信電話（株）福岡支店の実施計画の定めによる。

第2 市の措置

市は、西日本電信電話（株）福岡支店と連絡調整を行い、必要に応じ西日本電信電話（株）福岡支店が行う応急対策に協力する。

1 通信の非常そ通措置

防災班は、西日本電信電話（株）福岡支店が行う通信の非常通信措置について連絡調整を行い、災害対本部等での情報共有を図る。

2 広報活動

広報班は、西日本電信電話（株）福岡支店が行う通信の非常通信措置の広報活動、方法について、市民への周知に努める。

第24節 電気施設、ガス施設の災害応急対策

電気事業者、ガス事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 電気施設災害応急対策	総務部防災班	・電気施設事業者の応急対策における連絡調整
	総務部広報班	・電気施設災害の広報について、市民への周知
第2 液化石油ガス施設	総務部防災班	・液化石油ガス事業者の応急対策における連絡調整
	総務部広報班	・液化石油ガス販売事業者が行う二次災害防止措置の市民への周知

第1 電気施設災害応急対策

九州電力(株)、九州電力送配電(株)は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがある場合は、防災業務計画に基づき応急復旧対策を行う。

1 電気施設災害応急対策（九州電力(株)、九州電力送配電(株)）

(1) 電気施設災害広報

災害時における広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 電気施設災害応急対策

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については九州電力(株)、九州電力送配電(株)の防災業務計画の定めによる。

2 市の措置

災害時の九州電力(株)、九州電力送配電(株)との連絡調整は防災班が行い、必要に応じ九州電力(株)、九州電力送配電(株)が行う応急対策に協力する。

(1) 停電時における連絡

- 1) 市(防災班)は、災害時において停電又は電力施設の被害を知った場合は、直ちに九州電力(株)小倉営業所に連絡し、対策を協議する。
- 2) 停電又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに九州電力(株)又は市(防災班)に連絡する。

(2) 広報活動

広報班は、九州電力(株)、九州電力送配電(株)が行う電気施設災害の広報について、市民への周知に努める。

第2 液化石油ガス施設

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、応急対策を講じる。

1 応急対策

液化石油ガス設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(一社)福岡県エルピーガス協会の各支部の実施計画の定めによる。

なお、緊急対策の定めは次による。

(1) 情報の収集

- 1) テレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。
- 2) ガス製造設備、供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

(2) 広報

テレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

(3) 二次災害防止措置

ガスの漏えい等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。また、必要に応じて単位ブロック、統合ブロック単位での供給停止を行う。

2 市の措置

災害時の液化石油ガス販売事業者との連絡調整は防災班が行い、必要に応じ液化石油ガス販売事業者が行う応急対策に協力する。

(1) 停電時における連絡

- 1) 市（防災班）は、災害時においてガス施設の被害を知った場合は、直ちに（一社）福岡県エルピーガス協会の各支部に連絡し、対策を協議する。
- 2) ガス施設に被害があることを知った者は、速やかに（一社）福岡県エルピーガス協会の各支部又は市（防災班）に連絡する。

(2) 広報活動

広報班は、液化石油ガス販売事業者が行う二次災害防止措置の広報について、市民への周知に努める。

第25節 上水道、下水道施設の災害応急対策

市は、災害時において速やかに応急復旧活動を行い、給水、配水機能の維持、飲料水の確保を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 上水道施設災害応急対策	環境水道部上水道班	・上水道施設の応急対策
第2 下水道施設災害応急対策	環境水道部下水道班	・下水道施設の応急対策

第1 上水道施設災害応急対策

上水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止した場合は、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、被害がある場合には直ちに応急復旧を行う。

2 浄水施設

(1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように平常時から原水処理薬品類の備蓄を行う。

(2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3 送配水ポンプ施設

送配水のための自吸式ポンプ等を整備して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、速やかに配水ができるよう努める。

4 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、指定避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る管路を優先し、計画的な応急復旧を行う。

5 応急対策要員・資機材の確保

原則として災害対策本部水道班の人員・資機材にて対応するが、市のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、組合及び水道事業指定給水装置工事事業者等の協力を求める。

6 応急処置の内容

◆水道施設の応急措置内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止） (2) 取水・浄水・配水施設の防護 (3) 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合） (4) 利用者への損害状況、注意事項等の広報 (5) 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討） |
|---|

第2 下水道施設災害応急対策

下水道班は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

1 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針について早急に検討し対策を実施する。
- (2) 工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。
- (4) 市内下水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。必要に応じて他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

2 ポンプ場及び処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

◆下水処理施設の応急措置内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 汚水処理施設の防護2) 利用者への損害状況、注意事項等の広報3) 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整4) 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討） |
|---|

第26節 交通施設の災害応急対策

市は、交通施設が災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点をかんがみ、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 道路施設	都市整備部土木班	・市道施設の被害調査、応急対策
第2 鉄道施設	総務部防災班	・災害時の鉄道事業者との連絡調整

第1 道路施設

道路管理者（市道：都市整備部、県道：京築県土整備事務所、国道：北九州国道事務所）及び警察は、相互に連携・協力し、安全で円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講ずる。

- 1 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 2 道路上の放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- 3 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- 4 避難路については、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- 5 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。
- 6 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第2 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道株式会社（株）、平成筑豊鉄道（株））は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転等に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、それぞれが定める防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 広報活動

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表する。

2 応急措置

鉄道施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他列車運行を確保するため必要な応急措置については、九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道株式会社（株）、平成筑豊鉄道（株）の実施計画の定めによる。

3 市の措置

災害時の鉄道事業者（九州旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道株式会社（株）、平成筑豊鉄道（株））との連絡調整は防災班が行い、必要に応じ鉄道事業者が行う応急対策に協力する。

第27節 土砂災害の応急対策

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、市は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 市、県及び関係機関相互の情報連絡	総務部防災班 都市整備部土木班	・災害情報の関係機関との情報連絡
第2 警戒体制の確立	総務部防災班 都市整備部土木班	・土砂災害警戒体制の確立
第3 災害発生時の報告	総務部防災班	・土砂災害発生時の県への報告
第4 救助活動	総務部防災班 都市整備部土木班消 防部消防班	・土砂災害に係る救助活動

第1 市、県及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

市、県及び関係機関は、本章 第1節「防災気象情報等の伝達」及び第2節「被害情報等の収集伝達」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努め、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

市、県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、市は雨量測定を実施する。

第2 警戒体制の確立

防災班及び土木班は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。

1 急斜面崩壊危険地区の場合

(1) 第1次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ミリを越えたとき	当日の日雨量が80ミリを越えたとき	当日の日雨量が100ミリを越えたとき

- 1) 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- 2) 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- 3) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が80ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が100ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき

- 1) 第2次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- 2) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

2 土石流発生危険地区の場合（雨量の目安は1に準じる）

(1) 第1次警戒体制の場合

- 1) 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- 2) 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- 3) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制の場合

- 1) 第2次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- 2) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

3 他の危険地区の場合

- 1・2を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。

第3 災害発生時の報告

- 1 防災班は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（京築県土整備事務所及び県砂防課）に報告を行う。
- 2 防災班は、上記報告の他、本章 第2節「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

第4 救助活動

防災班及び消防班は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- 1 被災者の救出
- 2 倒壊家屋の除去
- 3 流出土砂・岩石の除去
- 4 救助資機材の調達
- 5 関係機関の応援体制

第28節 中高層建築物の災害応急対策

市に建築されている中高層建築物等の災害に対処するため、市並びに防災関係機関は、それぞれの災害態様に応じた警防体制の整備を図るとともに次の各種対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 消防本部	消防部消防班	・中高層建築物災害に係る消防活動
第2 警察	総務部防災班	・中高層建築物災害に係る警察活動の連絡調整
	環境水道部環境班	・警察と連携して遺体検視等所要の措置

第1 消防本部

1 消防活動体制

中高層建築物に係る災害が発生した場合は、消防本部はおおむね次のとおり消防活動体制を早期に確立し、市とともに応急対策を実施する。

- (1) 出場基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2 消防活動内容

消防本部による消防活動は、火災及びガス漏れ事故等に留意し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏えい事故

1) 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに火災警戒区域を設定して必要な措置を行う。

2) ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- ア ガス検知器等による検知が、爆発下限界値の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- イ 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- ウ 爆発に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
- エ 火花を発生する機器の使用及び火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

3) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、設置したガス会社等が行うものとする。ただし、消防隊がガス会社等に先行して災害現場に到着し、ガス会社の到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏えいがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊がガスの供給を遮断したときは、ただちにその旨をガス会社等に連絡する。

4) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえガス会社等が行うものとする。

(2) 火災等

1) 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- ア 救助活動体制の早期確立と実施時期
- イ 活動時における出場小隊の任務分担
- ウ 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

2) 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- ア 中高層建築物等の消防用設備の活用
- イ 活動時における出場小隊の任務分担
- ウ 浸水、水損防止対策
- エ 排煙、進入時等における資機材の活用

第2 警察

人命保護を最重点として、本部 第2章 第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。市（防災班）は警察の活動について連絡調整を行う。

1 警備本部等の設置

警察署幹部職員の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、併せて現地警備本部を設置する等して災害応急対策を実施する。

2 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と、消防機関や救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と、危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全・迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るため、必要な交通規制を実施する。

6 その他

市は関係機関と連携して被害調査、事故原因の究明を行う。消防本部は警察と連携して現地実況検分等を、また環境班は警察と連携して遺体検視等所要の措置をとる。

第29節 二次災害の防止

降雨等に伴う二次災害及び危険物・毒劇物等の漏えい等に伴う二次災害に対する活動を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	消防部消防班	・危険物・毒劇物取扱施設等の安全確保に必要な対策
第2 降雨等に伴う二次災害の防止	総務部防災班 都市整備部土木班 都市整備部建築班	・降雨等による二次災害防止活動
	都市整備部建築班	・空き家対策

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発並びに流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

市は、これらの被害を最小限に止めるため、第4編 事故対策編 第5章 危険物等対策の規定に基づき、県や関係機関と協力しつつ災害の拡大防止及び従業員や周辺の地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

1 市の対応

(1) 安全確保

市職員、消防職員、消防団員、警察官や自衛隊員等は、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保、二次災害被災防止に努める。

(2) 二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検

土木班及び建築班等は、降雨等による二次的な浸水害・土砂災害・宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するも。

また、防災班は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の周知を行う。

*アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

(3) 空き家等

建築班は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障

となる空き家等の全部又は一部の除却等の二次災害防止措置を行う。

2 土砂災害警戒情報

福岡管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

第30節 農林水産施設等の災害応急対策

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため市は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 農業用施設応急対策	産業振興部農林水産班	・農業用施設応急対策
第2 農作物応急対策	産業振興部農林水産班	・農作物応急対策
第3 畜産応急対策	産業振興部農林水産班	・畜産応急対策
第4 林産物応急対策	産業振興部農林水産班	・林産物応急対策
第5 水産施設・水産物応急対策	産業振興部農林水産班	・水産施設・水産物応急対策

第1 農業用施設応急対策

農林水産班は、災害時において農業用施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

- 1 かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3 ため池対策
 - (1) ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低水位管理の提言や堤体の補強等を行う。
 - (2) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるとともに、速やかに県、関係機関へ通報する。
 - (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第2 農作物応急対策

農林水産班は、病虫害防除、応急技術対策、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

1 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農林水産班は、農林事務所、普及指導センター、農協の指導関係者等と協力して対策技術の指導を行う。

2 稲、麦、大豆の応急措置

(1) 再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は応急対策用として九州農政局、米麦品質改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

(2) 代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

(3) 病虫害防除

病虫害の発生状況を的確に把握し、生産者に対し速やかに情報伝達を行い、適切な防除を指導する。

3 果樹の応急措置

(1) 干害対策

敷きわら、敷草等により土壌表面の被覆を行い、可能な限り水分の蒸散量を少なくする。また、適正結果（摘果）に努める。しかし、灌水が最も効果があるので、あらゆる手段を講じて実施する。また、熟期に達した果実の収穫を急ぐ。

(2) 台風・水害対策

- 1) 台風の襲来直前、おおむね熟期に達した果実は早めに収穫する。
- 2) 樹が倒伏した場合早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。
- 3) 潮風害の発生が懸念される場合には、潮風飛来直後十分散水して塩分を洗い落す。
- 4) 土砂崩れ等で埋没したものは土砂を除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。
- 5) 落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。
- 6) 襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。
- 7) 冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

4 野菜の応急措置

(1) 干害対策

- 1) 冠水を実施する。
- 2) マルチや敷きわら等により土壌の乾燥を抑える。
- 3) 果菜類では若どりを実施し、草勢の維持を図る。
- 4) 乾燥すると害虫の発生が多いので害虫予防のための薬剤を散布する。
- 5) 被害の程度によりまき直しや改植を実施する。

(2) 水害、台風対策

- 1) 収穫可能なものは早めに収穫する。
- 2) 株元が露出した場合は、排水後、土寄せを実施する。
- 3) 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の葉面散布を行う。
- 4) 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。
- 5) 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

5 花きの応急対策

(1) 干害対策

- 1) 敷きわら、敷草等により土壌の乾燥を抑え、可能な限り灌水を実施する。
- 2) 草勢が弱っている場合は、液肥を灌水に加用する。
- 3) 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

(2) 水害、台風対策

- 1) 株元が露出した場合は、排水後土寄せを実施する
- 2) 茎葉に付着した汚泥を洗2流し、薬剤を散布する。

- 3) 圃場周辺に防風施設を設置し、ハウスは補強を行う。
- 4) 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

6 飼料作物応急措置

(1) 干害対策

- 1) 可能な限り灌水を実施する。
- 2) 発芽不良の場合は、被害程度に応じて追播を行うかまき直しを行う。
 - ア 可能な限り灌水を実施する。
 - イ 発芽不良の場合は、被害程度に応じて追播を行うかまき直しを行う。

(2) 水害対策

- 1) 排水に努める。
- 2) 生育初期の場合、追肥を行い生育の回復を図る。

(3) 台風対策

倒伏後の回復の見込みがないときは、高刈りにより、土砂が混入しないように収穫する。

第3 畜産応急対策

農林水産班は県の指導の下、災害時において家畜伝染病の発生予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の防止に努める。

また、治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に対し治療を要請する。

第4 林産物応急対策

農林水産班は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、以下のとおり県や関係機関等と協議のうえ被災立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

1 被災立木竹の除去

- 1) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- 2) 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

2 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため土地所有者や立木竹所有者と連携して、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

3 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

(1) 干害対策

- ア. 灌水を実施する。
- イ. 病虫害の防除を実施する。

(2) 浸冠水対策

- ア. 排水を実施する。
- イ. 病虫害の防除を実施する。

(3) 風害対策

- | |
|-----------------------------------|
| ア. 即効性追肥を実施する。
イ. 病虫害の防除を実施する。 |
|-----------------------------------|

第5 水産施設・水産物応急対策

1 水産施設

農林水産班は、災害により水域施設、けい留施設等の漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかな応急措置の実施を県に要請し、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう漁港の維持に努める。

また、漁業協同組合等の協力を得て災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ以下の応急措置を県や第七管区海上保安本部に要請する。

- (1) 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときの、航行警報の発令、船舶所有者等に対する障害物の除去等、船舶交通の危険を防止するための措置に関する指示・勧告
- (2) 船舶の幅輻が予想される海域における船舶交通の整理・指導
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合の船舶交通の制限・禁止
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められる場合の、水深検測や応急標識設置等による水路の安全確保

2 水産物

(1) 中間育成及び養殖用種苗の補充斡旋依頼

農林水産班は、災害により中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、関係機関からの補充に関する斡旋を県に依頼する。

(2) 病害の防除に関する指導要請

農林水産班は、災害により水産生物に生理障害等病害の発生が予想され、また発生した場合は、その防除対策についての適切な指導を県の水産海洋技術センターに依頼する。

(3) 油の流出等に対する措置

生簀の移動を指導する。

調整ページ

第4部 災害復旧・復興計画（各編共通）

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1節 基本方針	総務課、他関係各課	・基本方針
第3節 行橋市災害復旧・復興推進本部の設置	総務課、他関係各課	・災害復旧・復興推進本部の設置

第1節 基本方針

市は、被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、国や県等の関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画を作成する。
- 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ市が主体的に取り組むとともに、国の支援を受けながら計画的に行う。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。

- 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。



第3節 行橋市災害復旧・復興推進本部の設置

大規模災害からの復旧・復興に向けて、市長を本部長、副市長を副本部長、各部の長、教育長、並びに市長公室長、消防長、議会事務局長、防災危機管理室長、総務課長、会計管理者を本部員とした行橋市災害復旧・復興推進本部を設置し、全力を挙げて推進する。

第2章 災害復旧事業の推進

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、国、県と緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

また、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興の場合、必要に応じ、国、関係地方行政機関等に職員の派遣を要請する。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 災害復旧事業計画	関係各課	・災害復旧事業計画の作成
第2節 激甚災害の指定	関係各課	・激甚法による災害復旧事業の実施

第1節 復旧事業計画

被災施設の復旧にあたっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

◆災害復旧事業の種類

種 類	復旧事業項目	根拠法
1 公共土木施設災害復旧事業計画	(1)河川 (2)海岸 (3)砂防設備 (4)治山施設 (5)道路、橋梁 (6)漁港、港湾 (7)下水道 (8)公園 (9)林地荒廃防止施設 (10)地すべり防止施設 (11)急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2 農林水産業施設災害復旧事業計画	(1)農地、農業用施設 (2)林業用施設 (3)漁業用施 (4)共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
3 都市施設災害復旧事業計画	(1)都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 (2)市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
4 公営住宅災害復旧事業計画	(1)災害公営住宅の建設 (2)既設公営住宅	公営住宅法
5 公立文教施設災害復旧事業計画	(1)公立学校施設 (2)公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

種 類	復旧事業項目	根拠法
6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	(1) 社会福祉施設 (2) 児童福祉施設 等	生活保護法、児童福祉法、 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 老人福祉法、売春防止法
7 医療施設災害復旧事業計画	(1) 医療施設	医療法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
8 公営企業災害復旧事業計画	(1) 病院 (2) 上水道 (3) 簡易水道事業	医療法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 水道法
9 公用財産災害復旧事業計画	(1) 行政的、社会的な影響を勘案した効用財産	
10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画	(1) ライフライン・交通輸送機関	
11 文化財災害復旧事業計画	(1) 文化財	

12 旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

そのため、市は、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受け迅速かつ円滑な災害復旧事業を行う。

第1 激甚災害の指定手順

指定の手続きは、市長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される

なお、激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

なお、激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 市

市に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

2 県

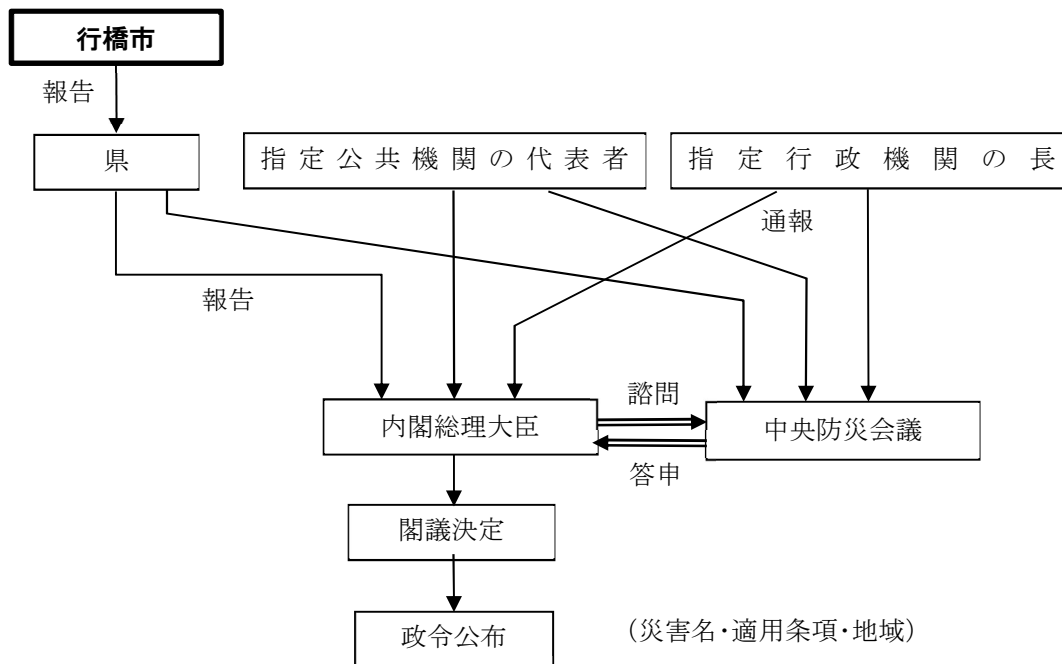
市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3 激甚災害の指定促進

基本法に規定する激甚災害が発生した場合には、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

◆激甚災害指定手続きのフロー



◆激甚災害に係る財政援助措置の対象

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条～第4条)	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害福祉サービスの事業の用に供する施設等に係る災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条) (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第6条) (3) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第7条) (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第8条) (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (激甚法第9条)

助成区分	財政援助を受ける事業等
	(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条） (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条） (8) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
中小企業に関する 特別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条） (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条） (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）
その他の財政援助 及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（激甚法第20条） (5) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条） (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条） (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例（激甚法第25条）

第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や、罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努める。

その際、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる広報活動や相談窓口等の環境の整備に努める。

第1節 罹災証明書の発行

市は、被災者の応急的な救済を迅速に行い、早期の地域の復旧と地域社会の安定に資するために、災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明を交付する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 罹災証明書の発行	防災危機管理室	罹災証明書の発行

第1 被害調査

市（防災危機管理室）は、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努める。また、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

1 実施体制

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制、その他必要な措置は、次により講じるよう努める。

- (1) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局の確立
- (2) 被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成
- (3) 罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備
- (4) 関係職員が事務処理にあたって参照できる簡便なマニュアルの作成
- (5) 他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築

2 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

- (1) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体並びに災害ボランティア等への協力を要請する。
- (2) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- (3) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

3 被害家屋調査の実施

(1) 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1か月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟毎の内部立入調査により実施する。

第2 罹災証明の交付

被災者から、罹災証明の申請が行われた場合は、罹災台帳により確認のうえ、罹災証明書を発行する。被害調査等により客観的に判断できない場合は、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う

◆罹災証明の担当及び証明の範囲

防災危機管理室	○家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等
消防本部	○焼損、水損、爆破

2 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市長が行うこととする。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についての罹災証明は、消防本部が定める規程に基づき消防長が行う。

【資料編4-1】罹災届出兼証明願

【資料編4-2】罹災証明書

【資料編4-3】被害届出兼証明書

第2節 被災者台帳の整備

市(防災危機管理室)は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳(以下「被災者台帳」という。)を作成する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第2節 被災者台帳の整備	税務課	・被災者台帳の整備

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 り証明書の交付の状況
- 11 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。
- 2 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 3 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 市長は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を県に要請し収集する。

第3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下「台帳情報」という。)を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4 台帳情報の提供

- 1 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- 3 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が、不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第3節 生活相談	市民相談室	・災害時の行政サービス総合窓口
	関係各課	・災害時における住民から罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等の各種生活相談

市は、災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる相談を行う。

- 1 大規模災害時には、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内等に「災害相談窓口」を開設し、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。
 - (1) 災害相談窓口は関係各課により編成する。
 - (2) 行方不明者等の問合せの受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。
 - (3) 災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。
- 2 市は、国や県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では市の対策のみではなく、総合的な観点での情報提供や必要に応じた確かな窓口への誘導を図る等して丁寧な対応に努める。
- 3 市は、市外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供に努める。

第4節 女性のための相談

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第4節 女性のための相談	地域福祉課	・災害時及び指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談

市は、災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる相談を行う。

- 1 指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受けるため窓口を設置する。
- 2 災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、県が行う電話相談の実施や、県の京築保健福祉環境事務所等と共同し指定避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。

第5節 雇用機会の確保

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第5節 雇用機会の確保	商業観光課	・災害時の雇用機会の確保

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起・更生できるよう、被災地域内の事業所等への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な対応について、被災者生活再建計画として平常時から確立しておき、災害復旧対応から復興対応へと移行していく際に、遅滞なく雇用対策を推進するように努める。
- 2 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■職業安定所の措置

(1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助にあたっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

- 1) 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
- 2) 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- 3) 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分等

災害時には国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されることから、市はこれらの受入体制を早期に確立する。また、罹災者に寄託された義援金品の配分は次により行う。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第6節 義援金品の受付及び配分等	会計課	・義援金の受付及び配分等
	地域福祉課	・義援品の受付及び配分等

第1 義援金品の募集

義援品の募集にあたっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

物資については、企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めることを周知することも考慮する。

第2 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、義援金品の受付にあたり、氏名や住所（匿名を希望する者はその意思を優先する）並びに寄託内容等について台帳としてとりまとめ、義援金品の紛失等が起らないよう保管や管理について徹底する。

義援品の受入れに際しては、被災地のニーズに応じた物資とすること、品名を明示する、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすること等、義援品提供者に呼びかける。

【資料編4-4】義援金品受領書

第3 義援金品の配分及び輸送

- 市は、知事又は日本赤十字社から配分を委託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て罹災者に遅滞なく配分する。
- 義援金品の配分は、次の基準により義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合はこの基準によらないことができる。

◆配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
	床上浸水世帯	1

義援品	指定避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するにあたっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。
------------	---

3 配分の方法

災対本部が設置されているときは輸送班が、災対本部が設置されていないときは地域福祉課が対象者等へ配分する。

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やNPO・ボランティア等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

4 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者その他義援金品の配分に関し適当と認める者をもって構成する。

- (1) 各部長
- (2) 各班長
- (3) その他部長が選任した者

第4 義援品保管場所

市は義援品の保管場所についてあらかじめ検討しておく。また、義援品の保管にあたっては紛失等が発生しないよう地域福祉課長、あるいは地域福祉課長が指名する市職員（責任者代理）が立ち会うなど義援品の出し入れの管理を徹底する。

第7節 生活資金の確保

市は、災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第7節 生活資金の確保	総務課 地域福祉課 建築政策課 他関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金を支給 福岡県被災者生活再建支援金の支給 生活福祉資金の貸付け

第1 被災者生活再建支援制度

市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、都道府県が拠出した基金を活用して、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

地域福祉課は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、これらを取りまとめの上、県に提出する。

1 対象となる自然災害及び支給対象世帯

◆法適用の要件

対象となる 自然災害	適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であって次のいずれかに該当するもの。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 (5) (1)又は(2)に規定する市町村もしくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 (6) (1)又は(2)に規定する市町村を含む都道府県もしくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る) における自然災害
対象となる 支給対象世帯	支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。 (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続してい

	る世帯(長期避難世帯) (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)
--	--

2 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、以下の2つの支援金の合計額が支給される。なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 (1)に該当)	半壊 (支給対象世帯 (2)に該当)	長期避難 (支給対象世帯 (3)に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 (4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

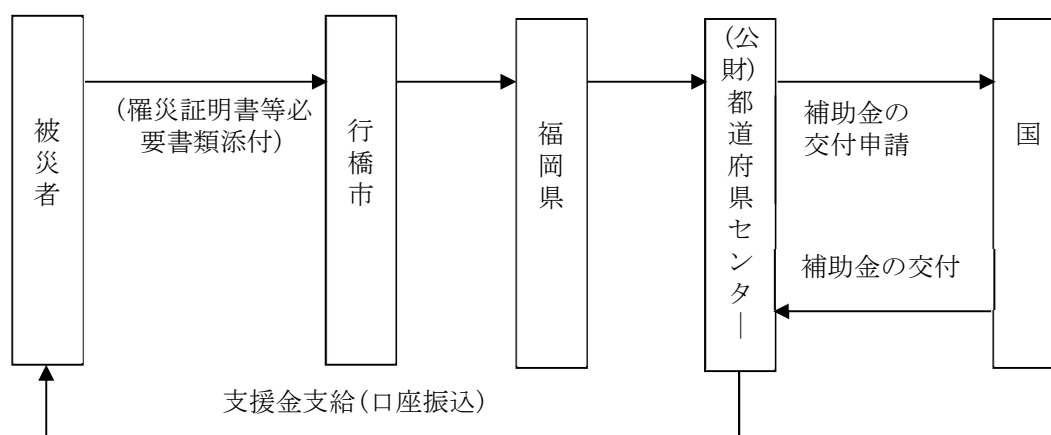
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	全壊～大規模半壊 支給対象世帯(1)～(4)該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 支給対象世帯(5)該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合

- ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200(又は100)万円
- ・中規模半壊世帯は、合計100(又は50)万円

3 支給手続

支給申請は被災者が市に行き、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県センターに委託している。

申請期間

基礎支援金	災害のあった日から13ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から37ヶ月の間

第2 福岡県被災者生活再建支援金

市内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない市の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第3 生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長・促進を目的として、災害救助法の適用に至らない程度の災害等により負傷し、又は住居・家財等に被害を受けた低所得世帯のため、福岡県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。なお、申し込みは市社会福祉協議会が窓口になっている。

【資料編 4-5】行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料編 4-6】行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料編 4-7】行橋市災害見舞金支給要綱

第4 災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市が条例等の定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を低利率にて被災者へ貸付ける。

制度の詳細については、第4部 第4章 第1節「金融措置」第1のとおりである。

第8節 郵便事業の特例措置

災害救助法の適用があった場合において、日本郵便株式会社は災害の態様及び公衆の被災状況等の被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。市は、日本郵便株式会社が実施する災害特別事務の内容や援護対策について、被災した住民をはじめとして、市民に対し広報並びに特例措置に関する内容周知を図るよう努める。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第8節 郵便事業の特例措置	総務課	・郵便事業の特例措置処理

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱い場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

第3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、行橋郵便局長は被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用物品を内容とする「ゆうパック」及び救助用・見舞用「現金書留郵便物」の料金免除を実施する。

第9節 租税の徴収猶予、減免等

市は、被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類提出に関する期限延長・徴収猶予等について、市が定める条例等の規定に基づいて実施する。また、あわせてこれらの猶予・減免措置を行う場合においては、広報誌やホームページ等で内容の周知を徹底し、税の徴収について不公平感をなくすよう努める。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第9節 租税の徴収猶予、減免等	税務課	・租税の徴収猶予、減免等の実施

第1 市税等の徴収猶予・減免措置

被災者に対する市税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は市条例等の規定に基づき実施する。

1 市税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、次の方法により災害がおさまった日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長する。

2 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の徴収を猶予する(地方税法第15条)。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

3 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。

(1) 固定資産税の減免

災害により自己の所有する土地、家屋又は償却資産につき生じた損害金額が、その土地、家屋又は償却資産の価額の10分の2以上となる場合、当該年度分の固定資産税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)の額を軽減し又は減免する。

(2) 国民健康保険税の減免

当該年度において、天災地変等によって生活が著しく困難となり、当該年度内にその回復の見込みがない場合、当該納税者(世帯主)の申請によって国民健康保険税(災害が発生した日において、既に納期が経過している分を除く)を軽減し又は減免する。

第2 県税の減免等の措置

市は、住民が災害により被災した場合には、県の税務部署などと密に連絡しつつ、次のような県税の減免などの措置があることについて、その制度や内容を広く周知し、被災地の復興と住民の生活基盤の安定に資するよう努める。

1 被災者に対する県税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められたときは、その者の申請に基

づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。

2 被災者に対する県税の徴収猶予

県は、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められたときは、その者の申請に基づき、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限りその徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 被災者に対する県税の減免

県は、納税者が災害により著しく資力を喪失して納税困難のため必要があると認められたときは、その者の申請に基づき、県税を減免する。また、特別徴収義務者が災害により徴収不能などであると認める場合には、その者の申請に基づき、納入義務などの免除を行う。なお、個人県民税については、市が個人市町村民税を減免した場合においては、その取扱いに準じて減免する。

(1) 個人事業税

事業用資産等を被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

(2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋の取得について減免する。

(3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

(4) 軽油引取税

災害により軽油の代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった場合又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

(5) 産業廃棄物税

産業廃棄物の焼却処理又は埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税を受け取ることができなくなった場合又は徴収した産業廃棄物税額を失った場合、その納入の義務を免除する。

4 滞納処分の執行の停止等

滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

第3 国税の減免措置

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

1 申告等の期限の延長

2 徴収猶予

- (1) 納期限未到来の場合の徴収猶予
- (2) 通常の場合の徴収猶予
- (3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

3 減免措置

【資料編 4-5】 行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料編 4-6】 行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料編 4-7】 行橋市災害見舞金支給要綱

【資料編 4-8】 行橋市市民税減免取扱規則

【資料編 4-9】 災害被害者に対する固定資産税の減免に関する規則

【資料編 4-10】 災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する規則

第10節 災害弔慰金等の支給等

市は条例等の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等を遅滞なく被災者へ支給する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第10節 災害弔慰金等の支給等	地域福祉課	・災害弔慰金等の支給等

第1 災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1) 生計維持者	500万円
	(2) その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	

第2 災害障害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の障がい者に対し災害障害見舞金を支給する。

なお、弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1) 生計維持者	250万円
	(2) その他の者	125万円
障がいの程度の程度	(1) 目が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第3 災害見舞金の支給

市内における災害（災害救助法による救助の行われる災害を除く。以下「災害」という。）により住宅に被害を受けた者に対し、市は、「災害見舞金支給要綱（昭和59年3月9日）」に基づき災害見舞金を支給

する。

◆市条例に基づく災害見舞金

全焼、全壊もしくは流出	50,000円／世帯
半焼、半壊	20,000円／世帯

【資料編4-5】行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料編4-6】行橋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料編4-7】行橋市災害見舞金支給要綱

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	総務課	・災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- 1 インターネット、SNSによる情報提供
- 2 風評被害対策用リーフレットの作成
- 3 車内吊り広告
- 4 テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 5 広報紙への掲載
- 6 講演会の開催 等

第4章 経済復興の支援

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第1節 金融措置

市は、地域が災害により大きく被災した場合を常に想定して、平常時から被災後における地域の経済復興のあり方等をあらかじめ検討しておくとともに、被災した場合においては地域の復旧・復興を早期に進めていくため、次のような経済復興に向けた金融支援などについて関係機関と連携して推進していく。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 金融措置	総務課、他関係各課	第1 災害援護資金
	地域福祉課	第2 生活福祉資金
	地域福祉課	第3 母子父子福祉資金・寡婦福祉資金
	建築政策課 農林水産課 商業観光課	第4 民間施設等の災害復旧資金の助成

第1 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居もしくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯あたり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。これらの資金貸付けの財源については、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市町村に無利子で貸し付けることとなっている。

なお、災害援護資金貸付の概要は次の表のとおりであり、市は平常時からこれらの制度について広報誌やホームページ等を通じ広報を行い、制度の周知に努めるほか、災害時にはこれらの制度の問い合わせや利用に対して迅速に対応する。

◆災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	(1) 家財の1/3以上の損害	150万円
		(2) 住居の半壊	170万円
		(3) 住居の全壊	250万円
		(4) 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	(1) 1と2のアの重複	250万円
		(2) 1と2のイの重複	270万円
(3) 1と2のウの重複		350万円	

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害	
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
	(1) 2のイの場合	250万円
	(2) 2のウの場合	350万円
	(3) 3のイの場合	350万円
貸付条件	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
利率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)	
償還期間	10年 (据置期間含む)	
償還方法	年賦又は半年賦	
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	

第2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用を受けない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、次のとおり資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

1 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に資金を貸し付ける。

2 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、経費として資金を貸し付ける。

3 教育支援資金

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に入学、就学するのに必要な経費を貸し付ける。

4 不動産担保型生活資金

第3 母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付

市は、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭や寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子父子福祉資金の貸付を行う。

地域福祉課は、この受付事務を行う。

第4 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。市はこれらの制度の活用について住民に広く周知するように努める。

1 農林漁業復興資金

市は、県や関係融資機関と協力して、農林中央金庫資金、信用漁業協同組合連合会資金、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

2 中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

組合金庫や金融公庫は、被災者に対し、災害の程度に応じて、その都度融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

（1）商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

（2）株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）による災害復旧資金貸付

被災中小企業者に対し、所定の条件により災害復旧貸付を行う。

（3）株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）による措置

被災者に対して、必要であると認めるときは次の措置をとることがある。

- 1) 債務者に対して償還期間を延長する。
- 2) 新たに借り受けるときは、据置期間や償還期間を延長する。
- 3) 閣議決定により利率を引下げる。
- 4) 所定の条件により災害貸付を行う。

第2節 流通機能の回復

市は、早期に市における流通機能の回復を図り、被災者の生活の安定の確保と、経済の復興の促進に努める。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第2節 流通機能の回復	商業観光課、他関係各課	・流通機能の回復

第1 商品の確保

市及び県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を災害後の早期に把握し、不足量については、国、他都道府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるように努める。

第2 消費者情報の提供

市及び県は、被災者に対して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、また広報していくことで消費者の利益を確保するとともに、消費者の災害後の心理的パニックやデマ・風評を防止する。

第3 各種市場・取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等が、速やかに営業活動や取引事業を再開できるよう相互に連携するとともに、市はこれらの施設、設備の復旧を図るよう助言又は指導する。また、各鉄道、道路並びに港湾等管理者は、速やかに自らが管理する施設の復旧作業を行い、物流機能を確保するように努める。

第5章 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関等は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施し、円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 復興計画作成の体制づくり	総合政策課、関係各課	・復興計画作成、体制の整備
第2節 復興に対する合意形成	総合政策課、関係各課	・激甚法による災害復興に係る合意形成
第3節 復興計画の推進	総合政策課、関係各課	・復興計画の推進

第1節 復興計画作成の体制づくり

災害に強いまちづくりを計画的に進めるため、復興後の早い段階で復興計画を作成する。そのため、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行のための体制（市と県及び関係機関との連携、国との連携）を整備する。

また、「住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していく」という取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、住民との対話や合意形成等を行いつつ、諸事業を調整し計

画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたり復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。